

2020 年度 点検・評価報告書

相模女子大学



目 次

序章	1
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	9
第 3 章 教育研究組織	18
第 4 章 教育課程・学習成果	22
第 5 章 学生の受け入れ	44
第 6 章 教員・教員組織	51
第 7 章 学生支援	59
第 8 章 教育研究等環境	68
第 9 章 社会連携・社会貢献	76
第 10 章 大学運営・財務	83
第 1 節 大学運営	83
第 2 節 財務	93
終章	97

序 章

相模女子大学は、1900年に西澤之介が当時の東京市本郷区(現・東京都文京区湯島)に設立した日本女学校を起点として、2020年に創立120周年を迎えた。高等教育機関としての直接の前身は、同じく西が1909年東京市小石川区(現・東京都文京区大塚)に設立した帝国女子専門学校であるが、1945年4月に戦火により校舎を焼失、1年間各所を転々とし、1946年に現在の神奈川県相模原市に移転、1949年に新制度における大学としての認可を受けて今日に至っている。

2020年は世界的なコロナ禍で、本学もかつてない状況に直面したが、戦前そして戦中・戦後も幾多の苦難のあったなかで学園を存続させてきた先人たちを思い、新たな教育・研究のあり方を考える契機と前向きに捉え、教職員の努力と創意工夫により所定の教育課程を完了することができた。そのうえでの今回の大学基準協会への大学評価申請であることを、まず記しておきたい。

さて、本学は2002年度に大学基準協会の加盟判定審査を受け、正会員校として認められ、その後2007年度、2014年度と二度の審査を経て今回の受審に至っている。前回の審査においては、適合との認定は受けたが、特に学生募集・定員充足についてと、大学院の教育システムについて、改善課題としての指摘を受けた。この間その改善に取り組んできたことは言うまでもないが、それ以外の点でも受審の経験を生かすべく、努力を重ねてきた。

過去2回の受審においては、その準備において、ともすれば審査を受けるための特別な自己点検として捉え、その年度に限って集中的に行っていたのが実態だった。しかし、前回の受審からの7年間は、自己点検・評価の仕組みを整え、毎年の点検・評価を恒常化してきており、今回の受審に当たっては、それを特別なことと捉えるのではなく、通常の点検・評価の延長として取り組むことができた。このことが、過去2回の受審を経ての最大の改善点であると考えている。

こうした恒常的な自己点検・評価の仕組みを整えてきたことは、大きな前進ではあるが、一方ともすればそれがマンネリ化し、形骸化する恐れもなしとしない。しかしこの間、社会情勢の変化や、文部科学省、大学基準協会等から示される指標に常に注意を払い、自己点検・評価の視点や項目について更新していくことで、そうした懸念を払拭し、新たな観点を取り入れながら、毎年ていねいな点検・評価を行ってきた。直近においては、「質保証」の観点から、自己点検・評価のあり方や仕組みをあらためて見直しながらの作業を行った。こうした取り組みは、各学部長、学科長、研究科長そして事務部署の部課長といった管理職・役職者の意識の共有と、高い自覚があったことで可能になったと感じている。

大学を取り巻く環境は、コロナ禍は異例としても日々目まぐるしく変化している。本学が前回改善課題として指摘を受けた学生募集についても、本学の努力で改善した部分もあるとはいえるが、率直に言えば東京23区内の大学の定員厳格化の恩恵を受けたことは否定できない。いま異例としたコロナ禍の影響も、オンライン授業の一般化をはじめとして、今後の大学のあり方を大きく変えていくことは確実であろう。こうしたなか、「大学の理念・目的」の確認から始まる大学基準協会の審査は、常に大学の本来のあり方を見失わな

い指針であり、同時に新しい状況に臨機応変に対処するための指標でもある。今回の受審もまた本学にとって貴重な学びとなるはずであり、言わずもがなのことではあるが、厳正な審査をお願いする次第である。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2. 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

相模女子大学は、女子に広く高度な知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成することを目的とすることを寄附行為および学則に明示している（資料 1-1【ウェブ】、資料 1-2【ウェブ】）。

学校法人相模女子大学寄附行為

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び、学校教育法に基づいて、学校教育を行い、高潔善美にして社会に有用な人材を育成することを目的とする。

相模女子大学学則

第1条 相模女子大学は、女子に広く高度な知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成することを目的とする。

この理念・目的の基本となる「高潔善美」は、本学の創始者西澤之助が、女子の地位が確立されていなかった時代において自立した女性を育成するために 1900 年に設立した日本女学校の理念であり、「品格ある美しさを備え、先進的に行動できる女性」を育成するという、本学の教育の基本を表している。

また、大学の理念・目的を踏まえて、相模女子大学学則において各学部の目的を明示している。学芸学部（相模女子大学学則第 2 条の 3）では、「真に自立した人間の育成を目指し、人文科学系の学問を中心に、総合的な知識・教養・倫理を教授し、情報化・国際化社会に対応できるコミュニケーション能力の養成」、人間社会学部（相模女子大学学則第 2 条の 4）では、「社会の動きやしくみを的確に把握する力、感性を生かして人の心を敏感に感じ取る力を育むとともに、社会人としてあるべき教養とマナーを身につけ、自立の実現をめざし、社会の発展と人類の平和に貢献できる人材の育成」、栄養科学部（相模女子大学学則第 2 条の 5）では、「食による健康維持、疾病の予防と治療が実践できる質の高い専門知識と技術を習得し、食の現場で活躍できる人材、かつ教職の場で栄養指導ができる人材、さらに食の安全衛生に関する監視・指導を行うことのできる人材の育成」を定め、学部における目的を達成するために、各学科の専門性に基づき、それぞれの目的を明示している（資料 1-2【ウェブ】）。

また、大学院栄養科学研究科については、相模女子大学大学院学則第 6 条の 2 において「高い職業倫理を基礎とした豊かな学識と高度の研究能力を備えた人材を養成することによって、社会に貢献すること」を明示し、栄養科学研究科においては、「豊かな人間性と高

い職業倫理に基づいて、最新の生命科学に視点を置いた栄養教育を施し、人の健康増進と疾患の治療に貢献する生命科学の知識を修得した管理栄養士・栄養士の教育者及び研究者を養成すること」を明示している（資料 1-3【ウェブ】）。

また、専門職大学院については、相模女子大学専門職大学院学則第 6 条の 2 において「高い職業倫理を基礎とした豊かな学識と高度の研究能力を備えた人材を育成することによって、社会に貢献すること」を明示し、社会起業研究科においては、「豊かな人間性と高い職業倫理に基づいて、社会的課題をビジネスによって解決するための体系的で実践的なノウハウを学んだ、社会起業家を養成すること」を明示している（資料 1-4【ウェブ】）。

以上のことから大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2. 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前述のとおり、大学及び大学院の理念・目的については、各学部・学科及び研究科の目的として各学則に明示しており、本学のホームページ上で公表している（資料 1-2【ウェブ】、資料 1-3【ウェブ】、資料 1-4【ウェブ】）。

また、毎年度発行する Student Handbook（大学：資料 1-5 p. 50-61 大学院：資料 1-6 p. 46-51 専門職大学院：資料 1-7 p. 42-46）に学則を掲載し、学生に周知している。

新入生には学科毎に開催するオリエンテーションの際に、Student Handbook に掲載されている理念・目的を説明し、理解を深めている。また、教職員については、学則や関連規程を確認できる環境を整備している。

理念・目的の達成に向けて、2010 年の創立 110 周年の節目に新たなスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」を定め、「女性ならではのしなやかな発想力、豊かな包容力」を身につけながら、「地域社会の未来を女性ならではの着眼点で発想し、貢献する女性を育成すること」を本学のより具体的な目標として定め、学内外に周知を図っている（資料 1-8【ウェブ】）。

このスローガンは、本学が今までに取り組んできた教育活動を、今日的な視点で捉えなおすもので、「自立した女性の育成」や「先進的に行動できる女性」の具体的なあり方として、しっかりととした視座をもち、見つめることで、個性豊かな発想を生み出すことができる女性を育成したいとの姿勢を示している。

このスローガンの実現に向けて、2010 年に学長をリーダーとするブランディング・プロジェクトが発足し、これまでに様々な活動を展開してきた。（資料 1-9【ウェブ】）

学生に向けては、2011 年度から、すべての授業科目を「見つめる科目」「見つける科目」に分類し、シラバスに記載することにより、学生たちにスローガンへの理解・意識を高める

工夫を行ってきた。(資料 1-10 【ウェブ】)

また、2012 年度から、「さがみ発想講座」を大学の全学共通科目として開設し、教員がそれぞれの専門分野で活用している「発想法」について、オムニバス形式で担当するユニークな授業を開講している。(資料 1-11 【ウェブ】)

また、各学科の教育活動において「優れた発想」による学修活動を表彰する「発想賞」を設け、毎年、表彰を行っている。(資料 1-12)

また、社会に向けては、2012 年から、地元企業とコラボレーションする形で「さがみ発想コンテスト」をこれまでに 10 回開催してきた。2020 年度は、コロナの影響により企業とのコラボレーションが実現できず、開催が危ぶまれたが、コロナ禍ならではの「『発想×コロナ：新型コロナを糧としたよりよい生活とは』をテーマに、Web を活用したエントリー・投票・審査を経て、グランプリ 1 名、準グランプリ 2 名、入賞 3 名を決定した。(資料 1-13 【ウェブ】)

上記の他、地域連携並びに产学連携活動など多様なプロジェクト活動によって、日経グローカル誌「大学の地域貢献度ランキング」において、2011～2019 年度（調査が行われなかつた 2016 年度、2018 年度を除く）の間、全国女子大学で第 1 位を獲得するなどの実績から、「地域社会の未来をユニークな着眼点で発想し、貢献する女性を育成する」という目標の実現を図るため、様々な社会貢献活動に取り組むことで、大学の理念・目的を広く社会に伝えていると言える。(資料 1-14)

以上のことから、本学の理念・目的及び学部・大学院の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

点検・評価項目③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1. 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

「Sagami Vision 2020～総合学園としての約束～（2014 年 4 月制定）」は、創立 120 周年を迎える 2020 年度以降の学園のありたい姿を示すために策定され、学園の新しい教育目標を踏まえた 5 つの約束「学園の教育力の向上」「教育課程の充実」「学園連携教育の展開」「社会連携教育の推進」「安定した経営基盤の確立」を柱にした各学校の目指すべき方向性が示された(資料 1-15 【ウェブ】)。

また、「Sagami Vision 2020」を具現化するための計画として中長期計画（2015 年 4 月制定）が策定され、大学においては、「プランディング推進計画」「教育課程を体系化する計画」などの 14 の計画が位置づけられ、計画の進捗状況については年度毎の事業報告書で報告されている。(資料 1-16 【ウェブ】)

なお、2021 年度以降にむけては、2021 年 3 月、本学の理念・目的を踏まえた新たな中期計画（2021～2025 年度）を策定した。この計画には、今まで本学が果たしてきた社会的な役割を再認識し、より発展させることを目指して、「SDGs を指針とした、開かれた大学へ」をテーマとした「地域社会と繋がる教育」「学際的・領域横断的な知」「学修プロセスの可視化」「社会人のリカレント」という方針を盛り込んでおり、本学の将来を見据えた計画となっている (資料 1-17 【ウェブ】)。

〈大学・大学院〉中期計画「SDGs を指針とした、開かれた大学へ」(2021.3.25策定)

＜基本方針＞

I 地域と連携し、様々な人と触れ合う学びの場であること

一地域連携、社会連携活動をはじめ多様な人々との交流の推進と、その大学教育としての位置づけの確立

持続可能な世界のための教育とは何か。その一つ目のポイントは私たちがこの間進めてきた地域社会とつながる教育である。人は地域のなかで、あるいは様々な社会のなかで生きていくもので、そこで生かすことのできる知識や能力が求められている。いま社会が求めていることは何か、自分にできることは何かを考える、主体的な学びである。それは机上の学びとともに常に人との触れ合いのなかで形成されるものであり、大学は身体的・文化的な差異を超えたインクルーシブな場であることが求められる。

II 幅広い知の交流のある学びの場であること

一学部・学科のありかたの柔軟な再構築と、学部・学科を超えた教育態勢の構築

二つ目のポイントは、学際的・領域横断的な知である。専門性だけでは社会の持続可能性を判断できないことは、今回のコロナ禍においても露わになったわけだが、それは専門性の否定ではなく、専門を他の分野と知的に交流させることが必要だということである。それは本学が目指してきた「発想力」の根幹をなすものもある。

III 学びが可視化され、将来へつながる学びの場であること

一ICTの活用による学習プロセスの可視化の促進と、その活用による教育の検証

三点目として、学習の持続可能性、大学在学時から、さらにその先へ学びを継続するためのベースとして、大学における学習プロセスの可視化を挙げたい。自分が何を知り、何に気づき、どう考え、何をしてきたのか。これら総合的な「学び」を、一人一人が自覚的にとらえることで、自分の成長・変化を可視化し、卒業後、そしてその先の未来の自分への展望を持って生きていく女性を社会へ送り出したい。

IV 卒業生とつながり、多くの社会人にとって持続的な学びの場であること

一卒業生との交流の深化と、卒業生はじめ社会人のための教育システムの構築

上記IIIと関連するが、学びは「学校」の「教育課程」で完結するものではない。学びの持続こそがSDGsの基礎であり、「学校」はその基盤づくりの場と位置付けられる。必然的に、大学は卒業生の将来に責任を持つことになり、卒業生との交流や卒業生のみならず社会人のリカレント教育、生涯学習の提供に力を入れることが求められる。18歳人口が減少していくなかで、地域における真の知の拠点となることが、本学が持続していく道筋でもあり、持続可能な社会にむけて本学が貢献する道筋でもある。

以上、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現するため、法人及び大学として、将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策を設定していると判断できる。

(2) 長所・特色

地域貢献と発想教育が本学の中心的価値であるという認識が、学内外に広く浸透している点が本学の最大の特徴であり、長所である。それをさらに促進するために、以下のような

取り組みを継続している。

ビジョンや中期計画の達成に向けて、2020年度には大学改革のためのSD研修会を3回開催した。「高大連携」、「大学経営」、「ICT」をテーマに設定し、それぞれの分野に精通する外部講師を招いて具体的な先進事例についての理解を深め、ディスカッションを行った。懇談会には、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長、部長等の役職者に加え、学園及び大学の事務職員等が参加した(資料1-18)。

FD研修会も2020年度は2回実施し、例年には高い出席率となった。特にオンライン教育や学修成果の可視化についてなど、データや事例を紹介しながら、本学の教育面の改革に向けて活発な議論が交わされた(資料1-19、資料1-20)。

また、社会人のリカレント教育ニーズを調査するため、2021年1月に東京・神奈川在住の社会人20~50代を対象とした2,500サンプルのオンラインアンケートを実施した。その結果「社会人の大学院に興味がある」とする人が32%にのぼることが分かった(資料1-21)。

さらに、学修成果の可視化促進のため、2021年2月には文部科学省第3次補正予算による募集が行われた「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」に応募し、LMS(ラーニング・マネジメントシステム)データ等をもとにしたDWH(データウェアハウス)の構築を計画しており、そのための専門組織の設置を4月に予定している(資料1-22)。

以上のようにデータやエビデンスをベースにした計画策定に努めている点も本学の特色であると考える。

(3) 問題点

「Sagami Vision 2020～総合学園としての約束～(2014年4月制定)」に基づき、大学改革を推進しているが、すべての教職員が大学の理念・目的及び教育目標に関して十分に理解しているとは言えない状況にあることから、これらの内容をFD及びSD活動のプログラムとして組み込み、教員意識の更なる醸成を図る必要がある。そのためには教職員全員を対象としたワークショップを実施することから始めたい。

併せて、教職員や各組織の役割と権限を明確にし、大学全体で業務の効率化を促進することが課題であると考える。中央教育審議会大学分科会による「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について(審議まとめ)：教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント(2021年2月9日)」を踏まえ、大学全体の業務フローと組織に関する分析を行い、効率化のための重点的投資や組織改革にも着手したい(資料1-23)。

(4) 全体のまとめ

本学は、1900年の創立以来、一貫して女性の高等教育機関として社会的な責務を果たしてきた。将来においてもこの理念・目的を踏まえながら、SDGsに位置づけられた「持続可能な世界」の実現に資する人材の育成を目指して、継続的な教育活動に取り組むことが本学の責務である。

大学の理念・目的を適切に設定し、社会に対して公表し、大学の理念・目的を実現するために中・長期計画に諸施策を設定していることから、「大学基準」に照らして良好な状態にあることから、適切に運用されていると評価する。

2020年度はコロナ禍の影響で新規施策の実行が大幅に遅れたが、次期ビジョンや中期計

画策定の検討を通して、教育、研究、入試、就職、社会貢献などの諸側面において、本学の社会的価値を問い合わせ、その価値を補強していく努力を継続している。今後は本学の社会的ミッションの共有と、客観的な情報に基づく意思決定体制の構築に向けてさらなる努力が必要であると考える。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学では、全学的に内部質保証を推進し、教育研究に係る適切な水準の維持及びその向上を図るため、2019年度に「相模女子大学内部質保証に関する規程」(令和2年3月19日施行) (資料2-1) を制定、2020年度に内部質保証のための全学的な方針及び手続きとして、「相模女子大学内部質保証の基本方針」を次のように定め、内部質保証の目的、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織体制、点検評価のPDCAサイクルの運用プロセスを明示し、大学Webサイトに公表している(資料2-2【ウェブ】)。

【相模女子大学内部質保証の基本方針】

1. 内部質保証の目的

本学の理念、目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動等の諸活動を恒常的に点検評価し、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築し、教育研究に係る適切な水準の維持及びその向上を図る。

2. 組織体制

- 1) 内部質保証の目的を達成するための組織として、全学における内部質保証の推進に責任を負う質保証委員会、自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめる自己点検評価委員会を設置する。
- 2) 質保証委員会は学長を委員長とし、内部質保証システムの運用、自己点検・評価に係る基本方針の策定、点検及び調整、改善の監理、結果の公表について審議する。
- 3) 自己点検評価委員会は副学長(総務担当)を委員長とし、内部質保証委員会が定めた方針及び計画に基づき、自己点検・評価に係る項目及び実施体制の決定、促進及び啓発、結果のとりまとめ等を審議する。

3. 運用プロセス

- 1) 自己点検・評価は、毎年度、学部・学科、大学院研究科、各種全学委員会及び各事務部門(各機関)を単位として実施し、自己点検評価委員会は、自己点検・評価結果を基に自己点検評価報告書を作成し、改善事項を付した上で質保証委員会に報告する。
- 2) 質保証委員会は、提出された自己点検評価報告書が内部質保証の基本方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については大学評議会に報告する。また、改善が必要であると判断した場合は、各機関に対し期限を定めた上で、改善を行うよう指示し、各機関はその状況を報告する。
- 3) 質保証委員会は、各機関の改善結果とともに、指示に基づいた改善活動が行われたかを検証の上、当該年度の自己点検・評価及び改善の結果の総括並びに関係報告書等の公表についての意見を添えて、大学評議会に対し報告を行う。また、質保証委員会は、自己点検評価・報告書及び公表が必要であると判断した情報を速やかに公表する。
- 4) 内部質保証の体制(教育研究の質を継続的に向上させる仕組み)の適切性については、学外者の評価を受けるものとする。

点検・評価項目②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1. 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2. 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

2014 年度に大学基準協会の認証評価を受審し、「点検評価の結果を全学的な自己点検・評価につなげる仕組みとなっていない」との指摘を受け、2016 年度に自己点検評価規程を改正した。年度単位で学部・学科、事務部における自己点検・評価を実施するように改善し、学部・学科、事務部による点検・評価結果を自己点検評価委員会の委員長である学長が統括し、大学評議会及び教授会を通してフィードバックを行った。2019 年度より、第三期の認証評価サイクルに照らして、全学的な内部質保証システムへと整備し、点検・評価結果に基づいた PDCA サイクルを適切に運用するため、「相模女子大学内部質保証に関する規程」(令和 2 年 3 月 19 日施行) (資料 2-1) を制定し、自己点検評価委員会の役割を見直し、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、新たに質保証委員会を設置した。質保証委員会のメンバーは、学長、副学長、総務担当理事、事務局長、学園事務部長、大学事務部長、夢をかなえるセンター部長、学事企画課長、そのほか学長が必要と認めたもので構成し、学長を委員長として、内部質保証システムの運用、自己点検・評価に係る基本方針の策定、点検及び調整、改善の監理、結果の公表について審議している。

自己点検評価委員会のメンバーは、副学長（総務担当）、学部長、研究科長、事務局長、学園事務部長、大学事務部長、夢をかなえるセンター部長、学事企画課長、その他学長が委嘱する者若干名で構成し、副学長（総務担当）を委員長として、内部質保証委員会が定めた方針及び計画に基づき、自己点検・評価に係る項目及び実施体制の決定、促進及び啓発、結果のとりまとめ等を審議している。

点検・評価項目③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2. 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3. 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7. 点検・評価における客觀性、妥当性の確保

● 3 つのポリシー策定のための基本的な考え方

「相模女子大学・相模女子大学短期大学部内部質保証システム」(図 1) のとおり、全学的な教学マネジメントを担う学長室会議において、学長室会議規程 (資料 2-3) に沿って、全学的な観点による 3 つのポリシー（学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針及び入学者受け入れの方針）(資料 2-4【ウェブ】) の策定について協議し、大学評議会規程 (資料

2-5) に沿って、大学評議会にて全学的な方針を審議している。

●内部質保証活動の実施

内部質保証活動の実施としては、「相模女子大学内部質保証の基本方針」(資料 2-2)に基づき、質保証委員会により全学的に内部質保証活動を推進し、学科・研究科・学部・事務部門・各種全学委員会(以下、各機関)において教育研究の諸活動が実施されている。

また、内部質保証の検証として、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部内部質保証システム」(図 1)のとおり、自己点検評価委員会により各機関にて教育研究の諸活動における自己点検・評価を実施し、教職員自身で、授業内容、授業方法、社会連携活動等の有効性を検証している。さらに、質保証委員会にて、各機関で実施された点検・評価結果を検証し、各機関に点検評価結果としてフィードバックすることで、教育研究活動の改善に繋げ、継続的な質の向上を図っている。

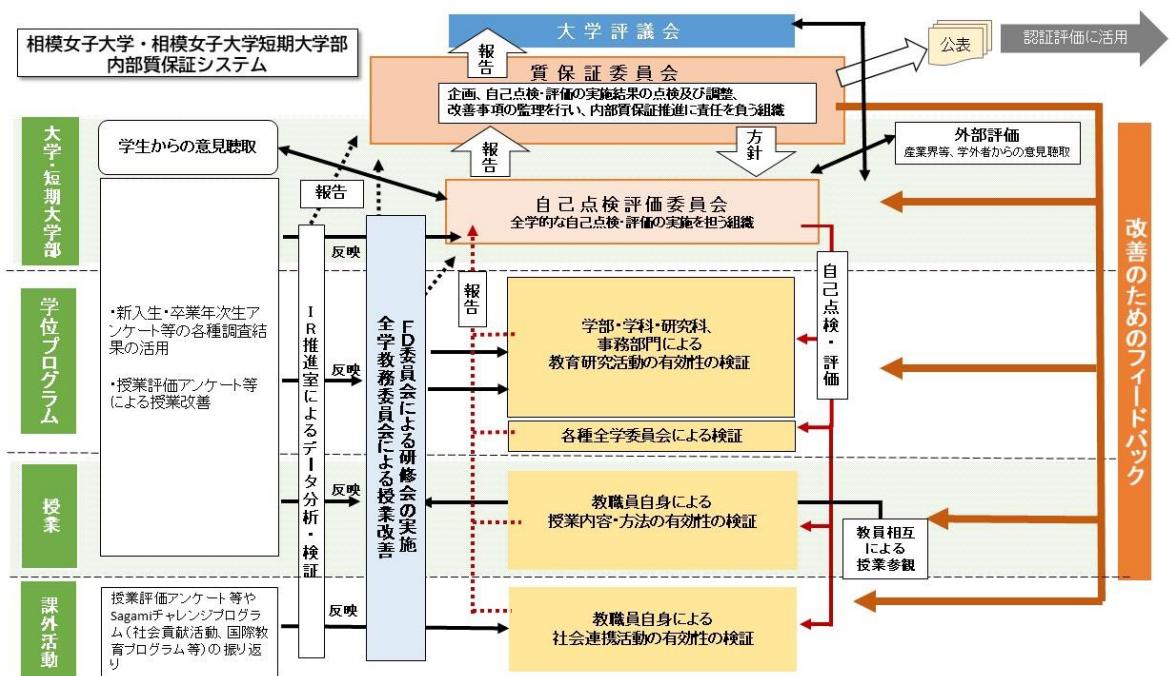


図 1. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部内部質保証システム

●PDCA サイクルを機能させる取り組み

「相模女子大学内部質保証の PDCA サイクル」(図 2)のとおり、質保証委員会において全学的に内部質保証を推進し、各機関における PDCA サイクルを適切に運用している。各機関において、P(3つの方針に基づく教育・企画設計)、D(教育活動の展開)、C(教育の有効性を検証する自己点検評価の実施)、A(検証結果を踏まえた改善・向上)のサイクルが適切に運用されるよう、質保証委員会が各機関における質保証の向上に向けて運営及び支援をし、各機関が教育研究の諸活動に関する自己点検評価を実施し、その結果を質保証委員会に報告することで、改善を図る仕組みになっている。

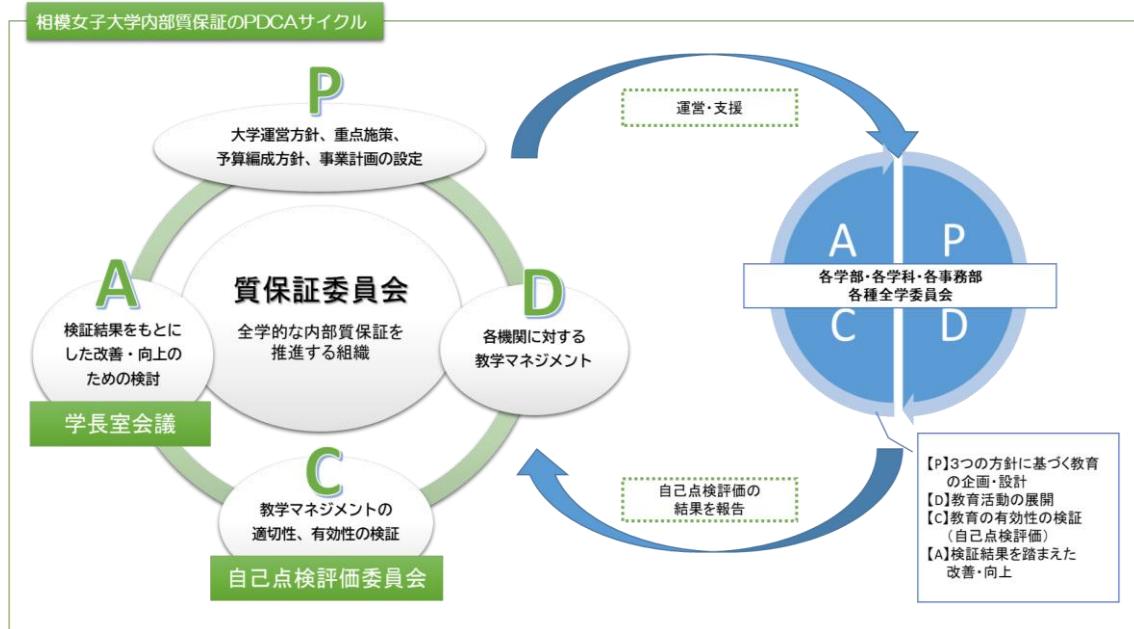


図 2. 相模女子大学内部質保証の PDCA サイクル

●点検・評価の定期的な実施

本学では、学科・学部・研究科・事務部門において自己点検評価委員会による自己点検・評価を定期的に実施している(資料 2-6、資料 2-7、資料 2-8)。2020 年度より春学期・秋学期の半期毎に自己点検・評価を実施し、「質保証、自己点検、事業計画・報告、予算関係の繋がりと運用イメージ」(図 3) のとおり、点検・評価結果に基づいた次年度の事業計画や予算編成方針の策定に繋げる仕組みを構築した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
学長	大学運営方針表明					次年度重 点施 策決 定(予算編 成方針策 定)							
大学評議会						次年度重 点施 策、予算編 成方針報告					予算決定 事業計画		
学長室会議(四役、学部長、所属長対話)			評価結果 に基づく 意見交換		評価結果 に基づく 改善意見 取りまとめ						評価結果 に基づく 意見交換		
質保証委員会	評価方針の 決定			評価結果 に基づく 改善意見 取りまとめ	評価結果 に基づく 改善フィードバッ ク						評価結果 に基づく 改善意見 取りまとめ	評価結果 に基づく 改善フィードバッ ク	
自己点検委員会			評価の依頼(半期) 満	評価結果 の取りまとめ						評価の依頼 (半期)	評価結果 の取りまとめ		
チェックシートによる点検評価、データによる状況把握 (IR推進室)	各学部学科、各所属	当年度(春学期)				当年度(秋学期)							
年度事業計画策定													
次年度予算策定													
学園の動き							予算要求				・予算決定 事業計画 書作成	事業報告 書作成	

※今年度については、2019 年度及び 2020 年度(前期)の点検・評価を 8 月に依頼する。

図 3. 質保証、自己点検、事業計画・報告、予算関係の繋がりと運用イメージ

なお、各種全学委員会では、各種全学委員会活動報告書(資料 2-9)として、年度末に報告書の提出を義務づけることにより、自己点検・評価の一環として各種全学委員会の活動を検証している。

●点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

2020 年度より、教育研究活動の質の向上のため、自己点検評価委員会にて、第三期認証評価基準に照らして点検・評価項目を見直し、内部質保証をさらに重視した評価項目に変更した。また、S～C までの 4 段階評価 (S : 極めて良好な状態にあり、取り組みが卓越した水準にある。A : 良好な状態にあり、取り組みが概ね適切である。B : 軽度な問題があり、さらなる努力が求められる。C : 重度な問題があり、抜本的な改善が求められる。) を導入し、各点検・評価項目に対して自己評価する仕組みを取り入れた。学科・研究科・学部・事務部門は、点検・評価結果を基に、前年度に認識した重点課題に対して、当該年度における改善に向けた計画や目標を立てるとともに、それらの達成状況を総括して点検評価報告書(資料 2-10、資料 2-11、資料 2-12【ウェブ】)を提出している。

質保証委員会は、点検評価報告書に基づいて教育研究の諸活動に対する有効性を検証し、学科・学部・研究科・事務部門の点検評価結果としてまとるとともに、質保証委員会の委員長である学長が全学的に総括し、「相模女子大学点検評価結果報告書」(資料 2-12【ウェブ】)として、大学評議会や教授会での報告を通して各機関にフィードバックしている。また、「相模女子大学点検評価結果報告書」では、学校法人相模女子大学で掲げた「Sagami Vision 2020」(資料 1-15【ウェブ】)の全体的な実施状況として、2015 年度に提示した「中長期基本計画」にある 6 つの大きな目標、①教育目標の共有と具現化、②新しい教育体制の確立、③教育課程の整備と教育内容の向上、④学習環境の整備、⑤学生支援の充実、⑥入学者増に向けた募集の戦略と戦術の策定について、それぞれの目標・計画に対する達成状況を報告している。

また、「相模女子大学内部質保証の基本方針」(資料 2-2【ウェブ】)のとおり、質保証委員会にて、各機関における点検評価結果を検証の結果、改善が必要であると判断した場合は、各機関に対して期限を定めた上で、改善を行うよう指示し、各機関はその状況を質保証委員会に報告する仕組みとなっている。質保証委員会は、各機関の改善結果とともに、指示に基づいた改善活動が行われたかを検証の上、当該年度の自己点検・評価及び改善結果を総括し、関係報告書等の公表について意見を添えて、大学評議会に対して報告する。また、質保証委員会は、自己点検評価・報告書及び公表が必要であると判断した情報を速やかに公表する。

●行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応

2014 年度の大学基準協会の認証評価受審時に付された努力課題・改善勧告については、2018 年に改善報告書を提出し対応した。「今後の改善経過について再度報告を求める事項」について、本報告書の後章で改善状況を報告するが、栄養科学研究科博士前期課程・後期課程における研究指導の方法及びスケジュールを示した研究指導計画の策定がされていない点や過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均の低迷について、適切に対応し、改善がなされている。(資料 2-13【ウェブ】)

また、2020 年 5 月、文部科学省に大学院社会起業研究科社会起業専攻(専門職学位課程)

の設置に係る設置計画履行状況報告書を提出しているが、特に指摘事項はなく、適切に運用している旨を報告し、大学 Web サイトにて公表している(資料 2-14【ウェブ】)。

●COVID-19 への対応・対策

質保証委員会が行った COVID-19 への対応・対策としては、2020 年度は、学科・研究科・学部・事務部門において、春学期・秋学期の半期毎に自己・点検評価を実施したことにより、COVID-19 への対応状況について、点検評価報告書の中でも報告がなされ、質保証委員会にて教育の質保証の観点から、各学科及び各研究科の点検評価報告書を元に検証がなされた(資料 2-15、資料 2-16)。

また、コロナ禍においても教育の質の維持・向上を図るため、全学的な教学マネジメントを担う大学評議会を Zoom にて開催し、学生や教職員の安全対策、オンライン授業での教育の質の向上のための投資、学生への経済的・精神的支援、学生の保証人とのコミュニケーション等について、学長と各学科は頻繁に連絡を取り合いながら、全学的にきめ細かな対応を行ってきた。

●点検・評価の客観性・妥当性

本学では、点検・評価の客観性・妥当性として、産業界等による外部評価、学生からの意見聴取について、定期的に実施している。業界等による外部評価として、本学と包括協定を締結している外部団体や企業等にご協力いただき、本学の教育活動や点検・評価結果について、客観的な意見を聴取している。2019 年度は、相模原市農業協同組合にご協力いただき、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部・相模女子大学大学院教育活動及び学修成果に関する意見聴取」(資料 2-17) として、①本学が掲げている 3 つのポリシーを踏まえた教育活動の適切性、②本学の自己点検・評価内容を踏まえた意見交換③学修成果の中身や学修成果に関する情報について、意見交換がなされた。2020 年度は、3 月に株式会社町田新産業創造センターに意見聴取を行った(資料 2-18)。

学生への意見聴取としては、2019 年度は、学生の代表として中央執行委員会の学生に参画してもらい、自己点検・評価における本学の教育活動や学生支援、施設設備等に対して学生から意見を聴取し、教育研究水準の向上を図った(資料 2-19)。2020 年度は、3 月に社会貢献活動を行っている学生に意見聴取を行った(資料 2-20)。

点検・評価項目④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点 2. 公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3. 公表する情報の適切な更新

教育活動については、学校法人相模女子大学として学園全体の活動を「学園ニュース」(資料 2-21【ウェブ】) を年 4 回発行し、情報公開をしている。また、大学 Web サイトの「大学からのお知らせ」の中で活動報告として、学科の取組み等を随時更新している。(資料 2-22【ウェブ】)。また、学生による学生のための運営サイト「夢をかなえるセンター特設サイト」

(資料 2-23【ウェブ】) では、学生が参加している社会貢献活動や国際教育の紹介等、正課外の活動を公表している。

研究活動については、大学 Web サイト「研究」の中で、研究成果、学外研究助成費・特定研究助成費（学内研究費）の獲得状況等を公表している。（資料 2-24【ウェブ】）

また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に規定する情報については、大学 Web サイトの「情報の公開」（資料 2-25【ウェブ】）の中で、「教育研究の基本情報（教育研究上の目的等）」、「修学情報（授業・シラバス等）」、「学生サポート情報（就職支援等）」、「キャンパス情報（施設・環境等）」、「財務情報」、「自己点検・外部認証評価」、「その他（各種データ・アンケート調査結果等）」について適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

「自己点検・外部認証評価」（資料 2-26【ウェブ】）のページでは、相模女子大学内部質保証の基本方針（資料 2-2【ウェブ】）、年度毎による自己点検評価報告書、認証評価結果等を公表している。「財務」（資料 2-27【ウェブ】）のページでは、年度毎による事業報告書、事業計画書、資金収支計画書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財務目録、監査報告を公表している。

このように、公表する情報は、各所管部署や学科等にてすべて慎重に確認がなされ、適切に更新されている。

点検・評価項目⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2. 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

●全学的な PDCA サイクル

前述のとおり、本学では、「相模女子大学内部質保証に関する規程」（資料 2-1）「相模女子大学内部質保証の基本方針」（資料 2-2【ウェブ】）に基づき、内部質保証システムの適切性についても定期的に自己点検・評価を実施している。質保証委員会にて全学的な PDCA サイクル等の適切性・有効性について検証し、「相模女子大学内部質保証の PDCA サイクル」

（図 2）のとおり、質保証委員会を中心に全学的に内部質保証を推進し、P（学長室会議及び大学評議会による全学的な各種方針、予算編成方針、事業計画の策定）、D（学長室会議による全学的な教学マネジメントの実施）、C（自己点検評価委員会による点検評価の実施（外部評価、認証評価、自己点検評価、学生からの意見聴取））、A（各機関による検証結果に基づいた改善・向上の検討）を適切に運用している。そして、学科・学部・研究科・事務部門・各種全学委員会において、それぞれが点検評価結果に基づいて PDCA サイクルを適切に運用することで、教育研究に関する諸活動の質の向上を図っている。また、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部内部質保証システム」（図 1）のとおり、「大学・短期大学部」「学位プログラム」「授業」「課外活動」の 4 つのレベルに分け、「学科・学部・研究科・事務部門」「各種全学委員会」「教員自身」「教職員自身」それぞれが教育研究の諸活動を検証し、PDCA サイクルを運用している。

●根拠資料に基づく点検・評価

2020年度より事務部門における自己点検・評価について見直しを図り、自己点検・評価用必須資料チェックシート(資料2-28)の提出を義務付けている。自己点検・評価用必須資料チェックシートは、評価基準毎に必要な資料の種類を明示し、資料の名称、ウェブへの掲載の有無、URLを記載することになっている。自己点検・評価用必須資料チェックシートにおいて、資料の不備が確認された場合は、当該部署にその旨をフィードバックし、適切な根拠資料の提出を求めている。

●点検・評価に基づく改善・向上

前述のとおり、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部内部質保証システム」(図1)のとおり、点検・評価結果に基づいて改善・向上を図るよう、質保証委員会において全学的に内部質保証を推進している。「質保証、自己点検、事業計画・報告、予算関係の繋がりと運用イメージ」(図3)のとおり、点検評価結果に基づいた事業計画や予算編成方針に繋がる仕組みを構築し、点検評価のサイクルも半期毎へと変更するとともに、大学基準協会の評価基準に沿った点検・評価項目へと見直した。各機関は、自己点検・評価結果を基に、前年度に認識した重点課題に対して、当該年度における改善に向けた計画や目標を立てることにより、課題が明確になり、点検・評価に基づいた改善・向上を図っている。

(2) 長所・特色

本学では地域貢献活動や社会連携活動をはじめとする学生の主体的な課外活動に力を入れており、内部質保証システムにおいても「相模女子大学・相模女子大学短期大学部内部質保証システム」(図1)のとおり、「大学・短期大学部」「学位プログラム」「授業」の3つのレベルに「課外活動」を加えた4つのレベルにおいて、各機関がそれぞれ点検・評価を実施し、点検・評価結果に基づいた教育研究の諸活動の有効性を検証している。内部質保証システムの中に、本学の特色である社会連携活動を中心とした「課外活動」を加えることにより、学生自身が正課で身につけた専門的知識を活用し、正課外においても主体的に学び、キャリアを形成できるよう、教員と事務職員が協力して、正課外活動を含めた全学的な教育の質の向上を推進している点が特色である。

(3) 問題点

2020年度より、「相模女子大学内部質保証の基本方針」(資料2-2【ウェブ】)に沿って自己点検・評価を実施したが、今年度の点検・評価結果を踏まえ、「相模女子大学内部質保証のPDCAサイクル」(図2)や「相模女子大学・相模女子大学短期大学部内部質保証システム」(図1)のとおり、全学的ならびに各機関においてPDCAサイクルが適切に運用されていたか、また、点検・評価結果に基づく計画的な改善が行われていたかを質保証委員会にて検証する必要がある。「相模女子大学・相模女子大学短期大学部内部質保証システム」(図1)にある「改善のためのフィードバック」についても、各機関への改善指示並びに改善報告のプロセスが確立されていないことから、今後は明確な手続きが必要である。また、点検・評価結果に基づく事業計画や予算編成方針の策定について、「質保証、自己点検、事業計画・報告、予算関係の繋がりと運用イメージ」(図3)を掲げたが、初年度につき点検・評価結果

のフィードバックに至るまでのプロセスに時間が掛かってしまったため、次年度以降は、半期毎に実施した点検・評価を活かし、スケジュールどおりに実施する。その際、特に事務部門の点検・評価項目を見直し、第三期の評価基準に照らしながら、事業計画に基づくアクションプランに沿った形式へと変更することで、より実質的なPDCAサイクルの運用を目指す。外部評価や学生への意見聴取についても、質保証委員会において適切性を検証する必要がある。今後は、さまざまなIR情報を活用し、点検・評価とIRが結びつく内部質保証システムの実現化を目指し、教育課程の検証や改善に繋げていく。

残された課題の一つとして、PDCAサイクルの前提となる目標設定があげられる。大学全体の目標を共有し、その中で各学部・学科が明確な目標を設定し、その実現に向けてPDCAサイクルをまわすべきである。しかし大学全体の目標の共有についてはまだ改善の余地があり、各学部・学科での中長期目標の設定（決定と承認）と単年度計画の策定についてはさらなる努力が期待される。

第二に、上記の手続きを経て策定された計画に基づいて予算作成と執行が行われているとは言い難い状況にある。各年度10月に来年度の個別の事業計画と予算案の作成が行われるが、各組織の点検・評価を踏まえた事業計画となっていないため、点検・評価、事業計画、予算案の作成と予算執行という流れを作る必要がある。

（4）全体のまとめ

正課外活動を含めた点検・評価体制がほぼ確立したと言える。点検・評価作業が全教職員の日常業務として定着してきた。7年ごとの大学基準協会の認証評価に関する特別の追加作業を必要とすることが少なくなってきた。

しかし上記の通り、目標設定と予算作成・執行において課題を残している。その背景には、各学部・学科や各事務組織の役割と権限について曖昧な部分が残されているためであると考える。本学では伝統的に各教員は自由に教育・研究活動を行い、各学科は自由にカリキュラム運営を行ってきた。これは本学の長所でもある。しかし少子化の進行により、本学を取り巻く環境は激変している。伝統的な意思決定方法のままでは社会の期待に答えられなくなる可能性が高い。大学全体の目標設定に全メンバーが関与し、その目標設定に向けて全メンバーが主体的に活動できるような工夫が必要である。

このように内部質保証と持続可能な経営の両方を可能とする、新しい意思決定方法の開発が重要である。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1. 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点 2. 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点 3. 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、前述のように「女子に広く高度な知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成する」という教育目標を達成するために、2020年4月現在、3学部、9学科・大学院2研究科の教育研究組織が置かれている（資料1-1【ウェブ】）。

学校法人相模女子大学寄附行為

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び、学校教育法に基づいて、学校教育を行い、高潔にして社会に有用な人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

（1）相模女子大学大学院

栄養科学研究科、社会起業研究科（専門職大学院）

（2）相模女子大学

学芸学部

日本語日本文学科、英語文化コミュニケーション学科、子ども教育学科、メディア情報学科、生活デザイン学科

人間社会学部

社会マネジメント学科、人間心理学科

栄養科学部

健康栄養学科、管理栄養学科

学部については、学芸学部、人間社会学部、栄養科学部の3学部体制となっている。学芸学部は「真に自立した人間の育成を目指し、人文科学系の学問を中心に、総合的な知識・教養・倫理を教授し、情報化・国際化社会に対応できるコミュニケーション能力を養成すること」を目的としており、日本語日本文学科、英語文化コミュニケーション学科、子ども教育学科、メディア情報学科、生活デザイン学科の5学科を設置している。人間社会学部は、「社会の動きやしくみを的確に把握する力、感性を生かして人の心を敏感に感じ取る力を育むとともに、社会人としてあるべき教養とマナーを身につけ、自立の実現をめざし、社会の発展と人類の平和に貢献できる人材の育成」を目的としており、社会マネジメント学科、人間心理学科の2学科の構成となっている。栄養科学部は、「食による健康維持、疾病の予防と

治療が実践できる質の高い専門知識と技術を習得し、食の現場で活躍できる人材、かつ教職の場で栄養指導ができる人材、さらに食の安全衛生に関する監視・指導を行うことのできる人材を育成すること」を目的としており、健康栄養学科、管理栄養学科 2 学科を設置している（資料 1-2【ウェブ】）。

大学院栄養科学研究科は、「生命科学の研究領域を中心的な学問分野とした特色ある栄養教育を行い、高度な生命科学の知識を体得した栄養士・管理栄養士を養成するとともに、実践的な専門能力を身に付けた教員・職業人を養成すること」を目的としており、この目的に沿った人材を養成するために、栄養科学専攻博士前期課程および博士後期課程を設置している（資料 1-3【ウェブ】）。

2020 年 4 月に開設した大学院（専門職大学院）社会起業研究科は、「高い職業倫理を基礎とした豊かな学識と高度の研究能力を備えた人材を育成することによって、社会に貢献すること」を目的としており、この目的に沿った人材を養成するために、社会起業修士課程を設置している（資料 1-4【ウェブ】）。

さらに本学では、大学の理念・目的を達成するために、子育て支援センター、教職センターを設置している。

子育て支援センターは、子どもの健やかな育ちと親の子育てを支援するために、研究活動、教育活動、臨床活動を行うことを目的に、2010 年 5 月に発足した。特別な支援を必要とする子どもの保護者を主な対象として、相談事業、子育て支援事業、研修事業の 3 事業を柱に活動を行っており、2015 年度には「発達障害等の育児支援プログラム提案事業」が大学発・政策提案制度（神奈川県）に採択され、神奈川県との協働事業としてプログラムを実施するなど、地域における子育て支援の拠点として高い評価を得ている。

当センターは、子ども教育学科の新設に伴い開設されたが、人間心理学科の教員もセンターの構成員として事業に関わることで事業内容が拡充され、センター事業に関わる学生も増えており、学生の教育活動の場として欠かせない存在となっている（資料 3-1、資料 3-2）。

教職センターは、2016 年 4 月、全学的な教員養成・保育士養成支援機関として開設され、教職や保育に関する豊富な知識と現場経験をもった教員が常駐し、教員や保育士を目指す学生・卒業生の指導・相談に対応するほか、採用試験対策の各種講座や、現役の教員・保育士である本学卒業生との交流イベントなどを開催し、教員や保育士を志す学生や卒業生を全面的にサポートしている（資料 3-3、資料 3-4）。

なお、組織としては事務組織の位置づけになるが、2018 年 3 月に、本学の特色である様々な地域との連携活動を所管する連携教育推進課を中心とした「夢をかなえるセンター」を設置し、正課外の活動を学生の成長につなげるための支援を行っており、本学の教育活動の一翼を担っている（資料 3-5）。

また、2016 年度に学部学科の枠組みを越えた新しい教育システムとして、副専攻制度「学科横断プログラム」をスタートし、学部・学科の枠を超えた運営委員会を設置してその運営に当たっている。本学の特色である「発想教育」と「地域貢献活動」を活かした、キャリア形成のための体系的なプログラムで、指定科目群を履修し、さらに各種の指定プロジェクトに参加することで、就職も視野に入れた実践的な学びの場となっている。（資料 3-6【ウェブ】）

点検・評価項目②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の教育研究組織については、学部・学科・研究科、事務部署において、毎年、大学基準（大学基準協会）を準用した点検項目に基づき、自己点検・評価を実施し、点検・評価、現状説明・課題・改善点を自己点検評価報告書として取りまとめている（資料 2-12【ウェブ】、資料 2-16）。

また、2018 年度には、「募集改善」、「クロスオーバー型教育」、「新しい教育システム」をテーマにしたプロジェクトチームを設置し、大学及び短期大学部の教育の質を充実・向上し、持続的に発展させていくための方策について検討を行った。これらのプロジェクトにおける検討の結果、学部・学科を横断した独立大学院として、専門職大学院「社会起業研究科」を 2020 年 4 月に開設するなど、教育研究組織の改善・向上については継続的に取り組んでいる。

子育て支援センター及び教職センターはそれぞれの運営委員会を設置しており、その運営委員会において、社会的な要請等を配慮しながら毎年度の運営方針の検討を行い、必要な協議を経て、事業計画及び事業報告を作成している。作成された事業計画及び事業報告については大学における決定機関である大学評議会で報告され、学部・学科・事務部署において共有されている（資料 3-7、資料 3-8、資料 3-9、資料 3-10）。

（2）長所・特色

本学の教育組織の最大の長所は、この規模の女子大学としては多様な学部・学科を有することにある。それによって多様化する社会に貢献できる女性の育成が可能になると考えられる。その特色をさらに生かすべく、2021 年度からスタートする「中期計画」では、「学部・学科のありかたの柔軟な再構築と、学部・学科を超えた教育態勢の構築」を掲げ、「学際的・領域横断的な知」の育成、「専門を他の分野と知的に交流させること」を目指そうとしている。また、本学の特色である地域貢献、社会貢献活動を教育の一環と位置付け、「夢をかなえるセンター」を中心とした幅広い支援を行っている。「子育て支援センター」の活動も地域貢献の具体的な活動として展開されており、「教職センター」においても今後卒業生との連携をはかり、地域の教育課題を学生が学ぶ機会を提供できると期待している。

（3）問題点

学部・学科の枠を超えた学際的な教育・研究について、そのための意識の共有や具体的な方策が課題となる。この間、「学科横断プログラム」の導入や、多様な学部・学科教員の参画による「専門職大学院社会起業研究科」の設置を行ってきたが、大学全体で目標を共有しての取り組みには至っていない面がある。

（4）全体のまとめ

教育研究組織の適切性については、自己点検・評価活動を中心に毎年検証を行うとともに、プロジェクト形式で検証・検討を行い、その結果を基に改善・向上に結び付けてきた実績がある。2020 年年度には専門職大学院「社会起業研究科」を開設し、社会情勢の変化や、社会人の新たな学びのニーズ分析等を通じて、MBA の取得できるソーシャル・アントレプレナー育成を目指した新たな教育課程を、本学では初の専門職大学院という形で教育研究組織の編成に加えたものである。

今後は本学の特色と新たな中期計画を踏まえて、さらに社会的要請に応える教育研究組織の実現にむけた検討を進めたい。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1. 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、大学の理念・目的を「相模女子大学は、女子に広く高度な知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、建学の精神『高潔善美』にもとづく教養ある人材を育成することを目的とする。」と相模女子大学学則第1条に定めている（資料1-2【ウェブ】）。また、この理念を実現するための今日的な表現として「見つめる人になる。見つける人になる。」をスローガンとして掲げ（資料1-8【ウェブ】）、女性ならではのしなやかな発想力や豊かな包容力を身につけながら、「未来を、世の中を見つめ、道を、答えを見つける」人財を育てていくことを目指しており、DPをはじめとする3つのポリシーは、すべてこのスローガンを軸に据えて設定している。こうした教育目標に基づき、全学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー 以下「DP」）を以下のとおり設定し、大学Webサイト（資料2-4【ウェブ】）や大学案内（資料4-1 p.100）、Student Handbook（大学：資料4-2 p.5 大学院：資料1-6 p.5 専門職大学院：資料1-7 p.5）において公表している。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とし、各学科で取得した能力・知識・技能に加えて、以下の姿勢を身につけた者に学位を授与します。

- 専門領域のみならず、社会におけるさまざまな場において多角的視点でものごとを見つめ、身につけた知識や技能と柔軟な発想力を活用して社会や生活に役立つ新しいことを生み出すことができる。
- 人や社会の持つ特性や仕組みを洞察する眼を持ち、組織の中で自分のすべきことを見極めつつ、人と協働しながら自らの個性を發揮できる。
- 偏見や先入観を排した眼で人や社会を見つめ、人に共感し、思いやりを持ち、感動した体験をもとに成長することができる。

各学科・研究科のDPは、全学のDPに基づき各分野に求められる能力、知識、技能を具体的に定めており、大学Webサイト（資料4-3～4-13【ウェブ】）や大学案内（資料4-1 p.100～103）、Student Handbook（大学：資料4-2 p.28、36、43、54、61、75、83、93、99 大学院：資料1-6 p.6 専門職大学院：資料1-7 p.34）において公表している。

点検・評価項目②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1. 教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点 2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

- 教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

全学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー 以下「CP」）を以下のとおり設定し、大学 Web サイト（資料 2-4 【ウェブ】）や大学案内（資料 4-1 p. 100）、Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 5 大学院：資料 1-6 p. 5 専門職大学院：資料 1-7 p. 5）において公表している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とし、全学科に共通するものとして以下のカリキュラムを展開します。

1. 幅広い分野の知識や技能を身につけ、学際的な視点から専門分野を捉える能力を育成するために全学共通科目を設置する。
2. 本学の教育の歴史と特色を理解し、大学生としての心構えや態度を自覚するための科目を基礎共通科目に設置する。
3. 社会人基礎力を育成し、大学で学んだ知識や技能を実践に結びつける目的で、全学共通科目と各学科の専門科目にサービスラーニングや能動的学習を行う科目を設置する。

各学科・研究科においても、DP を実現するための CP を設定し、全学と同様に大学 Web サイト（資料 4-3～4-13 【ウェブ】）や大学案内（資料 4-1 p. 100～103）、Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 28、37、43、55、61、76、84、93、99 大学院：資料 1-6 p. 6 専門職大学院：資料 1-7 p. 34～35）において公表している。

加えて、各学科・研究科ごとにカリキュラムの趣旨・構成に関する説明を Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 28～29、37、43～44、55、61～63、78～76、84、93、99～100 大学院：資料 1-6 p. 36～37 専門職大学院：資料 1-7 p. 34～35）に明記し、さらにカリキュラム・ツリー（マップ）を大学 Web サイト（資料 4-14～4-24）や Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 30、38、45、56、64～65、78、85、94、101 大学院：資料 1-6 p. 36 専門職大学院：資料 1-7 p. 36）において公表する等の方法により、教育課程の体系を可視化している。

また、CP に基づき作成された各学科・研究科のカリキュラムは、カリキュラム表として Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 32～33、41～42、49～51、59～60、67～68、81～82、87～88、96～97、103～104 大学院：資料 1-6 p. 39 専門職大学院：資料 1-7 p. 38）において公表している。授業科目区分や各科目の授業形態、単位数、必修・選択の別等は、このカリキュラム表においてすべて明示している。

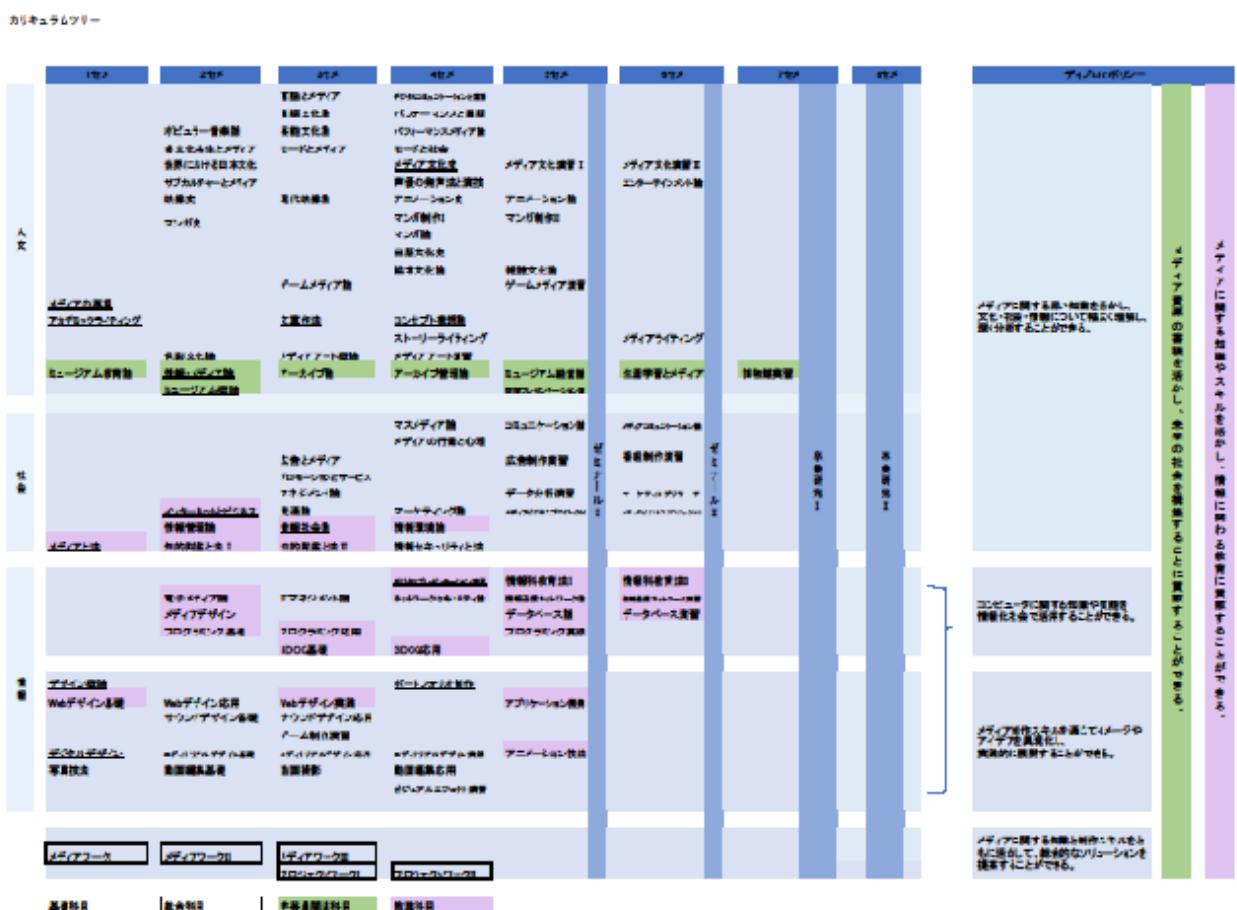
●教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

全学の 3 つのポリシーは、前述のとおり「見つめる人になる。見つける人になる。」のスローガンを軸に据えて設定している。すなわち、CP と DP の方針は 1 つのスローガンで繋がっており、適切な連関性を保持している。

また、各学科・研究科の CP についても、各々の DP に基づいて設定している。

例えば、学芸学部メディア情報学科では、DP に掲げる「メディアに関する深い知識を活かし、文化・社会・情報について幅広く理解し、深く分析することができる」能力を身につ

するために、メディアと人間の思考・心理との関わりやメディアを用いたコミュニケーション・表現、メディアと社会の関わりを深く理解することを目的として人文系科目や社会系科目を置くこととしている。同様に、「メディア制作スキルを通じてイメージやアイデアを具現化し、実践的に展開することができる」能力や「コンピュータに関する知識や技能を情報化社会で活用することができる」能力を身につけるために、情報に関する基礎的な知識やメディア制作に関わる技術を修得することを目的として情報系科目を置くこととしている。さらに、「メディアに関する知識と制作スキルをともに活かして、総合的なソリューションを提案することができる」能力を身につけるために、人文・情報・社会の3分野にわたる知識や技術を総合して課題解決の実践的な演習を行うことを目的として総合科目を置くこととしている。その他にも、DPに関連した資格・免許を取得するため、またDP全体を包括的に達成するためのCPが設定されており、それらの連関性はカリキュラム・ツリー(マップ)に学位授与の方針を明示することで可視化している(資料4-17)。



このようなカリキュラム・ツリー（マップ）にDPを明示することによるCP及びそれに基づいて作成されたカリキュラムとの連関性の可視化は、メディア情報学科の他にも学芸学部英語文化コミュニケーション学科、栄養科学部管理栄養学科、社会起業研究科など一部の学科・研究科においてすでに行われているが（資料4-15、資料4-22、資料4-24）、今後カリキュラム改定のタイミングですべての学科・研究科に求めていく予定である。

以上の例に挙げた PP と関連した CP の設定が、すべての学科・研究科で行われているこ

とはもちろんであるが、それに加えて 3 つのポリシーに基づく教育課程の自己点検の義務化（資料 2-1）や、カリキュラム改定時には大学執行部が両方針の関連性について説明を求めて妥当性を判断する等（資料 4-25）、全学的な取り組みによって適切な連関性を保持できるよう努めている。

点検・評価項目③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

●教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

学士課程においては、全学科に共通するものとして、基礎共通科目・共通教養科目・語学科目・実践科目で構成される全学共通科目を設置している（資料 4-2 p. 20～24）。これらの科目はすべて、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的として、全学の CP に基づいて設定されている（資料 2-4【ウェブ】）。

また、各学科・研究科の教育課程についても、各々の CP に基づいて設定している。全学共通科目も含めた各教育課程の趣旨および構成については、Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 20、28～29、37、43～44、55、61～63、78～76、84、93、99～100 大学院：資料 1-6 p. 36～37 専門職大学院：資料 1-7 p. 34～35）において説明している。

●教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

教育課程を編成するにあたって、カリキュラム・ツリー（マップ）の作成を義務付けてい。さらに、作成されたカリキュラム・ツリー（マップ）を基に、学長から指名されたカリキュラム検討ワーキング・グループが、年次進行による学習内容の順次性、授業科目間の関連性、授業科目と DP の関係の適切性といった視点からカリキュラムの体系性を検証している（資料 4-25）。また、各科目の関係性や、学習者にとって教育効果の高い学びの順序を示すことを目的として科目ナンバリングを導入している。カリキュラム・ツリー（マップ）・科目ナンバリングとともに、大学 Web サイト（資料 4-14～4-24、資料 4-26【ウェブ】）や Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 23～27、30、32～33、38、41～42、45、49～51、56、59～60、64～65、67～68、73～74、78、81～82、85、87～88、91～92、94、96～97、101、103～104 大学院：資料 1-6 p. 7、36 専門職大学院：資料 1-7 p. 36、39）において公表し、教育課程の順次性・体系性を可視化している。

●単位制度の趣旨に沿った単位の設定

相模女子大学学則第 9 条、相模女子大学大学院学則第 22 条、相模女子大学専門職大学院学則第 22 条において、講義・演習・実験・実習等の授業形態に応じた 1 単位に必要とされる学修時間を規定し、それに基づき各授業科目の単位数を設定している（資料 1-2【ウェブ】、資料 1-3【ウェブ】、資料 1-4【ウェブ】）。また、単位制における 1 単位に必要とされる学修量の考え方を大学 Web サイト（資料 4-27【ウェブ】）や Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 8 大学院：資料 1-6 p. 28 専門職大学院：資料 1-7 p. 26）において明示している。

●個々の授業科目の内容及び方法

基礎共通科目・共通教養科目・語学科目・実践科目で構成される学士課程の全学共通科目は、大学での学習の基本となる思考力や基礎的なリテラシーの習得および大学生に必須の社会的な教養の涵養という目的を持って各授業科目が編成されており、専門教育とも連関性を持っている（資料 4-2 p. 20）。

基礎共通科目は、建学の精神や本学の歴史など本学の学生として身につけるべき基礎知識や教養を学び、将来のキャリアについて考えるための入口とすることを目的とする「さがみ総合講座 I」、女性の働き方や生き方の現状と女性をめぐる様々な問題について理解し、今後のキャリアデザインのために必要な手がかりを得ることを目的とする「さがみ総合講座 II」、大学入学後の導入教育として今後 4 年間の学習に必要な理解力の基礎を固め、基礎的なコミュニケーション力の素地を涵養し、さらに専門教育のために必要となる基礎学力の補強を目的とする「基礎教育講座」から成り、全学生に必修としている。共通教養科目は、豊かな人間性を育成するために専門分野を超えた広い視野や知性を深めていくことを目的とした人文科学・自然科学・社会科学の 3 つの教養科目群と健康・スポーツ科目群、言語・数理・情報に関するリテラシーを早い段階で学ぶことで基礎学力を身につけて専門分野の知識向上に繋げることを目的とした社会人基礎力向上科目群から成る。語学科目は、コミュニケーションを行うための実用的な技術の習得とともに、母語とは異なる言語感覚やその言語による思考形式を通して異文化を理解する道を開くことを目的としている。実践科目は、アクティブ・ラーニングを導入し、様々な全学共通科目や専門教育科目を履修して修得した知識を実際に活用し、将来のキャリアを考え、社会で活躍するための能力を獲得することを目的としている。

この他、学科・研究科ごとに CP に基づく専門教育科目を設置しており、各授業科目の教育課程上の位置づけを Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 28～71、75～90、93～105 大学院：資料 1-6 p. 36～42 専門職学院：資料 1-7 p. 34～39）に明示している。加えて、全学共通科目・専門教育科目とともに、各授業科目の内容や到達目標等をシラバス（資料 1-10【ウェブ】）において明示している。また、カリキュラム改定時には、各科目の授業方法が CP から逸脱していないか、DP を達成するために適切であるか等について、当該学科での検討はもちろん、学長から指名されたカリキュラム検討ワーキング・グループにおいても検証し（資料 4-25）、さらに毎年のシラバス執筆時には、独自のループリックに基づいた第三者チェックの実施を必須とするなど（資料 4-28）、授業科目の内容及び方法の適切性保持に努めている。

しかしながら、2020 年度は COVID-19 感染拡大の影響によって対面授業の実施が困難となり、従来の教育内容や教育方法からの変更を余儀なくされることになった。このような状況の中、学修支援システム（LMS）である manaba の活用を中心としたオンライン授業の推進を大学の方針とし、各教員が試行錯誤しながら工夫を施すとともに、ICT ツールやその操作方法を科会・教授会等で共有したり、ICT による授業改善をテーマとした研修会を開催するなど（資料 1-19）、教員相互で積極的にサポートし合う取り組みを行い、また、実験・実習科目については夏期休業期間に一部の内容を対面で実施するなど、各授業科目の教育効果を念頭に置いた個別の対応を行うことにより教育の質の維持に努めた。さらに、一部の学科ではオープンチャットを設けて、教員と学生や学生同士のコミュニケーションによる授業や学習の問題解決が図られるなどの工夫が見られた。

思いもよらぬ形でオンライン授業が導入されることになったが、その結果、ICTを活用した授業に対する教員のスキルが著しく向上し、教育方法の幅が広がったことは大きな成果であったと言える。秋学期には、オンライン授業を基本としつつ演習科目や実験・実習科目の一部を対面授業として並行して実施しているが、授業開始前に全学的にシラバスを再点検して教育内容と教育方法の見直しを行うなど、教育の質の維持に向けてさらに一歩踏み込んだ対応が行われている。

●授業科目の位置づけ（必修、選択等）

CPに基づき設定された教育課程の体系性を保持してDPの達成に繋がるよう、各授業科目の必修・選択の別を設定している。カリキュラム改定時には、当該学科が作成したカリキュラム表やカリキュラム・ツリー（マップ）を基に、学長から指名されたカリキュラム検討ワーキング・グループにおいて設定を検証し、適切性の保持に努めている（資料4-25）。

●各学位課程にふさわしい教育内容の設定

各学位課程において、相模女子大学学則第2条の3、第2条の4、第2条の5、相模女子大学大学院学則第6条の2、相模女子大学専門職大学院学則第6条の2に掲げる各々の目的（資料1-2【ウェブ】、資料1-3【ウェブ】、資料1-4【ウェブ】）に基づいて、以下のとおり教育内容を設定している。

【学芸学部日本語日本文学科】

日本語・日本文学の探求を基盤として、日本の文化について幅広くとらえ、その更なる創造と発展に寄与することのできる人間を育成するために、「ゆっくり学ぶ、しっかり生きる」という学科の理念に基づいて、様々な講義科目によって幅広い知識・知見を得つつ、演習科目において主体的に学び、意見を交換し、自分の考えを表現する方法を身につける教育を行っている。

【学芸学部英語文化コミュニケーション学科】

英語を中心としたコミュニケーション能力を高めるとともに、様々な文化に対する視野を広げ、国際的に活躍できる人間を育成するために、英語教育を基盤とし、同時に幅広い教養と社会で通用する専門性を身につけるための「国際教養」「観光ビジネス」「グローバル実践」の3領域を設け、学生個々の興味関心にあわせて履修できる体制を整えた教育を行っている。

【学芸学部子ども教育学科】

現代社会における教育・保育のあり方を問い合わせ直し、新しい子育てのシステム及び教育・学習システムを構築することを目指し、幅広い教養を基礎に実践的な教育力のある人間を育成するために、教員免許や保育士資格取得を目的とした科目だけではなく、幼児期に知識欲を満たし伸ばせるような教材提供・授業開発に関する科目や、同一キャンパスにある小学校部・幼稚部等での実践的な教育体験に関する科目を設けるなど、実践的指導力育成と地域連携による体験型学習を取り入れた教育を行っている。

【学芸学部メディア情報学科】

メディアに対する深い知識を身につけ、その内容である情報を文化的・社会的に幅広く理解し、メディアクリエイターとして実践的に情報発信に携わることのできる人間を育成す

るために、文化面・社会面・情報面などの様々な面からメディアを理解して必要な技術を習得することを基盤に、メディアコンテンツを制作する学びとメディアを分析研究する学びの相乗効果によって、より優れた制作やより深い研究に結実するように教育を行っている。

【学芸学部生活デザイン学科】

生活者としての視点で社会を的確に捉えて読み解く力を養うとともに、社会での自立を目標に幅広い知識や教養を身につけ、人の生活を基盤とした生活の仕組み、環境、情報、モノをデザインする力を養い、クリエイションを通して社会で活躍できる人材を育成するために、デザインの3領域とよばれる環境のデザイン、生産のデザイン、コミュニケーション（情報・伝達）のデザインに対応する空間デザイン、生産デザイン、視覚デザインの3領域の科目とともに領域を横断する科目を用意し、知性と感性をクロスオーバーさせながら総合的視点をもって、身近なところから生活者の発想でデザインをクリエイト、コーディネートし、さらにプロジェクトを通して実践的にデザインを学ぶ教育を行っている。

【人間社会学部社会マネジメント学科】

社会を通じて自らの存在を理解し、多様な社会生活の場で必要とされる企画、運営、実行の基礎となる能力を修得することにより、実際の社会で生き生きと活躍できる女性を養成するために、社会人として求められる教養・マナー・スキルおよびマネジメント能力を身につけられるような教育上の配慮を行うとともに、社会・情報・心理の各分野の理論的基礎や、それらを学際的・複合的に応用して現代の諸問題を分析し、社会の仕組みを理解することによって、各分野の専門性や高度な実践力を修得でき、さらに学習成果を社会に還元できるよう表現能力を高め、実践的にマネジメント経験を積めるような科目を多数盛り込んだ教育を行っている。

【人間社会学部人間心理学科】

多様な視点から現代人の心を探求することにより、他者の心を理解しつつ自分自身の感覚と判断に従って自立的に生きる態度を培い、社会において幅広く活躍できる女性を養成するために、心理・人間文化・社会福祉の3つの領域を用意し、多彩な体験型授業によって学んでいく過程の中で、自ら主体的に調べ・学び・表現する能力、自分自身を観察（内省）したり他者との関わりの中で発見（対話）する能力、論理的・批判的思考を活用して物事を客観的に分析する能力、人間の営みを文化や社会から考察できる能力を養う教育を行っている。

【栄養科学部健康栄養学科】

健康人を対象に、食による健康維持の指導ができ、教職の場で家政教育ができる人材を育成するために、栄養士資格に必要な科目を必修科目として重点的に学習するとともに、幅広い視点から食にアプローチし、食・栄養・健康における論理的思考や、栄養士に必要なコミュニケーション能力の修得、生活の質の向上に向けて積極的に社会貢献する力、新しい知識や技術の習得に努める力を養成する教育を行っている。

【栄養科学部管理栄養学科】

臨床の現場で食による病気の予防と治療が実践でき、かつ教職の場で食教育の指導ができる人材を育成するために、管理栄養士資格取得に向けた授業科目を徹底するほか、4年次には管理栄養士の職域に基づいた臨床栄養・フードシステム・地域保健食育の社会参加型実践実習科目を設け、専門性の高度化と社会に貢献することへの意欲を高めるとともに、将来

を見据えた主体的な学習が可能となる教育を行っている。

【栄養科学研究科】

豊かな人間性と高い職業倫理に基づいて、最新の生命科学に視点を置いた栄養教育を施し、人の健康増進と疾病の治療に貢献する生命科学の知識を修得した管理栄養士・栄養士の教育者及び研究者を養成するために、マクロ的・ミクロ的な視点から栄養生理領域、病態栄養領域、保健栄養領域、食品栄養領域、及び共通領域の幅広い知識を学びつつ専門領域の研究に従事し、さらに学内外の講師による専門的な講義により議論を深めることで発展的な知識の修得が可能となる教育を行っている。

【社会起業研究科】

豊かな人間性と高い職業倫理に基づいて、社会的課題をビジネスによって解決するための体系的で実践的ノウハウを学んだ社会起業家を養成するために、行政組織、インフラ、地域コミュニティ、経済活動、自然環境等の社会生活を営む上でかかわりのあるすべての事象を対象として、その枠組みや方向性を考え、そこで顕在化する社会的課題を解決するべく、ビジネスの手法を用いて実践的に試行する教育を行っている。

●初年次教育

全学科において基礎となる専門教育科目を1年次に配置し、カリキュラム・ツリーで体系的に示している。また、全学共通科目では、1年次の必修科目である「さがみ総合講座」や所属の学科教員が担当する「基礎教育講座」を設置し、初年次教育を担う重要な科目として位置付けている。「さがみ総合講座」は、さがみ総合講座運営委員会が所管し、委員は全学科から1名ずつ選出されている。講師は専任教員のみでなく、非常勤講師や本学卒業生の外部講師等も担当している。授業内容は以下の内容で構成している（資料4-29）。

- ・自校教育
- ・大学での学び方
- ・教養科目分野の説明と学び方
- ・調査・研究の手法
- ・社会について
- ・キャリア教育
- ・女性と健康
- ・ジェンダー

また、教務部門を担当している学修・生活支援課では、初年次教育の一環として、希望する学生に対し、「ノートの取り方」や「教員へのメール送信の方法・マナー」等の講座を実施し、大学での学び方や姿勢を教え、学修を充実させられるようサポートしている（資料4-30）。

●高大接続への配慮

高等学校への本学教員による出張講義等、高等学校との教育交流を通じて、高校生の進路に対する意識や学習意欲を高める取り組みを行っている。加えて、2020年度はCOVID-19感染拡大の影響により実施が見送られたが、通常のオープンキャンパスとは別に、「授業公開Weeks」として、一定期間に限り、大学生が受けている授業を高校生が受講できる取り組み

も行っている（資料 4-31）。併設の高等部の教員と大学教員との懇談会を実施し、お互いの教育について理解を深めている。

また、併設の高等部の生徒に対して、大学の講義を聴講できる「高等部聴講生」制度を設けており（2020 年度は COVID-19 感染拡大の影響により実施見送り）、本制度利用生徒が本学へ入学した際には、申請に基づき単位認定をしている（資料 4-32）。その他、高等部生対象大学説明会や研究室訪問を実施し、早くから大学教員と関わる機会を設けている。地域協働活動では、高等部生が参加できる活動もあり、早期に大学の活動を体験することができる。

推薦型選抜および総合型選抜での早期合格者を対象に、入学前教育を実施している（資料 4-33）。入学前教育対象者は、スクーリングへの参加や学科別課題に取り組むほか、学修支援システム「manaba」を使い、大学教員とコミュニケーションをとることができる。

●専門教育と教養教育の適切な配置

本学がスローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とする大学全体の CP に則り、教養教育として「全学共通科目」を置き、各学部等では、「専門教育科目」を設置している。

「全学共通科目」の修得は卒業要件になっており、学科によって 24 単位または 22 単位の修得を必須としている（資料 4-2 p. 21）。また、大学での学習の基本となる思考力や基礎的なリテラシーの習得、および大学生に必須の社会的な教養の涵養という目的を持ち、各学科の専門教育科目を学ぶ土台となる力を身につけられる編成となっている。大半の科目は 1 年次より履修することができる。

●コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）

栄養科学の基礎領域から専門領域へ発展的に移行できるように科目を配当し、講義科目を受講しながら、並行して学位論文の作成に取り組めるよう、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせている（資料 1-6 p. 36～37）。徐々にリサーチワークの比重が高まり、研究に専念することができる。学位論文の作成にあたっては、指導教員の個別指導を行い、論文審査および公聴会での発表を目指す。

●理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）

「基礎科目」「教養科目」で学んだ理論を「プロジェクト科目」での活動に活かすことのできるカリキュラムを編成している（資料 1-7 p. 35）。「プロジェクト科目」では事業アイデアの立案や調査をし、報告会で報告をする。報告会後に最終報告書を提出し、学位審査が行われる。

●教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

相模女子大学内部質保証に関する規程（資料 2-1）において、全学内部質保証推進組織である質保証委員会が定めた自己点検・評価の基本方針に則り、自己点検評価委員会の指示の下、各学科・研究科に CP を含む 3 つの方針に基づく自己点検を毎年実施することを義務付けている。各学科・研究科で実施した自己点検の結果は、自己点検評価委員会が報告書としてまとめ、質保証委員会が相模女子大学内部質保証の基本方針（資料 2-2【ウェブ】）に基

づきその内容を検証し、さらに報告書に付された改善事項について、質保証委員会は大学評議会に報告するとともに、改善が必要であると判断した場合は、各学科・研究科に期限を定めた上で改善活動の実施と結果の報告を求めることができるシステムとなっている。

点検・評価項目④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

●授業内外の学生の学修を活性化するための取り組み

学修・生活支援課事務室に隣接したラーニング・コモンズを 2019 年 10 月に開設し、プレゼンテーション練習・クラブ活動、プロジェクトのミーティングスペース、自習、履修について友人や教職員へ相談するなど、授業外でも学びのサポートを実施できるよう設備を整備した。

2019 年度は先輩学生による効果的な英語勉強法の紹介、4 年生による 4 年間の勉強の仕方などの紹介を行った。2020 年度は、COVID-19 の感染拡大防止のため、登校する機会のない新入生向けの対面による交流会、メールの書き方、ノートの取り方を学ぶ Web 講座（資料 4-30）、地方出身学生が近隣出身学生と知り合うきっかけを提供するオンライン交流会を実施するなど、ラーニング・コモンズを活用し、場の提供だけに留まらず授業内外の学生の学修を活性化するための取り組みを行っている。

また、2016 年度に学部学科の枠組みを越えた新しい教育システムとして、副専攻制度「学科横断プログラム」をスタートし、「食品開発と流通ビジネスプログラム」「観光とホスピタリティ・ビジネスプログラム」「サブカルチャーと文化創造プログラム」の 3 プログラムを設置、学部・学科の教育を他分野と組み合わせ、指定科目群を履修し、さらに各種の指定プロジェクトに参加することで単位を修得できる。就職も視野に入れた実践的な学びの場となっており、本学の特色である「発想教育」と「地域貢献活動」を活かした、キャリア形成のための体系的なプログラムで、学生の意欲を引き出し、視野を広げることで学習の活性化につながっている（資料 3-6【ウェブ】）。

●各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

本学では、2 学期制（社会起業研究科（専門職大学院）を除く）で 1 学期あたり定期試験を除く 15 週で授業期間を構成している（資料 4-2 p. 8、資料 1-6 p. 28）。学部の学位課程には、いわゆる CAP 制を導入し、1 学期あたりの履修登録上限単位数を 24 単位（成績優秀者は 27 単位）と定めている（資料 1-2【ウェブ】、資料 4-34）。これは、1 単位あたりの学習時間を充分に担保するためであり、1 単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準と定めている（資料 4-2 p. 8）。

社会起業研究科（専門職大学院）は、2 学期制を各学期の前半と後半にわけ、年間 4 期の授業期間を設けている。授業時間を 1 時限 105 分とし、各期 7 週の授業期間を構成している（資料 1-7 p. 26）。

●シラバスの内容及び実施

シラバスの様式は全学的に統一しており、授業の到達目標・授業概要・授業計画（アクティブ・ラーニング含む）・予習・復習・成績評価・教材・参考文献・参考ホームページ等を明示し、教員がWeb上で入力するシステムとなっている。また、シラバスの執筆方法を定めた「シラバス作成要領」（資料4-28）を作成し、全学的なシラバスの統一と授業方法・学生の理解度を高めるための工夫（アクティブ・ラーニング）の導入を明示するものとなっている。このシラバス作成要領には、シラバス執筆・チェックに関するルーブリックも掲載しており、シラバス執筆・第三者チェック共に共通認識を持ってシラバスを作成・点検できるようしている。

シラバスの点検（第三者チェック）は、専門科目（学科科目）に関しては当該学科の全学教務委員会委員が担当し、教務委員会委員の専門科目のシラバスは学科長が第三者チェックを実施している。全学共通科目などは、部会ごとに部会長が第三者チェックを行い、各部会長分のシラバスは共通教育機構長が第三者チェックを行うことで、シラバスと授業内容の整合性を担保している。

大学院においても学部と同様にシラバスの内容（授業の到達目標・授業概要・授業計画（アクティブ・ラーニング含む）・予習・復習・成績評価・教材・参考文献・参考ホームページ等）を明示しており、学部同様全学教務委員会委員により第三者チェックを行ったうえで、本学シラバスシステムにて公開している。

シラバスと実際に実施された授業の整合性を直接確認する仕組みは構築されていないが、学期ごとの授業評価アンケートの結果がシラバスと実際に実施された授業の整合性の確認に相当する材料となるものと考えられる（資料4-35）。

授業評価アンケートは、専任教員2科目・非常勤講師1科目を無作為に抽出して実施している。2019年度まではマークシート方式の用紙を使用して実施していたが、2020年度より学修支援システム「manaba」を使用し、Webで回答を行う形式に変更した。アンケート実施後、各教員は所見として集計結果、記述回答等に対してのコメントおよび改善のための方策を出し、翌年度の授業改善に繋げている。

●学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

全学的なスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」については、その考え方がシラバスの記載と関連づけられており、各科目に「見つめる科目」または「見つける科目」のいずれかが明記され、学生の授業への主体的参加を促す。さらに、卒業時には「見つける」力としての発想力に優れた卒業研究・卒業制作等の学業の成果を表彰している。

初年次教育として行われる、1年次必修科目「さがみ総合講座」「基礎教育講座」により、大学での学び方に触れ、4年間の学びの方向づけと将来のキャリア形成への視点を養い、学生個々の主体的な学びに繋がるよう促す。

授業方法について、アクティブ・ラーニングを推奨し、2017年度より、シラバスに記載欄を設けている（資料4-28）。

●適切な履修指導の実施

全学生の入学時に、学部生向けに授業・履修・試験・成績・資格・各種制度など掲載したStudent Handbook（授業・履修編）（資料4-2）および、クラス担任制度・各種窓口・課外活

動・困ったときの相談・奨学金・留学・各種施設・規程などを掲載した Student Handbook (学生生活編) (資料 1-5) を、大学院生向けにこの 2 冊を統合した Student Handbook (資料 1-6、資料 1-7) を作成し、4 月の新入生オリエンテーション時に配付している。授業・履修編には、3 つのポリシー(科目ナンバリング、カリキュラム・ツリー (マップ))なども掲載し、系統的な学びができるよう作成している。新入生オリエンテーションでは、Student Handbook を活用し、学生生活や履修方法等の説明、学科説明、資格説明などを行う。さらに、履修サポートーという上級生が新 1 年生の履修登録をサポートしながら、Web 履修登録を行う時間を設けている。

学修・生活支援課には学科担当職員がおり、履修相談・生活相談等に隨時応じている。毎学期ごと、修得単位数が少ない学生を所属学科に報告するとともに (資料 4-36)、学科担当が当該学生に連絡を取り、生活状況の確認や履修指導等を行う取り組みを全学的に実施している。卒業延期学生や休学から復学する学生についても、新学期開始前に保証人宛てに履修相談のお知らせを送付し、学科担当が履修相談を行い、次年度への不安解消に努めている。さらに、保健センターや学生相談室と連携し、学生の履修面だけではなく、生活面・精神面でのサポートを行っている。

各学科では、各学年でクラス担任制を設けている。学科の教員がクラス担任となり、授業面での支援やクラス会を通じた学生同士の交流の促進を図っている。その他、教員のオフィスアワーを設け、学生が授業の質問等に気軽に教員の元を訪れる機会を提供している (資料 4-37 【ウェブ】)。

●授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数

各科目の授業形態に合わせ履修定員を設定している。全学共通科目において、「言語リテラシー」は、定員上限を 24 名と定め、文章を書くための基本的な心構えや技法習得のため、作文の添削・アドバイスなどを実施している。1 年次必修である「基礎教育講座」は 30 名以下の少人数で実施し、学科教員が大学生活で必要な基礎知識等についてきめ細かな指導を行っている。語学科目については、英語は 35 名、その他の言語は 45 名と、教育効果を考えた履修上限を設定して授業を実施している。

●研究指導計画 (研究指導の内容及び方法、年間スケジュール) の明示とそれに基づく研究指導の実施 (【修士】【博士】)

出願時に志願者に主指導教員と数ヶ月かけて作成した研究テーマ及び研究計画書を提出させ、入試の合否判定に利用している。入学後、さらに詳細な「特別研究計画書」(資料 4-38、資料 4-39) を提出させ、研究科委員会で承認を行う。その後、各学期末に当たる 9 月、3 月に再度主指導教員の指導の下、学生が作成し更新した「研究計画書」と「ルーブリック表」(資料 4-40) を提出させ、期間中の進捗状況、今後の研究計画を毎回の研究科委員会で確認している。さらに、毎年 9 月には中間報告会を開催し、学生の研究発表と質疑応答の場を持ち、研究の進捗状況を研究科全体で確認、指導している。

2018 年度から、博士前期課程の学生に対する研究指導に副指導教員制度を取り入れ、これまでの主指導教員 1 人による指導体制から、専門領域外の教員も含めた副指導教員 2 名を加えた 3 名体制に変更した。博士後期課程については、研究領域の専門性が高く、また研

究指導が可能な教員数も極めて限られているため、従来どおり主指導教員による研究指導体制を維持している。

なお、栄養科学研究科博士前期課程・後期課程における研究指導の方法及びスケジュールを示した「研究指導計画」を Student Handbook (資料 1-6 p. 40) に掲載して学生に年間スケジュールを周知している。

以上のことより、2014 年度の認証評価にて指摘された研究指導計画の策定について改善を図り、2018 年に提出した改善報告書において指摘された研究指導の方法及びスケジュールを示した研究指導計画についても改善を図った。

●実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施 (【院専】)

社会起業研究科では 2020 年度に 24 人の第 1 期生を迎えるカリキュラム (資料 1-7 p. 38) に沿って 1 年目 (セメスター1~4) の授業である「基礎科目」の経営理論 I・II、「教養科目」のプロデュース・プロジェクト、「マネジメント専門科目」の組織開発論、流通システム論、マーケティング論、感性価値クリエイション、財務評価論、経営戦略論、「社会起業関連専門科目」の地域活性化論、ソーシャル・イノベーション論、「演習科目」のプロトタイピング演習、フィールドスタディ演習、組織開発演習、「プロジェクト科目」の起業・事業開発演習 I・II を開講した。学生たちのモチベーションは高く、充実した授業となっている。

2020 年度は、COVID-19 の感染拡大の影響により、平日夜間開講の講義科目は全てオンライン (Zoom) での実施となったが、土曜日開講であった経営管理のコアカリキュラムと社会起業のコアカリキュラムを学ぶ「基礎科目」、コアカリキュラムで学んだ知識を実務で応用するためにアクティブ・ラーニングにより組織開発やコミュニケーション能力を身につけることを目的とした「教養科目」のプロデュース・プロジェクト、実践的な問題解決能力を涵養するとともに実務に適用し実践できる高度専門職業人としての能力を養うための「プロジェクト科目」については、感染拡大期を除き対面を基本として実施した。このうち、「プロジェクト科目」の起業・事業開発演習 II では、包括連携協定を結んでいる「町田新産業創造センター」が主催する「まちだ未来ビジネスアイデアコンテスト 2020」に 5 グループがエントリーし、うち 4 グループが一次審査 (書類審査) に合格している。さらに、「演習科目」のフィールドスタディ演習は夏季休業期間に集中授業として実施し、富山県での地域開発活動を体験している。

また、2020 年 10 月 14 日に「教育課程連携協議会」を、同年 11 月 6 日に「アドバイザリーボード・ミーティング」を開催し、研究科の運営についてアドバイスを受けている (資料 4-41、資料 4-42)。ベンチャー企業経営者、NPO 法人代表者、新規事業開発エキスパート等の多様な社会起業家であるアドバイザーは、授業での臨時講師を務めるなど、学生の能力向上に貢献している。

●各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

相模女子大学内部質保証に関する規程 (資料 2-1) において、全学内部質保証推進組織である質保証委員会が定めた自己点検・評価の基本方針に則り、自己点検評価委員会の指示の下、各学科・研究科に教育研究活動等の諸活動に基づく自己点検を毎年実施することを義務

付けている。各学科・研究科で実施した自己点検の結果は、自己点検評価委員会が報告書としてまとめ、質保証委員会が相模女子大学内部質保証の基本方針（資料 2-2【ウェブ】）に基づきその内容を検証し、さらに報告書に付された改善事項について、質保証委員会は大学評議会に報告するとともに、改善が必要であると判断した場合は、各学科・研究科に期限を定めた上で改善活動の実施と結果の報告を求めるシステムとなっている。

点検・評価項目⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2. 学位授与を適切に行うための措置

●単位認定及び成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置

単位制の趣旨を踏まえ、相模女子大学学則第 9 条により、1 単位の授業科目について 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として示している（資料 1-2【ウェブ】）。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算する。

授業形態	単位計算基準	単位数
講義	15 時間の授業をもって 1 単位とする。 大学が別に定める授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。	2 単位 1 コマ×15 回
演習	30 時間の授業をもって 1 単位とする。 大学が別に定める授業科目については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。	1 単位 1 コマ×15 回
実験	45 時間の授業をもって 1 単位とする。	1 単位
実習 実技	大学が別に定める授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。	1.5 コマ×15 回

この学習時間は、授業形態ごとに規定された授業時間に加え、授業時間外に必要な自主学習の時間が考慮されている。

成績評価については、学士課程においては相模女子大学学則第 36 条、大学院においては相模女子大学大学院学則第 32 条・相模女子大学専門職大学院学則第 31 条に基づき基準を定め（資料 1-2【ウェブ】、資料 1-3【ウェブ】、資料 1-4【ウェブ】）、Student Handbook（大学：資料 4-2 p. 14 大学院：資料 1-6 p. 34 専門職大学院：資料 1-7 p. 31）に明記している。段階評価を行う科目については S・A・B・C・D・I のいずれかで示し、S～C 評価を合格、D・I を不合格とする。S 評価 90 点～100 点・A 評価 80 点～89 点・B 評価 70 点～79 点・C 評価 60 点～69 点、D 評価 59 点以下、I 評価は評価不能とする。段階評価を行わない科目については P・F・I 評価のいずれかで示し、P 評価は合格、F・I 評価は不合格とする。

大学院において、相模女子大学大学院学則第 36 条に定める学位論文の審査に伴う最終試験の成績（資料 1-3【ウェブ】）及び、相模女子大学専門職大学院学則第 31 条に定める「起業・事業開発演習」の成績評価（資料 1-4【ウェブ】）は、合格又は不合格とする。

成績を総合的かつ客観的に評価する指標としては、GPA を導入している。

成績評価に対して疑義がある場合は、指定期間内に学修・生活支援課に申し出ることで事

務局を介して教員に問い合わせができる。なお、成績発表後に教員側の不備により成績を訂正することは学生の就学意欲喪失や大学への信頼感を落とすことにつながりかねないため、成績登録に関して細心の注意を払うよう教員に要請している（資料 4-43）。

成績評価の方法については、相模女子大学学則第 35 条に基づき、各学期末の定期試験期間中に実施する定期試験・レポート（課題）・口述試験・実技試験等で行う（資料 1-2【ウェブ】）。

授業の到達目標・成績評価の方法についてはシラバスに明記しており、大学 Web サイトで参照できる（資料 1-10【ウェブ】）。到達目標は学生が受講の結果として到達できる知識やスキルの水準（単位修得する学生全員が到達する基準）を明確に示すこと、成績評価方法は試験・レポート・授業態度等の項目をパーセント表示することを教員に要請しており、いずれも成績評価の客観性・厳格性の担保に寄与している。

●他学部他学科科目・学内単位互換科目・学外単位互換科目の単位認定について

これらの制度については学則に基づき基準を定め、Student Handbook（資料 4-2 p. 15）に明記している。

学士課程において、所属する学部学科以外の開講科目を受講できる「他学部他学科履修制度」及び、同一法人内の短期大学部の授業を履修できる「学内単位互換制度」を設けている。修得した単位は自由科目の単位として卒業単位数に加算される。

また、首都圏西部大学単位互換協定会により、本学と単位互換協定を結んでいる大学に単位互換履修生として学び修得した単位を本学の単位として認定する「学外単位互換制度」を設けている。修得した単位は自由科目の単位として卒業単位数に加算される。

大学院において、神奈川県内の大学間における大学院学術交流協定により本学と単位互換協定を結んでいる大学院で学び修得した単位は、相模女子大学大学院学則第 27 条・相模女子大学専門職大学院学則第 27 条において教育上有益と認められる場合に、4 単位を超えない範囲で本大学院の関連科目として認定することができる（資料 1-3【ウェブ】、資料 1-4【ウェブ】）。

●成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

相模女子大学学則第 9 条、同第 36 条、相模女子大学大学院学則第 32 条、相模女子大学専門職大学院学則第 31 条において成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールを定めている（資料 1-2【ウェブ】、資料 1-3【ウェブ】、資料 1-4【ウェブ】）。また、相模女子大学内部質保証に関する規程（資料 2-1）において、全学内部質保証推進組織である質保証委員会が定めた自己点検・評価の基本方針に則り、自己点検評価委員会の指示の下、各学科・研究科に教育研究活動等の諸活動に基づく自己点検を毎年実施することを義務付けており、その中には成績評価及び単位認定の適切性に関する点検も含まれている。各学科・研究科で実施した自己点検の結果は、自己点検評価委員会が報告書としてまとめ、質保証委員会が相模女子大学内部質保証の基本方針（資料 2-2【ウェブ】）に基づきその内容を検証し、さらに報告書に付された改善事項について、質保証委員会は大学評議会に報告するとともに、改善が必要であると判断した場合は、各学科・研究科に期限を定めた上で改善活動の実施と結果の

報告を求めることができるシステムとなっている。

●既修得単位認定及びその他の単位認定について

学士課程における既修得単位認定については、相模女子大学学則第13条及び相模女子大学既修得単位認定細則に定めている（資料1-2【ウェブ】、資料4-44）。教育上有益と認められる場合に、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、編入学・転入学の場合を除き60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

大学院の既修得単位認定については、相模女子大学大学院学則第27条及び相模女子大学専門職大学院学則第27条に定めている（資料1-3【ウェブ】、資料1-4【ウェブ】）。教育上有益と認められる場合に、4単位を超えない範囲で本大学院の関連科目として単位認定することができる。

その他編入学生・転入学生の既修得単位の認定、外国語研修・留学先大学で修得した単位の認定、一定の資格取得を条件とした単位の認定、他大学との単位互換による単位の認定は、各種規程・細則及び要領等に基づき、教授会・研究科委員会・共通教育機構運営委員会で審議し適切に認定を行っている。

●卒業・修了要件の明示

学士課程において、卒業要件は相模女子大学学則第11条及び第40条、相模女子大学の学位授与に関する規程に明記しており、これに基づき卒業認定を行う（資料1-2【ウェブ】、資料4-45）。

大学院において、修了要件は相模女子大学大学院学則第34条及び相模女子大学専門職大学院学則第33条、相模女子大学の学位授与に関する規程に明記しており、これに基づき修了認定を行う（資料1-3【ウェブ】、資料1-4【ウェブ】、資料4-45）。

卒業・修了要件については、Student Handbook（大学：資料4-2 p. 31、39、46、57、66、79、86、95、102 大学院：資料1-6 p. 39 専門職大学院：資料1-7 p. 37）に明記していることに加え、入学時のオリエンテーションや、教員及び学修・生活支援課への個別の履修相談時においても説明を行っており、入学から卒業に至るまでの様々な段階で周知を図っている。

●学位授与を適切に行うための措置

学士課程については、各学科において定めたDPに則り適切に学位授与を行っている。DPはStudent Handbook（大学：資料4-2 p. 28、36、43、54、61、75、83、93、99 大学院：資料1-6 p. 6 専門職大学院：資料1-7 p. 34）及び大学Webサイト（資料4-3～資料4-13【ウェブ】）に明記している。なお、各学部のDPで定めている修得すべき能力は、在学期間を満たして卒業に必要な単位を修得することによって身につけていると判断する。卒業認定・学位授与は、最終的に教授会で審議承認し決定する。

大学院についても、DPに則り適切に学位授与を行っている。

栄養科学研究科では、相模女子大学大学院学則第35条の規定により、研究科委員会の定める審査委員（主査1名、副査2名）が学位論文の審査を行う（資料1-3【ウェブ】）。学位

審査を受ける修士・博士論文の質を保証するため、学位論文審査基準を定め大学 Web サイト（資料 4-46【ウェブ】）に明示するとともに、「リサーチ・ループリック表」による評価基準を導入している（資料 4-40）。学位審査にかける前提として、全ての項目で B 以上の評価を取得することを条件に定めており、論文の質の担保に寄与している。

学位論文の審査に伴う最終試験は、同学則第 36 条の規定により、審査委員が学位論文の内容及びこれに関連する授業科目について、口述もしくは公聴会での口頭発表に対する質問応答によって行う（資料 1-3【ウェブ】）。最終試験後に審査委員の合議により判定案を作成し、研究科委員会で審議して学位授与の可否を判定している。

社会起業研究科では、相模女子大学専門職大学院学則第 34 条の規定により、研究科委員会の定める審査委員が起業・事業開発最終報告書の審査を行う（資料 1-4【ウェブ】）。審査委員は指導教員を主査とし、起業・事業開発最終報告書に関連のある授業科目を担当する教員を 2 名以上加えるものとする。研究科委員会が必要と認めた場合は、教員以外の専門家を審査委員に加えることができる。

最終報告会後に訂正や加筆が行われた起業・事業開発最終報告書を研究科委員会に提出し、当該報告書と最終報告会での質疑応答を資料として合否の審査を行う。

●学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

相模女子大学の学位授与に関する規程（資料 4-45）において、学位授与に関わる全学的なルールを定めている。また、相模女子大学内部質保証に関する規程（資料 2-1）において、全学内部質保証推進組織である質保証委員会が定めた自己点検・評価の基本方針に則り、自己点検評価委員会の指示の下、各学科・研究科に DP を含む 3 つの方針に基づく自己点検を毎年実施することを義務付けている。各学科・研究科で実施した自己点検の結果は、自己点検評価委員会が報告書としてまとめ、質保証委員会が相模女子大学内部質保証の基本方針（資料 2-2【ウェブ】）に基づきその内容を検証し、さらに報告書に付された改善事項について、質保証委員会は大学評議会に報告するとともに、改善が必要であると判断した場合は、各学科・研究科に期限を定めた上で改善活動の実施と結果の報告を求めるシステムとなっている。

以上のとおり、本学では成績評価、単位認定及び学位授与について、客観性や厳格性を担保して適切に行っているといえる。

点検・評価項目⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点 3. 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

●学部における分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

本学では、アセスメントポリシーにおいて、DPに基づいた学習成果測定のための指標として、卒業研究・卒業制作の評価、資格試験・国家試験等の成績、卒業年次生アンケートを掲げている（資料 4-47【ウェブ】）。

学芸学部では、卒業研究発表会や卒業制作展の他にも、英語文化コミュニケーション学科における TOEIC の必須受験、「サービス待遇検定」、「世界遺産検定」等の実施、生活デザイン学科における「色彩検定」、「ファッションビジネス能力検定」、「ファッション色彩能力検定」等、職業と関連のある資格取得を通じて学習成果の測定としている。なお、COVID-19 の影響により、卒業論文発表会はオンラインで開催し、卒業制作展も大学構内で学内者のみに展示し、外部への公開はオンラインで行った。

人間社会学部では、社会マネジメント学科・人間心理学科両科に共通する社会福祉士課程において、学内模試及び全国模試を実施することで、学習成果を客観的に捉えている。また、「ソーシャルワーク実習報告会」を開催し、学生の成果発表に加え、実習施設からの意見聴取も行っている。

栄養科学部では、4 年次の資格認定試験の成績を指標とするのに加え、臨地校外実習及び教育実習報告会に向けての報告書作成とプレゼンテーションの過程でグループでの相互評価を行い、高い考察が得られている。

全ての学部を対象に IR 推進室が実施する卒業年次生アンケートの集計結果（資料 4-48【ウェブ】）は、大学評議会を通じて学科にフィードバックし、DP と学習成果との関係を点検し、教育内容・方法の改善に用いている。

●大学院における分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

栄養科学研究科では、毎年 9 月に特別研究の中間報告会を実施し、学生が研究の進捗状況を発表し、質疑応答の形式により研究科教員全員で評価している。また、リサーチ・ルーブリック表（資料 4-40）による評価法を導入し、年 2 回、学生と主旨導教員により更新されるルーブリック表と研究指導計画書をもとに、研究科委員会で進捗状況を継続的に確認している。

社会起業研究科では、カリキュラムに沿った各授業での評価を重視し、授業評価アンケートを全科目で実施している。

●分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

全学部において GPA 制度を活用している。各学期で GPA が 1.0 未満の学生とは面談の機会を設けている。

栄養科学部においては 3 年次への進級要件を設け、学習成果を測定している。進級要件を満たしていない学生は資格取得に必要な能力を得られていないと判断でき、指導に活かしている。

栄養科学研究科博士前期課程においては、修士論文の提出条件として、18 単位以上を修得していることと相模女子大学大学院学則第 33 条に明記している（資料 1-3【ウェブ】）。また、公聴会での講演を課している。

●学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学では、2016 年度に導入した初年次及び卒年次生対象のアンケート調査「学びのアセスメント」の実施により、学生の行動面、情緒面での成長を調査し、全学の DP の到達度や、地域貢献活動、発想講座等の本学独自の教育活動によって学生が身につけた能力の把握を行うことを試みたが、調査結果の分析体制が整わず、COVID-19 の影響により 2020 年度の実施が困難になったのを機に実施を見直した。

学生の学習成果を定性的に把握するための取り組みとしては、2018 年度から年 1 回、本学が所在する地域社会や産業界等に意見聴取を行い、教育課程・学習成果の検証を行っている（資料 2-17）。

卒業生に対しては、2021 年度に卒業後 5 年を迎える卒業生を対象としたアンケートを行い、大学時代の経験や身につけた能力・知識・技能が 5 年後にどのように活かされているかを調査する予定である。

卒業生が就職した企業に対して、学内合同企業説明会や求人依頼等を目的として来校された際に、卒業生の学習成果について聴取することはあったが、これまで正式なアンケート調査という形式では実施していない。

●学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

1 年次必修科目「さがみ総合講座」では、全員を対象に「PROG」を受検させている。「PROG」は、社会で求められる汎用的な能力（ジェネリックスキル）を、リテラシーとコンピテンシーの 2 種類の観点で測定している。その結果を「さがみ総合講座」内で解説回として、学生にフィードバックする機会を設けており、1 年次の段階から自身のジェネリックスキルを客観的な指標で把握することができる。3 年次にも受検させ、2 年間での成長や変化を確認することができる。

●学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

相模女子大学内部質保証に関する規程（資料 2-1）において、全学内部質保証推進組織である質保証委員会が定めた自己点検・評価の基本方針に則り、自己点検評価委員会の指示の下、各学科・研究科に学習成果の把握及び評価の取り組みに対して自己点検を毎年実施することを義務付けている。各学科・研究科で実施した自己点検の結果は、自己点検評価委員会が報告書としてまとめ、質保証委員会が相模女子大学内部質保証の基本方針（資料 2-2【ウェブ】）に基づきその内容を検証し、さらに報告書に付された改善事項について、質保証委員会は大学評議会に報告するとともに、改善が必要であると判断した場合は、各学科・研究科に期限を定めた上で改善活動の実施と結果の報告を求めることができるシステムとなっている。

前述の卒業年次生アンケートの集計・分析結果は質保証委員会へ報告し（資料 4-49）、産業界等への意見聴取結果は自己点検評価委員会へ報告している（資料 4-50）。

点検・評価項目⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検評価委員会が実施する自己点検・評価の項目に、教育課程の適切な編成・実施に関する項目を設けている（資料 2-12【ウェブ】、資料 2-16）。自己点検評価委員会は、毎年、自己点検・評価を実施し、質保証委員会へ報告する。質保証委員会は、それらを点検し、各学科・研究科へ改善のためのフィードバックを行っている（資料 2-1）。

各学位課程にふさわしい授業科目を開設しているか判断する方法の一つとして、学生による授業評価アンケートが挙げられるが、本学の授業評価アンケートは、集計結果をもとに実施科目ごとに所見（集計結果、記述回答等に対してのコメント及び改善のための方策）を教員に提出させ、個々の授業改善に役立てているものの、カリキュラム改定等に活用するには至っていない。

点検・評価項目⑧教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

評価の視点 1. メンバー構成の適切性

評価の視点 2. 教育課程の編成及びその改善における意見の活用

大学院社会起業研究科（専門職学位課程）では、「相模女子大学大学院社会起業研究科教育課程連携協議会規程」（資料 4-51）を制定し、専門職大学院設置基準に則って社会起業研究科教育課程連携協議会を設置し、「相模女子大学大学院社会起業研究科教育課程連携協議会構成員名簿」（資料 4-52）のとおり、専門職大学院設置基準第 6 条の 2 第 2 項の構成員区分に則って、区分 1（学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員）に 3 名、区分 2（「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者」による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの）に 1 名、区分 3（地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者）に 1 名、区分 4（当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの（区分 1～3 以外の者））に 3 名、計 8 名のメンバーで適切に構成している。

また、社会起業研究科教育課程連携協議会は、産業界との連携による教育課程の編成や開発促進のため、春学期・秋学期の年 2 回（10 月・3 月）実施し、「産業界等との連携による授業科目の開発及び開設及びその他の教育課程の編成に関する事項」、「産業界等との連携による授業の実施と実施状況の評価に関する事項」、「その他教育課程の運営に関する事項」について協議し、教育課程の編成及びその改善に活用している（資料 4-41）。

また、専門性が求められる職業についている者との協力の状況について、教育課程連携協議会の他、シェアードオフィスを保有する相模原・町田地域の 3 つのインキュベーションセンターとの連携、ベンチャー企業経営者、NPO 法人代表者、新規事業開発エキスパートなどの多様な社会起業家がボードメンバーとなり、大学院の運営に対してアドバイスをするとともに、大学院授業での臨時講師を務めるアドバイザリーボードについて、大学 Web サイトに公表している（資料 4-53～資料 4-54【ウェブ】）。

（2）長所・特色

2010 年に創立 110 周年を迎えるにあたり、「見つめる人になる。見つける人になる。」をスローガンとして制定した（資料 1-8【ウェブ】）。このスローガンには、「地域社会の未来をユニークな着眼点で発想し、貢献する女性を育成する」との思いが込められており、このような人材を卒業生として社会に輩出することを目的として、学士課程の全学共通科目や各学科・研究科の専門教育科目の教育課程が組まれている。この考え方と個々の授業との関係をわかりやすくするために、すべての授業を「学問の基盤となる基礎知識を学び、視野を広げ、深める授業」と「基礎知識や専門知識を土台に発想し、新しい考え方を生み出す授業」の 2 つのグループに分類し、前者を「見つめる科目」、後者を「見つける科目」とした（資料 1-9【ウェブ】）。この「見つめる科目」「見つける科目」は、各授業科目がどちらに該当するかをシラバス（資料 1-10【ウェブ】）に明記しており、学生が履修科目を選択する際の基準の一つとなっている。

さらに、スローガンに込められた思いの実現に向けて、「発想力」を本学のすべての学生に共通して必要とされる能力と考え、2012 年度から学士課程の全学共通科目に「さがみ発想講座」を開講した（資料 1-11【ウェブ】）。この「さがみ発想講座」は、複数の教員がそれぞれの領域における発想法を紹介し、講義とともに具体的な作業を行いながら発想技術を学ぶ授業で、学生は学んだ発想法を実践して様々なテーマでアイデアを企画することになる。学生の企画したアイデアは、授業の最終成果物として学内で公表している。

この「見つめる人になる。見つける人になる。」のスローガンを軸とした本学の発想教育の成果は、学生による地域や企業と連携した商品開発や課題解決型ビジネスコンテストでの入賞といった形で結実している（資料 4-55）。

（3）問題点

DP に明示した学生の学習成果を把握・評価するにあたり、現状では、卒業研究や資格認定試験等、学習成果の評価が卒業年次に集約されているため、そこに到達する段階（学年）での評価が不足している。そのため、FD 委員会及び各学科・研究科において、DP の到達目標を学年ごとに定めた上で、学年末に到達度調査を行うことで、学生自身の振り返りを促すと共に到達度の状況を把握し、教育改善に活かすことを目指している。

また、2020 年度は COVID-19 の感染拡大の影響で、多くの授業が対面授業からオンライン授業への変更を余儀なくされた。各教員が創意工夫することによって教育の質を維持することができた半面、ICT 環境の整備が課題として顕在化することとなった。この 1 年の間に、サーバやインターネット回線の増強、Wi-Fi 環境の整備、動画撮影用教室や Web カメラの設置、学生貸出用のパソコン・ルーターの充実等の対策を講じ、年度当初と比較して大幅な改善を実現することができたが、対面とオンラインを融合したハイブリッド型授業の導入など教育のさらなる充実に向けて、ICT 環境の整備が継続課題であることは間違いない。

さらに、教育課程の適切性の保持や教育の質保証の実現に向けて、大学執行部及び学長指名のワーキング・グループによるカリキュラム改定の検討体制や質保証委員会を中心とした内部質保証システムを確立したが、いずれも新体制として整備されてから日が浅い。したがって、今後も体制・システムの点検・見直しを継続的に行い、さらなる充実を図ることが求められる。

(4) 全体のまとめ

全学的なスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」の下に展開される、各学科・研究科の教育課程において3つのポリシーに基づく教育の体系化を進める中で、発想力を軸とした教育は浸透しつつある。

学習成果の把握と検証については、学生を起点として、入学から卒業、および卒業後の各段階において、連続的かつ統一的に行われるよう、手法を構築、精緻化し、全学的に体制の整備を図っていくことが課題である。

COVID-19 感染拡大の影響により、2020年度に本格的に取り組むこととなったオンライン授業については、その有効性を検証し、今後の教育課程への応用について検討していく必要がある。

内部質保証システムの機能を高めながら、教育の質の改善と充実への取り組みを強化していく。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1. 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー。以下「AP」という）は大学全体におけるDP及びCPをもとに定めている。大学全体のAPを踏まえて、各学科及び研究科のAPを設定している。

APの公表について、DP及びCPとともに、大学Webサイト（資料2-4【ウェブ】、資料4-3～4-13【ウェブ】）に掲載するのと併せて、大学案内（資料4-1 p.100～103）および入学者選抜要項（資料5-1～5-4）においてそれぞれ公表し、広く周知している。

入学前に求める学生像は、各学科および研究科のAPに設定している。学習歴、学力水準等については、学校推薦型選抜では受験ガイド（資料5-5）や入学者選抜要項（資料5-1）に出願資格や出願要件を明示しており、栄養科学部では出願要件に「生物基礎」「化学基礎」の履修について定めている。一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜においても、教科・科目として必修科目、選択科目の指定や出題範囲を定めている（資料5-2）。また、入学希望者に求める水準等の判定方法については、学校推薦型選抜（公募制）では受験ガイド（資料5-5）に表記しており、調査書、試験当日の成績判定の割合を明記している。

点検・評価項目②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2. 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3. 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4. 公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学者選抜制度は年度ごとに各学科において検討した改善点をもとに全学入学委員会において原案を作成し、大学評議会において審議・決定している。学生募集方法についても、入学者選抜の実施日程や各種手続の日程等を全学入学委員会において原案を作成し、大学評議会で審議・決定している。本学では、APに基づき、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜等、幅広く入学者選抜制度を設けているとともに、多様な学生の受け入れのための社会人特別選抜、編入学試験も実施している。総合型選抜において、栄養科学部では、事前面談を行い、受験生の勉学意欲や総合型選抜への適性を判断したうえで、次のステップに必要な課題とアピールシートを渡している。

学費や経済的な支援については、様々な媒体を利用して情報提供をしている。学費・奨学金の情報については、大学Webサイト（資料5-6【ウェブ】）・大学案内（資料4-1 p.98～99）・入学者選抜要項（資料5-1～5-4）・入学手続要項（資料5-7）・保護者の皆様へ（パンフレット）（資料5-8）を通して案内をしている。

学費については、大学案内や各種パンフレットにおいて、入学するにあたっての各学科の1年間の授業料や諸経費の内訳の情報が掲載されている。大学Webサイトでは、各学科の授業料や諸経費の内訳、振込用紙発送日、支払い期日、延納分納制度の案内について、詳細に記載されている。

奨学金については、大学案内や各種パンフレット、大学Webサイト（資料5-9【ウェブ】）において、各種奨学金の概要や申請から受給の流れ等を掲載している。

オープンキャンパスでは、奨学金ガイダンスを実施し、奨学金の概要・申請方法・入学時納入金の支払い時期・入学後の学費の金額や支払い方法について説明をしている。また、個別相談ブースを設置し、学費や奨学金など個々の経済状況に応じて不明な点を確認しながらきめ細かくサポートを行い、不安を解消するようにしている。

全学入学委員会は総務担当副学長を委員長とし、各学科の代表者および大学事務部入試課長を構成員とし、任務は①アドミッション・ポリシーに関する事項、②入学試験制度に関する事項、③入試日程に関する事項、④入学試験の実施に関する事項、⑤入学試験情報の公表及び開示に関する事項、⑥学生募集に関する事項を主としている委員会である（資料5-10）。入学者選抜については、全学入学委員会において入学者選抜制度の検討、実施、合否判定を審議し、原案を作成している。全学入学委員会の事務局である入試課が入学者選抜の業務全般を担っており、全学入学委員会と連携を図りながら、入学者選抜を実施している。

採点業務の際には、受験者氏名等の個人情報を隠して行っているとともに、合否判定の審議にあたっても、受験者の氏名、出身校の個人情報は非開示とした資料をもとに審議している。

COVID-19感染防止への対応としては、文部科学省が定めた「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定）に基づき、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部入学者選抜に係る試験実施のガイドライン」（資料5-11）を策定し、使用教室の座席は定員の6割程度とすることや、マスクの着用、消毒、換気の徹底など、本学ガイドラインに則って実施した。

障がい等のため入学者選抜に際し配慮を希望する受験生には、出願前に入試課まで問い合わせるように入学者選抜要項（資料5-1、5-2）に明記している。申し出があった場合は、可能な限り対応しており、今年度の入学者選抜においても個室受験や試験監督が口頭で伝える内容を資料にまとめて渡すなど配慮した。また、希望者には希望学科教員と学修・生活支援課職員が面談を行い、入学後の学修および学生生活に関する本学のサポート体制を説明とともに、受験生の要望を聞く機会を設けている。

以上のとおり、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

点検・評価項目③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1. 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

入学定員は教育方針、教育目的、教員組織、校地・校舎の面積等の条件に基づいて定めて

いる収容定員にあわせて設定している。学部・大学院の入学者の推移については、大学基礎データ表2、3に示すとおりである。専任教員一人当たりの在籍学生数の比率（資料5-12【ウェブ】）は、本学で重視している指標となっている。

2014年度に受審した認証評価において改善が求められた学生の受け入れについて、この間、大学全体で力を入れて取り組んできた。「夢をかなえるセンター」（資料3-5）の設置による「社会貢献活動」の推進（資料1-14）や「発想力の育成」（資料4-55）などの成果について各学科の特色と併せてオープンキャンパスや高校訪問等において広くPRし、受験生の志望動機や高校教員の反応からも本学の取り組みは確実に浸透してきている。

なお、過去5年間の入学者数比率の平均は以下の表の通りとなっている。

	2014年度 評価時	改善状況報告 時	今回 (2016-2020)
学芸学部全体	0.81	0.85	0.99
日本語日本文学科	0.79	0.73	0.86
英語文化コミュニケーション学科	0.69	0.73	0.91
メディア情報学科	0.66	0.71	0.97
人間社会学部全体	0.87	0.76	0.95
社会マネジメント学科	0.68	0.61	0.86

学芸学部全体では、過去5年間の入学者数比率の平均は0.99と前回（改善状況報告時を指す）の0.85に比べて改善しており、2019年度1.15、2020年度1.24と入学定員を超えて受け入れている。同日本語日本文学科についても、過去5年間の入学者数比率の平均は0.86と前回の0.73に比べて改善しており、2019年度0.99、2020年度1.18と増加傾向である。同英語文化コミュニケーション学科についても、過去5年間の入学者数比率の平均は0.91と前回の0.73に比べて改善しており、2019年度1.26、2020年度1.05と入学定員を超えて受け入れている。同メディア情報学科についても、過去5年間の入学者数比率の平均は0.97と前回の0.71に比べて改善しており、2019年度1.11、2020年度1.56と入学定員を超えて受け入れている。

人間社会学部全体では、過去5年間の入学者数比率の平均は0.95と前回の0.76に比べて改善しており、2019年度1.30、2020年度1.17と入学定員を超えて受け入れている。同社会マネジメント学科についても、過去5年間の入学者数比率の平均は0.86と前回の0.61に比べて改善しており、2019年度1.25、2020年度1.17と入学定員を超えて受け入れている。

大学院栄養科学研究科の過去5年間の入学者数比率の平均について、修士課程が0.43、博士課程が0.10、2020年度に開設した専門職大学院は0.80で、大学院においては入学定員を満たしていない状況である。

同じく努力課題として指摘を受けた編入学定員に対する編入学生比率は以下の表のとおりとなっている。

	2014年度 評価時	改善状況報告 時	今回 (2021年3月31日)

日本語日本文学科	0.20	0.70	0.20
英語文化コミュニケーション学科	0.30	0.90	2.00
メディア情報学科	0.30	0.30	0.57
社会マネジメント学科	0.10	0.30	0.70
人間心理学科	0.23	0.13	0.50
健康栄養学科	0.38	0.56	0.25

学芸学部では、日本語日本文学科の今回（2021年3月31日現在）の編入学生比率は0.20と前回（改善状況報告時を指す）の0.70に比べて減少しているが、英語文化コミュニケーション学科の今回の編入学生比率は2.00と前回の0.90に比べて改善している。同じく、メディア情報学科の今回の編入学生比率は0.57と前回の0.30に比べて改善している。人間社会学部については、社会マネジメント学科の今回の編入学生比率は0.70と前回の0.30に比べて増加しており、人間心理学科の今回の編入学生比率は0.50と前回の0.13に比べて改善している。栄養科学部健康栄養学科については今回の編入学生比率は0.25と前回の0.56に比べて減少している。編入学については近年、専門学校からの編入希望者が増加しているため、編入コースを設置している専門学校への訪問を強化したこともあり、大学全体としては増加傾向である。

2020年4月に開設した社会起業研究科は2020年度の入学者受け入れは0.80と入学定員を若干下回ってしまったが、20～70代の幅広い年齢層が入学しており、社会的なニーズがあるため、引き続き、企業や産業団体、大学、シニア層をターゲットに広報を展開していく。

また、改善勧告として指摘を受けた収容定員に対する在籍学生数比率は以下の表のとおりとなっている。

	2014年度 評価時	改善状況報告 時	今回
学芸学部全体	0.76	0.80	1.00
日本語日本文学科	0.76	0.68	0.89
英語文化コミュニケーション学科	0.62	0.72	0.95
メディア情報学科	0.60	0.65	0.99
人間社会学部全体	0.79	0.70	0.97
社会マネジメント学科	0.64	0.59	0.93

2020年5月1日現在、大学院を除く学芸学部・人間社会学部・栄養科学部の大学全体では、収容定員3,676名（うち編入学67名）、在籍学生数3,664名で、収容定員に対する在籍学生数比率は1.00となった。内訳をみると、学芸学部の収容定員と在籍学生数は、1,956名、1,950名で、収容定員に対する在籍学生数比率は1.00となり前回（改善状況報告時を指す）の0.80に比べて増加となった。日本語日本文学科の収容定員に対する在籍学生数比率は0.89となり、前回の0.68に比べて増加となった。英語文化コミュニケーション学科

の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.95 となり、前回の 0.72 に比べて増加となった。メディア情報学科の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.99 となり、前回の 0.65 に比べて増加となった。人間社会学部の収容定員と在籍学生数は、964 名、939 名で、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.97 となり、前回の 0.70 に比べて増加となった。社会マネジメント学科の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.93 となり、前回の 0.59 に比べて増加となった。栄養科学部の収容定員と在籍学生数は、756 名、775 名で、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.03 となった（資料 5-13）。

なお、在学生数の管理については毎月 1 回学生数を確認し、共有フォルダに掲載し、管理をしている。

以上から、在籍者数を収容定員に基づきほぼ適正に管理している。定員を満たしている学部については、大幅に超えないよう慎重に配慮し、適正に管理をしている。

なお、2019 年度 5 月 1 日現在の在籍学生数に対する留年者数と退学者数の比率について以下の表のとおりとなっている。

	退学者数	退学率	留年者数	留年率
学芸学部	40 名	2.3%	23 名	1.3%
日本語日本文学科	9 名	2.2%	8 名	2.0%
英語文化コミュニケーション学科	14 名	3.3%	6 名	1.4%
子ども教育学科	10 名	2.3%	6 名	1.4%
メディア情報学科	5 名	1.9%	2 名	0.8%
生活デザイン学科	2 名	0.9%	1 名	0.4%
人間社会学部	21 名	2.6%	9 名	1.1%
社会マネジメント学科	8 名	2.1%	4 名	1.1%
人間心理学科	13 名	3.0%	5 名	1.1%
栄養科学部	4 名	0.5%	10 名	1.3%
健康栄養学科	1 名	0.3%	6 名	1.8%
管理栄養学科	3 名	0.7%	4 名	0.9%
大学全体	65 名	1.9%	42 名	1.3%

次に、大学院について説明する。栄養科学研究科栄養科学専攻については、入学定員は博士前期課程 6 名（収容定員 12 名）と博士後期課程 2 名（収容定員 6 名）と設定している。過去 5 年間の 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率を見てみると博士前期課程は、2016 年度 0.25、2017 年度 0.33、2018 年度 0.50、2019 年度 0.67、2020 年度 0.58 であり、博士前期課程は、2016 年度 0.00、2017 年度 0.17、2018 年度 0.17、2019 年度 0.17、2020 年度 0.17 となり、博士前期課程は若干増加傾向にあるものの、定員の未充足状態が続いている。博士後期課程は、極めて厳しい結果となった。

社会起業研究科社会起業専攻は、2020 年度に開設され、30 名の入学定員に対して在籍学生数が 24 名であり、定員の確保ができていない状況である。

この状況から、2021 年度から大学 4 年次を対象として専門職大学院早期履修制度を導入し、定員の確保に繋げられるよう体制を整えた。

なお、定員未充足の状況を改善する方策の一つとして、教育課程再編と各学科の入学定員見直しを目的とした「大学改革プロジェクトチーム」を2018年度から設置し、検討を進めた。一方で定員未充足学科の英語文化コミュニケーション学科、メディア情報学科、社会マネジメント学科の3学科について、各学科長と学長・副学長との定期的検討会を開催し、学科の特色の明確化と募集活動強化を図った結果、募集状況が大幅に改善することとなった。即ち英語文化コミュニケーション学科では、全員留学による語学教育の強化と、観光産業を中心とするキャリア支援の充実を図った。メディア情報学科では学芸員資格課程を導入し、重点高校での模擬授業を頻繁に実施した。社会マネジメント学科については人間社会学部に設置する社会福祉士課程において、助教採用による教育の充実を図るほか、地域課題解決のための映像制作や商品開発のプロジェクトの活動の成果をもってコンテストに応募するなど、活発に活動した。このような努力の結果として募集状況が改善したため、教育課程再編と入学定員見直しは延期することとなった。

点検・評価項目④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性について、全学入学委員会を中心に点検・評価を行っている。具体的には年度始めの委員会において、各学科の過年度の志願者数や入試制度別、地域ごとの志願者数などをもとに前年度の入学者選抜の総括を行うとともに、募集活動においても、オープンキャンパスについては、年度の途中で参加者数やアンケート結果をもとに振り返りを実施している。併せて、月に1回開催している大学評議会や週1回開催している四役会において、志願状況やオープンキャンパスの参加状況を役職者に対しても情報提供している。また、全学入学委員会での合否判定の際には、志願者数、合格者数、手続者数などをタイムリーに情報を共有している。これらの点検活動により、明らかとなった課題について、それぞれの内容によって、上記の会議体に改善策を諮り、実行している。

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面でのオープンキャンパスや志願者が多い学校推薦型選抜（指定校）の面接の実施が困難な状況となったため、その都度、四役会において対応を協議した。オープンキャンパスについては、4～7月にかけてWEBオープンキャンパスページの開設、オンラインによるオープンキャンパスなどを実施するとともに、8月には「オープンキャンパス実施における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（資料5-14）を策定し、対面のオープンキャンパスを開催した。また、11月の指定校推薦および併設校推薦の面接をオンラインで行った。

（2）長所・特色

入学者選抜および学生募集業務にあたっては、教職協働の体制により実施している。学生募集業務について、特にオープンキャンパスは教職員による全学的な体制で運営している。全学科が「学科企画」という催しを行っており、各教室で学科紹介パネルを展示したり、教員および在学生が受験生に個別に説明している。また、職員のうち総合職の職員は全員、AO

室員として、年3回の高校訪問や進学相談会、高校ガイダンス等を担当するとともに、本学ではAO入試導入当初から、AO入試の面接にAO室員が同席し、教員のサポートを行っている。このような取り組みを全学入学委員会や入試課だけでなく、教職員が一体となって実施していることが、本学の強みの一つと言える。

(3) 問題点

入学定員の充足について、全学部においての過去5年間の入学者数比率の平均では、1.0を若干下回っているが、過去4年間では全学部で1.0を上回っており、改善している。一方で、編入学定員については、依然として入学定員を下回っている。上述のとおり、2021年度の入学予定は2021年2月1日現在で、前年度の2倍以上の入学手続き者数となったことを継続できるように、引き続き、編入学に関するチラシを作成するなど、募集活動を強化する。

大学院栄養科学研究科の入学者比率が依然として低い状況が続いている。導入した長期履修制度や奨学金制度など、積極的にPRしていく。

(4) 全体のまとめ

大学全体として、DP及びCPを踏まえてAPを設定し、広く公表するとともに、公正な入学者選抜を実施するための運営体制も整備している。編入学定員および大学院の入学定員未充足が課題であるが、学部の入学定員は過去4年間の平均では、全学部で1.0を超えており改善している。この状況を維持するために、引き続き、PDCAサイクルに沿った定期的な点検・評価を行い、課題については教職員が連携して改善に努める。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1. 大学として求める教員像の設定

評価の視点 2. 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、第1章「大学の理念・目的」に基づく教育を実現するために、求める教員像及び教員組織の編成方針を定め、大学Webサイトで公表している（資料6-1【ウェブ】）。

求める教員像

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、自由な精神を以て専門領域の研究や活動に意欲的に取り組み、積極的にその成果を公表するとともに、教育に理解と情熱を持ち、学生の声にしっかりと耳を傾け、ていねいな指導を行うよう、不断の研鑽を厭わない教員を求める。

教員組織の編成方針

大学設置基準等の公的基準を遵守し、カリキュラムに必要な教員を適切に配置する。

教員の募集・任免・昇任は公平を旨とし、透明性を保つ。

年齢構成、男女比、専門分野等が著しく偏らないよう配慮する。

各学部・学科・各研究科・専攻においては、これらの方針に基づき、それぞれの教育研究の目的および教育課程に合わせて適切な教員組織の編成を行っている。

各学部は、相模女子大学学則第51条に規定する「教授、准教授、講師、助教、助手」、研究科は、相模女子大学大学院学則第9条に規定する「教授、准教授、助教、講師」、専門職大学院は、相模女子大学専門職大学学則第8条に規定する「教授、准教授、専任講師、助教、兼任講師」によってそれぞれ構成されている。（資料1-2～1-4【ウェブ】）

本学では、各学部・学科・各研究科・専攻課程における教員組織の編成方針は明示していないものの、学科の理念・目的を実現するため、教員人事に関する規程及び教員人事計画を定め、必要な教員組織を編成している。

点検・評価項目②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2. 適切な教員組織編制のための措置

評価の視点 3. 教養教育の運営体制

●大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

大学設置基準、大学院設置基準に定める教員組織、教員の資格に則って、学部教授会、及び大学院研究科委員会を置き、設置基準に規定されている資格及び十分な教育研究業績を有した教員によって組織されている。大学設置基準上、必要専任教員数は 112 名（内必要教授数 58 名）に対し、2020 年 5 月 1 日現在の本学専任教員数（教職センター含む）は 129 名、内教授数は 67 名となっている。なお、学芸学部生活デザイン学科については、必要専任教員が 1 名不足しており、2021 年度に同学科の専任教員 3 名を採用する予定である。

また、大学院栄養科学研究科博士前期課程・同後期課程においても設置基準上必要専任教員数（各 6 名、内 4 名研究指導教員、2 名研究指導補助教員）を満たし、前期課程 15 名（内指導教員 7 名、補助教員 8 名）、後期課程 7 名（内研究指導教員 5 名、補助教員 2 名）となっている。専門職大学院社会起業研究科社会起業専攻においては、設置基準上必要専任教員数（11 名）を満たし、専門職学位課程名（内教授数 9 名、実務家専任教員 4 名、みなし専任教員 2 名）となっている。

2020年5月1日現在

大学

学部等の名称	※設置基準	教授	准教授	講師	助教	助手	計
学芸学部							
日本語日本文学科	7	9 (2)	3 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	14 (5)
英語文化コミュニケーション学科	7	8 (3)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (6)
子ども教育学科	10	10 (1)	5 (2)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	18 (5)
メディア情報学科	7	6 (2)	4 (4)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (6)
生活デザイン学科	8	4 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (2)
計		37 (9)	17 (11)	8 (4)	0 (0)	0 (0)	62 (24)
人間社会学部							
社会マネジメント学科	14	8 (1)	6 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (3)
人間心理学科	10	7 (4)	4 (2)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	13 (7)
計		15 (5)	10 (4)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	27 (10)
栄養科学部							
健康栄養学科	7	8 (6)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	5 (5)	19 (16)
管理栄養学科	8	5 (2)	7 (6)	1 (1)	0 (0)	6 (5)	19 (14)
計		13 (8)	10 (8)	3 (3)	1 (1)	11 (10)	38 (30)
合計	112	65 (22)	37 (23)	12 (8)	2 (1)	11 (10)	127 (64)

※大学設置基準に定められる専任教員数

()は女性

短期大学部

学科の名称	※設置基準	教授	准教授	講師	助教	助手	計
食物栄養学科	7	4 (1)	4 (2)	2 (2)	0 (0)	6 (6)	16 (11)
計	10	4 (1)	4 (2)	2 (2)	0 (0)	6 (6)	16 (11)

※短期大学設置基準に定められる専任教員数

()は女性

大学院

研究科の名称	※設置基準	教授	准教授	講師	助教	助手	計
栄養科学研究科							
栄養科学専攻(博士前期課程)	6	12 (8)	6 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	19 (13)
栄養科学専攻(博士後期課程)	6	8 (4)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (5)

※大学院設置基準に定められる専任教員数

()は女性

栄養科学研究科は栄養科学部の専任教員が兼担している

専門職大学院

研究科の名称	※設置基準	教授	准教授	講師	助教	助手	計
社会起業研究科							
社会起業専攻(専門職学位課程)	11	9 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (3)

※専門職大学院設置基準に定められる専任教員数

()は女性

社会起業研究科は学部専任教員の兼担とみなし専任教員(大学院特任教授)から構成される

●適切な教員組織編成のための措置

教員組織の編成については、学長・副学長・全学部長から構成される人事委員会において、

教育研究上の目的を実現するために、大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関連法令を踏まえ、教員の年齢構成、男女比率等のバランスを考慮し、かつ本学の教育課程に相応しい教員組織となっているか、毎年、教員組織の適切性について確認を行うとともに、教員採用計画については大学評議会における審議を経るなど、教育研究に係る責任の所在が明確になっている。

●教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

教員採用人事については、カリキュラムに即した専門性を基本として行い、各学科および学部教授会からは詳細な審査報告がなされており、公平性・透明性は保たれている。年齢構成、男女比等の著しい偏りも生じておらず、編成方針との整合性は保たれている。

●各学位課程の目的に即した教員配置

前述の通り各課程のカリキュラムに即した適切な人員配置を行っている。

●国際比、男女比

学科の特性やカリキュラムに応じた教員配置を行っており、外国人教員を意識的に増やすことは考えていない。男女比についても、性別によって採用が左右されることはないので、結果的に一定のバランスを保っている。

●特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

専任教員の年齢構成については、下表「専任教員年齢構成」のとおりで、一部の学部では40%を超える年齢層（学芸学部における50～59歳）があるものの、全体としてはすべての年齢層が3割以下となっており、特定の範囲の年齢への偏りはみられない。新たな教員採用に当たっては、教育事項及び研究業績等に加え、学科における年齢についても考慮することとし、専任教員の年齢構成に偏りが生じないように配慮している。

表 専任教員年齢構成（2020年5月1日現在）						
年齢	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	計
学芸学部	0	4	17	25	16	62
	0%	6%	27%	40%	26%	100%
人間社会学部	0	1	12	6	8	27
	0%	4%	44%	22%	30%	100%
栄養科学部	9	2	7	9	11	38
	24%	5%	18%	24%	29%	100%
大学院（社会起業研究科）	0	0	1	0	1	2
	0%	0%	50%	0%	50%	100%
大学全体	9	7	37	40	36	129
	7%	5%	29%	31%	28%	100%

●教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置

各学科における主要な科目（基幹科目）については、原則として専任教員が担当することとしており、適正に配置されている。

●研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

大学院栄養科学研究科においては、研究科委員会において教員審査委員会を設置し、「相模女子大学大学院栄養科学研究科（博士前期・後期課程）教員資格審査委員会内規」（資料6-2）、「教員適格性の審査基準内規」（資料6-3）および「教員適格性の審査基準となる業績に関する細則」（資料6-4）に基づき研究科担当教員の資格の有無について審議し、学長へ報告している。学長は人事委員会の意見を聴取し決定しており、資格の明確化と訂正な配置がなされている。

●教員の授業担当負担への適切な配慮

専任教員の授業担当は半期6授業時間、通年12授業時間を基準としている（資料6-5）。ただし資格課程に比重を置く一部の学科においては、実習等の授業担当が多くなり、基準を超える場合がある。基準を超えた授業担当については手当を支給することで対応している。

●教養教育の運営体制

教育担当副学長を委員長とする共通教育科目運営委員会が組織され、大学生が身に着けるべき広範な教養についての全学的な教育について責任を持って運営している。同委員会はカリキュラム編成から授業運営まで、全学共通科目および全学的な教養教育に関することについては教授会相当の権限と責任を有し、必要な人事についても計画の提案から選考までを行っている。

点検・評価項目③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていきか。

評価の視点1. 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2. 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用については、学部・学科ごとに専門分野・研究分野が大きく異なるため、その専門性を尊重しつつも、手続きに関しては「相模女子大学教員採用手続規程」（資料6-6）と「相模女子大学教員資格審査基準」（資料6-7）に基づいて行われている。栄養科学研究科については、所属専任教員としての採用はせず、学部教員の採用時に研究科担当教員としての資格を有するかについても判断材料としている。

採用に際しては次のような手順で行っている。学長は採用に関する要望書を集約し、人事委員会へ提出し、同委員会にて次年度採用計画原案を策定したものを大学評議会に上程する。大学評議会は次年度採用計画を決定し、当該学部・学科等へ公募と候補者の選定を委任する。「資格審査委員会内規」（資料6-8）に基づいて選定された資格審査委員は、選ばれた候補者について「相模女子大学教員資格審査基準」（資料6-7）に則して審査を行い、適否の結論を出す。当該教授会等は報告を受け、質疑応答の後、信任投票により採用可否の決定を行う。その結果が学長に報告され、学長が採否を決し、大学評議会へ報告する。

昇任（昇格）については、「相模女子大学教員昇任手続規程」（資料6-9）及び各学部にお

ける教員昇任に関する内規（資料 6-10～資料 6-12）に基づいて行われている。各学部で教員の専門分野や必要とされる業績や能力などを考慮して作成された「昇任基準」をもとに、学部内に昇任審査委員会を設置し、審査を経て教員昇任案を学長に提出する。学長はこれを人事委員会に諮り、決定し、大学評議会へ報告する。

点検・評価項目④ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1. ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

評価の視点 2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

●FD 活動の組織的な実施

本学の FD 活動は、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程」（資料 6-13）および「相模女子大学大学院ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程」（資料 6-14）に基づき企画・運営している。FD 委員会は大学・大学院合同で組織され、研究・情報担当副学長を委員長とし、各学科・研究科からそれぞれ 1 名ずつの委員を選出している（ただし、大学院栄養科学研究科の FD 委員は、大学健康栄養学科、管理栄養学科いずれかの FD 委員が兼任している）。具体的な活動内容は以下の通りである。

(1) FD 研修会

年 2 回、全専任教職員を対象に実施している。2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により Zoom によるオンライン研修会として実施した。第 1 回 FD 研修会（2020 年 9 月 10 日開催）は、「ICT による授業改善」をテーマとして開催した（資料 1-19）。本研修会における教員参加率は 85% を超え、実りある研修会を執り行うことができた（資料 6-15）。さらに研修会の動画を非常勤講師の希望者にも公開し、研修内容を共有した（資料 6-16）。第 2 回 FD 研修会（2021 年 2 月 18 日開催）は、「ディプロマ・ポリシー (DP) に基づく学修目標の到達度把握について考える」をテーマに実施した（資料 1-20）。

なお、前回の認証評価の際に努力課題として指摘された、各学部・研究科における組織的な FD 活動については、以下の活動を行っている。

- ・自己点検評価委員会が実施する自己点検・評価の報告書に「教員・教員組織」の項目を設け、学科・研究科独自で取り組んでいる FD 活動の状況報告を求めるなどを 2016 年度より継続して行っている。2020 年度春学期の報告書によると、学芸学部では多くの学科において、学業面や生活面で問題を抱える学生に関する情報を共有し、対応策を適宜検討している。また、人間社会学部では ICT を活用した授業・教育方法の検討や、LMS の活用方法についても教員間で教え合い共有を図っている（資料 2-16）。
- ・2018 年度第 2 回 FD 研修会（2018 年 11 月 29 日開催）では、「学習成果の可視化に関する取り組みについて」をテーマに、事前に各学部の学科長に対して行った状況調査の結果に基づき、日本語日本文学科長及び生活デザイン学科長が、それぞれ独自の取り組み事例を紹介した（資料 6-17）。
- ・2020 年度第 2 回 FD 研修会の内容を踏まえ、各学科・研究科において、各授業科目の到達目標と、DP の項目の照らし合わせを行い、その結果見えてきた課題について対策を

検討した(資料 6-18～資料 6-20)。

(2) 授業評価アンケート

授業評価アンケートは、年 2 回(春学期、秋学期各 1 回ずつ)実施し、アンケート対象科目(専任教員 2 科目、非常勤講師 1 科目)は事務局がランダムに選定している。ただし、社会起業研究科は全科目で実施した。教員はアンケートの集計結果に基づき実施科目ごとに所見(集計結果・記述回答等に対するコメントおよび改善のための方策)を提出し、授業改善に役立てるとともに、学生も所見を閲覧できるよう学内ポータルサイトにて公開している(資料 6-21)。なお、COVID-19 の影響により 2020 年度はマークシート方式から Web 方式に変更した(資料 4-35)。

栄養科学研究科の授業評価アンケートは、個々の授業科目に対してではなく、講義及び研究活動全般について自由記述する形式をとっており(資料 6-22)、アンケート回答は研究科委員会において教員間で共有し、授業および研究指導に対する学生の満足度を確認するとともに、研究科長が所定の様式に所見をまとめ、学長に提出している。また、授業評価において指摘された事項については、改善できる点を速やかに検討・対処している(資料 6-23)。

(3) 授業参観

原則として非常勤講師を含む全教員の授業を全科目参観可能としており、参観は教員の自主性に基づき行われているが、参観後は FD 委員会への報告を義務付けている。2020 年度はオンライン授業の参観も可能とした(資料 6-24)。なお、社会起業研究科では、授業参観を通じて主に学生の参加促進方法について研究が進められた(資料 2-16)。

(4) 新任教員研修会

毎年 4 月 1 日に新任教員全員を対象として、「大学を知る」をテーマに本学の歴史的成り立ち、特徴、組織及び支援体制等の理解を目的とした研修会を実施している。なお、研修内容には研究倫理に関する事項も含まれており、研究倫理研修会を兼ねている(資料 6-25)。

(5) その他

FD 活動に関する外部研修会・セミナー等が開催される際には、全専任教員或いは FD 委員へ案内し、積極的な参加を促している。

なお、専門職大学院の FD 活動は、研究科委員会を毎月開催するだけでなく、4 名の委員が Slack によって常時接続されており、教育活動等について頻繁に情報交換を行っている。

●教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の諸活動については、年に 1 回「教員自己評価調査表」の提出を義務付け、諸活動の振り返り及び自己評価を行うことで、今後の教育・研究活動に活かし、レベルの向上を図っている(資料 6-26)。また、「教員自己評価調査表」の内容に基づき、大学 Web サイト内の教員紹介ページの研究業績、社会貢献活動等の内容を更新し、広く外部に公開している。(資料 6-27)。

点検・評価項目⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性の点検・評価は、人事委員会において、職位別人数、男女比、年齢構成等の情報に基づき行っており、特に専任教員の新規採用にあたっては、単に退職者の専門分野の教員を補充するのではなく、学科の枠を超えた教育研究領域に適合する適切な専門分野の教員を配置することに配慮し、本学の目指す教育にふさわしい教員採用を進めている（資料 6-1【ウェブ】）。

（2）長所・特色

全学的な「求める教員像」と「教員組織の編成方針」（資料 6-1【ウェブ】）に基づき、各学科のカリキュラムに沿って人事計画が立てられ、各学位課程に必要な、また分野の専門性に即した採用人事が行われている。全学的な視点からは学長を委員長とし、副学長および学部長からなる人事委員会で常にチェックがなされており、採用人事においても昇任人事においても公平性・透明性が保たれており、適正な教員組織となっている。

FD 活動は、単に個々の教員の教育力の改善と向上を目指すだけの活動ではなく、学生のための、学生の学びと成長につながる活動であることを全学的に共有しており、年 2 回、全学的に行う FD 研修会への教員参加率は高い状況を保っており、テーマに対する本学教職員の意識レベルの高さがうかがえる。また、各科会及び研究科委員会では、学業面や生活面で問題を抱える学生の情報共有を恒常的に行っており、学習意欲向上に向けた対策を講じている。

（3）問題点

現状で大きな問題は生じていないが、今後、より学際的で幅広い教養教育が求められることが予想され、その際には学科を超えた全学的な視点から的人事計画が必要である。

FD 活動において、現在の授業評価アンケートは個々の授業改善に留まり、カリキュラム改定等、教育課程の適切性の点検・評価や、学生の DP 到達度の把握に活用できていない。そのため、2021 年度以降の授業評価アンケートは、LMS を利用したアンケートに変更し、個々の授業における学習者本位の学習到達度を問う内容（何を学び、何を身に着けることができたか）に転換する予定である。さらに、授業評価アンケートとは別に、学年ごとに知識・技能・態度を軸とした DP の到達度を把握する調査および集計・解析結果の学生へのフィードバックを検討している。

なお、コロナ禍で一気に導入が進んだ ICT を活用した授業については、今後実施方法や教育効果の更なる検証が必要である。

（4）全体のまとめ

教員・教員組織の編成は適正である。問題点として挙げた全学的な視点から的人事計画については、2019 年 10 月より、新たな事務部署として学長のリーダーシップを補佐する学事企画課を設置し、全学的な教員組織の編成や教員人事についても計画のイニシアチブを取る体制となった。今後この体制をしっかりと機能させていくことが重要である。

コロナ禍にあって、授業形態が対面からオンラインへと大きく変化したことに伴い、FD 活動の主体は、教員側の教育手法の変化を支援する取り組みが中心となった。この点にお

いては、一定の成果はみられたものの、一方で、学生の学習到達度を把握するための取り組みは、未だ試行的段階のままである。今後も継続して取り組み、学生の成長に帰するFD活動としていきたい。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1. 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、正課の授業のみならず、学生生活全般を通して学生が成長し、学びを深められるよう支援を行っており、その方針は2017年に制定した「キャリア形成支援ポリシー」(資料7-1【ウェブ】)に明示し、公表している。なお、ここで言う「キャリア形成」とは「ポリシー」本文にも記す通り、学生が主体的に自分の人生を切り拓いていくことを指している。

キャリア形成支援の方針（キャリア形成支援ポリシー）

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、「社会との関わりの中で積み重ねる全ての経験を通して、社会と自分自身をしっかりと見つめ、自らの進む道を見つけ出し、人生を前向きに生きてゆくこと」を「キャリア形成」と位置付け、学生が、以下の力を身につけ、主体的に「キャリア形成」をするための「学びの場」を提供し、そこでの活動を支援します。

1. 興味・関心を幅広く持ち、物事の本質を見つめ、筋道を立てて問題を解決する力。
2. 社会との関りにおける自分のありかたを考え、他者と柔軟なコミュニケーションをとり、協働できる力。
3. 「働くこと」の意義を理解し、自分らしい生き方を見つけ出し、プランニングできる力。

このポリシーに基づき、学生の主体的な学びを大学全体で支援している。なお、障がい学生の修学に関しては、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部障がい学生修学支援規程」に基づいて支援を行っている（資料7-2）。

点検・評価項目②学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1. 学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点 3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点 4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点 5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

●学生支援体制

学生の学修と生活をワンストップで支援することを目的として、2019年に大学事務部に学修・生活支援課を設けた（従来の教務課と学生支援課を統合）。学修・生活支援課では正課教育の学びのみではなく、学生生活に関する相談やサポートを行っており、学生の抱える問題に1部署、ワンストップで丁寧に対応することをミッションとしている。また、学生生

活の安全・安心を確保し、支援するため、この学修・生活支援課を中心に、全学学生支援委員会、学生相談室、保健センターが組織されている。さらに、クラス担任制度により、学科教員が学生の学業や学生生活全般、進路相談に応じており、各学科と学修・生活支援課の連携が図られている。これにより、一人の学生に対し、複数の教職員が多方面の視点から問題や悩みを検討し、問題解決に導く支援体制を構築している。

地域連携活動や国際教育および就職支援に関しては、夢をかなえるセンターが、学生に主体的な活動を促すとともに、支援を行っている。

●修学支援

(1) 修学に関する支援

学生への修学支援体制として、各学科と学修・生活支援課が連携し、支援を行っている。各学科において、学科教員がクラス担任を受け持ち、学修・生活支援課職員と連携を取り、学生の履修や休・退学に関する相談を受けている。学修・生活支援課では、各学科の担当者を置き、修学相談や学籍異動に関する相談に対応する。また、全教員がオフィスアワーを設けて担当科目の質問等に対応している（資料 4-37【ウェブ】）。

また、新入生、入学予定者が円滑な大学生活を送るための取り組みとして、2019 年度は、単位制・通信制高校等出身者を対象とした入学前交流会を開催した。学内での居場所作り、友人作りのきっかけを提供することで、退学者の抑制を図ることを目的としている。2020 年度は、オンライン授業の不安を解消し、学生生活への導入を支援するため、新入生向けに、職員による学内事務窓口を紹介するキャンパスツアーと友達づくりの交流会を実施した。このほか、例年、一人暮らしの不安を軽減するため、地方出身者を対象とする交流会を行っている。2020 年度は、地方出身の学生が自宅から参加できる交流会をオンラインで実施した。

(2) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

2019 年に開設したラーニング・コモンズは、学生の自主学習や補習教育を目的としている。開設以降、グループディスカッションの練習、教育実習に向けた模擬授業、正課外のプロジェクトのミーティング等の活動、自習などに活用されている。

補習教育を目的とする講座として、学習の悩み解決や効率的な学習方法の修得に導くため、4 年生がアドバイザーとなり、職員をコーディネーターとして、後輩学生に学習体験を伝える講座を実施した。2020 年度は、オンライン授業の増加に伴い、学生が教職員にメールで問い合わせる機会が増えたことから、メールの書き方、効率的なノートのとり方に関する講座をオンラインにて開講した（資料 4-30）。2 回の開催に多くの学生が参加した。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する支援については、入学希望の段階から、受験生、保護者と面談を行い、必要な支援体制の確認と本学の環境について説明を行っている。在学生については、2013 年 7 月に、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部障がい学生修学支援規程」（資料 7-2）を制定・施行し、この規程に則り、修学支援を行っている。

授業中の配慮を要する障がい学生の履修科目担当者には、配慮を要する旨を通知している。2020 年度は、聴覚障がいのある学生 2 名が在籍しており、半期ごとに学修・生活支援課職員が学生と面談したうえで、5 科目までの希望科目にノートテイク・パソコンテイクの

申請を受け付けている。オンライン授業については、動画の文字起こしの対応もしている。相談を随時受け付け、学生の不安軽減に努めている。

ノートテイカーは外部団体に依頼しているが、希望する学生を対象としたノートテイク講習会を開催し、学生ノートテイカーを育成している。2020年度はコロナ禍にあり、学生ノートテイカーの登録はなかったものの、外部団体によるパソコンテイク、文字起こし、字幕修正対応を継続した。

また、学生に対する個別の対応に留まらず、全学的なバリアフリー化や車椅子利用に配慮した施設の整備なども進めている。

(4) 成績不振の学生の状況把握と指導

標準修得単位数に満たない学生の情報を、学期ごとに学科に伝達し、問題を抱える学生の早期発見に努めている（資料4-36）

(5) 留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応

各学科では、授業の欠席が増えつつある学生を早期に把握、対応するために、科会（学科会議）等を通じて、学生に関する情報を随時共有し、クラス担任や学修・生活支援課を通じて適宜、学生に対する指導・支援を行い、長期欠席や休・退学を未然に防ぐよう努めている。

学籍異動については、クラス担任が面談を行い、学生と保証人に状況を確認し、手続を行う。学籍異動に関する対応経過については、記録を保管している。

●生活支援

(1) 奨学金その他の経済的支援の整備

奨学金等の経済的支援措置について、経済的に修学困難な学生の支援として、日本学生支援機構奨学金のほか、以下の本学独自の奨学金により、さまざまな経済的事情を抱える学生に対応できるよう、支援制度の充実に努めている。その他、学外の各種奨学金制度にも対応している。

① 相模女子大学奨学金（資料7-3、資料7-4）

経済的理由によって修学が困難である者に対して授業料相当額または学費相当額を貸与する。2020年度には14人の学生に貸与した。

② 相模女子大学緊急給付奨学金（資料7-5）

家計急変等の経済的理由により修学継続が困難な学生に対し、半期授業料相当額を給付する。2020年度は、コロナ禍で家計が急変した学生などを支援するための採用枠の拡充や、経済状況を勘案した採用を行った。10人の学生が採用された。

③ 相模女子大学留学奨励奨学金・国際交流特待奨学金（資料7-6）

本学学生が海外の大学へ留学する際に給付される奨学金である。2020年度は留学が中止となったため、0名だったが、2019年度は、留学奨励奨学金を14人の学生に給付した。

④ 相模女子大学特別奨学金（資料7-7）

特別奨学生入学試験において成績優秀と認められた者に対して授業料を免除する。2020年度は10人が対象となった。

⑤ 相模女子大学地方学生支援特別奨学金（資料7-8）

地方学生支援特別奨学生を選抜する入学試験で成績優秀と認められた者に対して、入学年度に年額30万を給付する。2020年度は、17人に給付した。

⑥ 令和元年度台風 15 号または台風 19 号で被災された学生の支援措置（資料 7-9）

2019 年 9 月 11 日に発生した台風で被害の遭った学生に対して、被災・家計状況等を勘案し、校納金の全額免除、授業料全額免除、授業料半期分免除の 3 段階の措置を講じた（新入生は、入学金免除の場合あり）。過去に 2013 年度は、18 名の学生を支援した。自然災害時に状況に応じて経済的支援措置を行っている。2020 年度は、2 人に給付した。

（2）ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

2000 年に「ハラスメント・ガイドライン」を制定し、大学 Web サイトに公表している（資料 7-10【ウェブ】）。本ガイドラインに基づき、ハラスメント防止・対策委員会が設置されている（資料 7-11）。啓発活動について、学生に向けて、リーフレット「ハラスメントをなくすために」（資料 7-12）を作成して新入生オリエンテーションで配布し、ハラスメント防止意識の向上に努めている。また、全教職員を対象として、定期的に防止・対策研修会を実施している。

（3）心身の健康保持・増進および安全・衛生への措置

学生の心身の健康保持・増進については、主に保健センターと学生相談室がその役割を担っており、学生には新入生オリエンテーション時に利用方法等を説明している。

保健センターは、2011 年度より業務委託となっており、保健師 1 名・看護師 2 名でシフトを組み、授業期間中は常時 2 名体制、休業期間は 1 名で運営し、体制・安全配慮の充実を図っている。学生向け定期健康診断は、例年 4 月初旬に実施（2020 年度は 9 月実施）し、健診当日にブースを設け、保健センタースタッフが既往歴・現病歴のある学生に詳しい病状や受診の状況、学業への支障の有無等を聞き取り、保健指導や健康教育に活用している。

専門的な相談が必要な場合は、精神科医相談を週 1 回、学校医相談を月 1 回実施している。

その他、月毎に保健だよりを作成し、熱中症や感染症対策に関する注意喚起をしている。さらに、適正体重の維持のための働きかけとして、低体重の学生や肥満傾向にある学生の食事指導や生活指導を始めた。

定期的に保健センター長、教育担当副学長、学修・生活支援課長、学生支援担当職員が集まり、学生対応等について協議している。

学生相談室は、2020 年度より業務委託となっており、臨床心理士（カウンセラー）5 名、事務員 1 名でシフトを組み、授業期間中はカウンセラー常時 2 名・事務員 1 名、休業期間は 1 名体制で運営し、学生のサポートに当たっている。相談形式は、面談相談が中心だが、電話相談やメール相談も行っている。2019 年度の来談者実数は 966 人で、学業に関する相談や対人関係の構築に苦慮している学生などの相談に対応した。

保健センターと学生相談室は、気になる学生の情報を共有して相互の利用を促し、クラス担任や学修・生活支援課とも連携しながら学生の対応に当たっている。対応が難しい学生は、必要に応じて、精神科医との面談につなぎ、外部機関を紹介している。

（4）生活の安全に関する配慮

安全への配慮として、毎年 4 月の新入生オリエンテーション時に、学内における災害時等、緊急時の対応などを収録した Student Handbook「学生生活編（資料 1-5）」を新入生に配布している。4 月に新入生を対象とした避難訓練を実施し、学期初めに自転車通学希望者を対象とした自転車交通安全講習を実施する。5 月には、一人暮らしの 1・2 年生を対象とし

た防犯指導、毎年夏にクラブ・委員会の代表学生約100名を対象とした応急手当講習会を実施し、学生の安全確保に努めている。

●進路に関する支援

(1) 学生の進路に関する適切な支援の実施

夢をかなえるセンター内に就職支援課を置き、専任職員5名、業務委託3名（キャリアカウンセラー2名含む）、繁忙期カウンセラー2～3名、受付・求人票入力等補助者（パートタイム勤務者）3名体制で学生の就職支援を行っている。

就職支援課内には、求人票やインターンシップの案内そのための掲示板が設置されており、企業・団体のパンフレットや先輩の入社試験報告書もファイリングしており、学生は自由に閲覧することができる（資料7-13【ウェブ】）。その他、就職試験対策図書等の貸し出しを随時行っている。求人票は無料のコピー機にてコピーすることができ、スマートフォンやパソコンから就職システムを利用して検索することができる。就職システムにより、求人票の検索の他、入社試験報告書や職員・カウンセラーとの面談や学内就職イベントの予約ができ、利便性は非常に高い。

担当職員が学科ごとに配置され、3年生の秋学期と4年生の春学期に全学生を対象に面談を実施している。希望する学生は担当者との進路相談・面談を何回でも受けることができる。学科担当として主担当と副担当を配置し、学生との相性によっては副担当がメインで対応にあたるなど柔軟に対応している。

キャリアカウンセラーは常時2名配置し、繁忙期には臨時のカウンセラーを2～3名追加して配置している。自己分析指導や履歴書・エントリーシートの添削指導、面談指導などを行っている。

2020年度は、COVID-19の感染拡大防止のために学生の学内入構が制限された際に、学生への支援を継続するため、対面形式からZoomを利用したオンラインの面談形式に変更して実施した。

学科との連携については、年に1回、就職支援課の学科担当者と学科教員との懇談会を実施している。学生の就職活動の状況や面談実施状況、求人状況などの情報共有を行い、教職員が一丸となって学生の就職活動を支援する（資料7-14）。

卒業生に対する進路支援も行っており、希望者は就職システムを利用できるほか、担当者やキャリアカウンセラーによる進路・就職相談、求人案内を行っている。

(2) キャリア教育の実施

1年次の必修科目「さがみ総合講座」は、入学後の早い段階から、キャリアデザインの視点を持ち、将来のキャリアについて考える機会を提供する（資料4-29）。

正課外におけるキャリア教育として、各種業界研究セミナーや就職活動に向けた準備講座等の進路支援の他、地域協働活動・ボランティア等の社会貢献活動や留学・語学研修等の国際教育をキャリア形成に資する活動と位置づけ、本学独自のキャリア形成支援プログラム「Sagamiチャレンジプログラム」として体系化している（資料7-15）。本プログラムにおいて、正課同様にシラバスを策定し学生に明示している（資料7-16【ウェブ】）。シラバスには活動概要のみならず、活動による学生の成長を可視化する指標の一つとして、身に付けることが期待される力や到達目標を設け、学生の学びを涵養している。

(3) 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

就職支援課においては、大学3年生を対象とした就職準備講座を、毎週木曜日を中心に4月から1月まで定期的に実施している（資料7-17）。具体的な内容として、就職情報サイト説明会、一般常識・職業適性検査・SPI等の対策講座、自己分析、業界・企業・職種研究、グループディスカッション・面接対策、履歴書・エントリーシート対策を行っている。ガイダンス、イベントについては、年10回程度の学内合同企業説明会やOGや内定者と交流するイベントの実施、企業見学会、大学主催インターンシップなどを実施し（資料7-18）、その他、就活メイク講座や履歴書添付用写真の撮影会など、学生の進路選択と就職活動へ向けた準備を幅広く支援している。

これらは、大多数で行うガイダンスやイベントであるため、2020年度は、COVID-19の感染拡大防止の観点より、そのほとんどをオンライン（Zoom）で実施した。学生は自宅からでも参加しやすく、例年より参加率は高かった。これらのガイダンス等は1日3回同内容にて実施し、授業等の都合で欠席した学生には、録画をしたものを見学可能とすることにより、より手厚い支援が可能となった。

地方出身学生に対する支援として、UIJターン支援講座の実施や、出身学生の多い地方自治体と協力し、職員が引率して学生に地方の企業を見学させるなどのイベントを実施している。

●正課外活動支援

学生自治会が全学生によって組織され、学生生活向上のため学生の意見をまとめ、要望を検証し、導入が適切な要望について、学内で実現する活動を行っている。年間の活動については、学生から選出された中央執行委員会を中心に、学修・生活支援課の職員と連携し、クラブ・同好会の管理・運営、大学祭などの行事を行っている。新入生歓迎会は、学生自治会が主催する。学生自治会のもとに、文化部連合会には24クラブ、体育部連合会には15クラブが加盟している。各団体活動の運営強化や、リーダーの育成を目標とする「リーダーズキャンプ」を年1回開催している。

点検・評価項目③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1. 適切な根拠（資料・情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

●学生生活全般について

学生支援についての点検・評価として、「学生生活実態調査」を実施している（資料7-19）。調査により、多様化する学生の実態を把握し、学生サービスの更なる充実について検討している。調査結果は本学の自己点検・評価の指針としても重要なパロメータである。2015年度までは、5年に1度調査を行い、2015年9月に実施した調査は、大学・短期大学部、全学生を対象として実施した。大学の回答者数は2,995名で回答率は75.6%である。所属する学科の満足度について、「満足している」、「ある程度満足している」を合わせると87.9%であった。

調査項目の構成は下記の通りである。

- ①あなた自身について ②生活全般について ③授業について ④Smile Sagami (学生ポータルサイト)について ⑤進路就職について ⑥心身の健康について ⑦図書館利用について ⑧学生生活について ⑨地域協働活動について ⑩本学について

2015 年度以降、調査実施時期を見直し、4 年後の 2019 年度調査を予定していたところ、COVID-19 の感染拡大により、実施が延期された。

●補習教育等について

学修・生活支援課の職員が中心となり実施する補習教育等としてのイベントに際しては、その前後に毎回、参加者にアンケート調査を行い、満足度や感想・要望等を確認し、その後の企画の参考にしている（資料 7-20）。

●教職センターの活動について

教職課程を履修する学生を対象として教員採用試験やボランティア活動の支援を担う教職センターでは、活動実績をまとめた「教職センターだより」（資料 7-21）を定期的に発行している。これを教職員へ配付するとともに、教職センター所属教員、職員で構成される教職センター運営委員会にて活動報告及び活動の改善・向上を目指した検討を行っており、大学評議会で年間の活動報告と次年度の活動計画が報告されている。（資料 3-9、資料 3-10）

●キャリア支援について

1 年次と 3 年次に全学生を対象に社会人基礎力（リテラシーおよびコンピテンシー）を測定するためのテストを実施し、正課外のキャリア教育等において、その結果を分析し活用している。学生一人ひとりについて 1 年次と 3 年次の結果を比較し、主体的な正課外活動（社会貢献活動等）が結果に及ぼす影響について分析したところ、社会貢献活動の多くが学生の社会人基礎力の成長には直接つながっていないことが判明したことから、キャリア形成支援プログラム「Sagami チャレンジプログラム」および学びの仕組み「マーガレットスタディ」を開発し、学生が社会貢献活動を行いながら PDCA サイクルを回し、社会人基礎力を向上させることができる取り組みとなるよう改善を行った（資料 7-15）。活動に参加した学生は、活動を振り返るための一助として「活動報告書」（資料 7-22）を提出する。これらの内容を分析し、学生の満足度や達成度を中心に評価を行い、改善に役立てている。報告書には、活動への参加理由や取り組み方法、活動の満足度、目標の達成度、変化や新しい発見などを記載する。

就職準備講座参加者数や各種イベント参加者数については、学部・学科、学年別に集計し（資料 7-23）、学科担当者が学科ごとにフォロー講座を実施している。フォロー講座では、欠席した学生に対して実施内容をフォローし、就職準備講座等のイベントに参加することの重要性を説くなどしている。2020 年度はほとんどの講座をオンライン（Zoom）で行ったことから、学生がどのくらい内容を理解しているのかを判断するために、初めての試みとして Web によるアンケート（資料 7-24）を実施し、理解度を把握するとともに、その結果を改善・向上に向けた取り組みを行った。

(2) 長所・特色

本学の教育理念・目的に基づき、学生生活全般を通して学生が成長し、学びを深められるよう、またそのために学生が主体的な学びや生き方を実践できるよう、「キャリア形成支援ポリシー」を掲げて幅広い、そして全学的な支援を行っている（資料 7-1【ウェブ】）。

学修・生活面では、学修・生活支援課が正課教育の学びと学生生活に関する相談やサポートをワンストップで行い、学生の抱える悩みや問題を早期に発見し、学科や他部署と連携して、複数の教職員が多角的な視点から検討し、問題解決に導く支援体制を構築している。同課は、ラーニング・コモンズにおける学生の自主学習や補習教育にも新たに取り組み、さらに、学生自治会、クラブ・同好会等の正課外活動に対する支援を通じて、学生のニーズに応える柔軟な支援を展開している。これまでにラーニング・コモンズで実施された講座や交流会に参加した学生の満足度について、アンケート調査結果によると、8割以上が満足したと回答している。

進路に関する支援は、就職支援課において、学生の進路希望および就職活動状況を個別に把握・確認し、支援・指導を行っている。2020年度は、COVID-19の感染拡大により、対面またはオンライン（Zoom）により支援を行った。学生にWebアンケートを実施し、学生の意向を確認しながら支援を進めた（資料 7-24）。合同企業説明会については、他大学に先駆けてWebで実施し、コロナ禍で就職活動が停滞しないように支援を実施・継続した。保証人に対するは、後援会主催による「就職に関する保護者懇談会」を毎年実施している（資料 7-25）。2020年度は、COVID-19の感染拡大によりオンデマンドで実施し、併せて相談週間を設定し、Zoomまたは電話で対応した。さらに、「キャリアサポートガイド 保護者版 2020」（資料 7-26）の発行を通して、保護者への就職関連情報の発信を行い、学生への家庭での支援方法について情報を提供している。

(3) 問題点

学修・生活面をしっかりと支えつつ、学生の主体的な成長を促すために、正課教育での学びと正課外活動により関連性を持たせることが課題である。そのためには、各担当課が部署の枠を超えて緊密に連携していくことが求められる。以下、分野ごとの課題を示す。

修学支援については、教職員の学生に対する面談スキル向上のため、修学や学籍異動の分析やケーススタディなど、学内での情報交換・研修の実施を検討する。

生活支援については、教職員対象のハラスマント研修会については全員参加を目指してはいるものの、実現していない。ハラスマント相談に関しては、体制は整備されてきているが、学生・教職員への浸透が充分ではない面がある。学生への情報発信、教職員の研修出席率の向上を目指し、意識向上を図っていく。

正課外活動支援については、コロナ禍により、対面による学生の交流の場が不足した。さらに新入生を対象にした友人づくりやクラブ・委員会活動の紹介の機会も減少した。今後はオンラインによる交流会や課外活動の紹介イベントを増やすなど、正課外活動に参加する学生数の増加を目指したい。

就職活動支援については、学生への個別的な指導を円滑に行うため、予約制度の見直しや繁忙期の臨時カウンセラーの増員などを検討していく。全学生を対象に面談を行っている

が、通知しても面談に来ない学生がいるため、電話連絡など業務が煩雑になっている。学科教員と連絡を取るなどの対策を講じていく。就職準備講座など就職支援対策講座の出席率が高いとはいえない状況にある。必修ではない正課外の講座であるため、学生の自主性に任せられている部分ではあるが、より多くの学生に参加してもらえるように対策を講じる。今年度初めて実施したWebアンケートについては、改善・向上を図りながら、今後も活用していきたい。

(4) 全体のまとめ

正課教育と正課外活動を一体として捉え、学科と関係各部署との連携により教員と職員が協働して学生生活の安定と充実を実現すべく、支援を行っている。学生一人ひとりが、自らの目標を持ち、学生生活を充実させ、将来のキャリアを選択し、希望を実現できるよう、支援の充実・強化に努めている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

大学の理念・目的の実現に向け、教育研究活動に適切な環境や条件を整備するため、2014年度に「Sagami Vision2020」及び2015年度に「中長期基本計画」を制定し、事業計画を基盤とした、学生の学習や教員による教育研究活動を支える環境や条件を整備するための方針を明示し、本学 Web サイトで公開している(資料 1-15【ウェブ】)。

点検・評価項目②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1. 施設、設備等の整備及び管理

評価の視点 2. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、神奈川県相模原市南区文京にキャンパスを有し、女子大学としての教育環境活動に十分な施設を有している。(資料 8-1【ウェブ】)

近年は PC の活用が教育上必須となっているが、コンピューター演習室を 8 教室設置しているほか、メディア情報学科と生活デザイン学科等で、学科専用のコンピューター演習室を設置しており、各学部学科の専門科目や資格課程科目での使用、レポート作成や課題のための情報検索、卒業研究、就職活動等で活用されている。また、学生の自主的な学習を促進するため、コンピューター演習室の一部の教室では、授業が設定されていない時間帯に自習目的で利用できるようにしている。さらに、自習専用のパソコン室も備えている。

その他、グループ学習に利用できる附属図書館内学習室や、講義棟ラウンジ内への学生用 PC の設置、ラーニング・コモンズスペース等で使用するノート PC の貸出など、学生の自主的な学習をサポートし、用途に応じた多様な学習環境を整備している。

ネットワーク環境については、無線 LAN 環境を整備するとともに、老朽化したキャンパス内のネットワーク環境整備を計画的に進めている。今年度においては、COVID-19 感染拡大に伴い、最優先で学生のオンライン授業等に必要な環境を整備した。具体的には、学生の希望者に、春・秋学期合わせてノート PC 約 260 台、Wi-Fi ルーター約 270 台の無償貸与や、オンライン授業用 Web カメラの設置を実施した。さらに、これまで計画的に行っていた講義棟のネットワーク環境整備の前倒しを検討し、2021 年 3 月末までを目途としたネットワーク環境の増強工事を現在実施している。また、オンライン授業に用いる動画資料の制作スタジオ 2 室の設置や、教員に Zoom アカウントの付与等を行い、オンライン授業の充実やネットワークを活用した学生生活の利便性を向上させるための対策を講じている。

学内施設・建物の安全の確保の取り組みとしては、主に栄養系学科が使用していた建物において、耐震強度の不足が判明したため、2014 年 2 月に新棟の建設に着手、2015 年 3 月に完成した。栄養系学科の実験・実習室等の機能を移転し、学生及び教職員の安全を確保した。

その他、2009 年 4 月 1 日施行の「学校法人相模女子大学防災規程」(資料 8-2) に基づき

消防計画を定め、消防設備の定期点検を実施している。また、本学では2012年度から新入生を対象とした消防避難訓練を毎年4月に実施している。学内の避難経路については、当該教室からの避難場所までの避難経路図を各教室に掲示している。さらに、東日本大震災を踏まえ、主要な建物に緊急地震通報システムと緊急放送設備の整備を実施した。なお、防災備蓄品については、学生及び教職員が3日程度の滞留が可能な量の食料品や飲料水、毛布、マスクのほか、発電機等、必要な物資を備蓄している。(資料8-3)

学内施設・設備等の維持及び管理については、建築基準法、消防法等により、建築、設備に関する法定点検および報告、日常的な保守点検を実施している。衛生面では、空気環境測定、井戸の水質検査等の環境衛生測定を行うことにより、環境維持に努めている。

防犯対策については、学内を常駐警備員が管理し、正門及び北門それぞれに警備員を配置、外来者の確認をするとともに、夜間においては、定期巡回を4回行い、各門には防犯カメラを設置するなど不審者侵入防止対策を図っている。

バリアフリー対応として、ハートビル法等の関連法令に基づき整備を推進するとともに、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部障がい学生支援に関する基本方針」(資料8-4【ウェブ】)に基づき、学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に努めている。車いすエレベーター、出入口自動扉化を実施しており、その他の施設においても段差解消のためスロープの設置や手すりの設置に順次取り組んでいる。構造上、エレベーターが設置できない施設には、いす式階段昇降機を設置し、車いすの学生が、上階の教室でも受講できるよう、バリアフリー化を継続的に推進している(資料8-5)。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備については、2019年度から「manaba」を導入し運用している。2020年度は、COVID-19の影響により、授業形態が対面からオンラインへと大きく変化したことに伴い、教員への説明会を実施することにより「manaba」の利用が拡大した。

また、2019年度に、自主学習やグループディスカッションなど、学生が自由に学び・活動できるスペースとして可動式の机・椅子を備え、様々なスタイルでの学修が可能となるラーニング・コモンズスペースを設置した。このスペースには電子黒板、貸出用PC、モニター付テーブル、可動式プロジェクター等の機器類を整備した。

教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組みについては、「学校法人相模女子大学における個人情報保護方針」(資料8-6)、「学校法人相模女子大学個人情報保護規程」(資料8-7)および「学校法人相模女子大学ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)運用基準」(資料8-8【ウェブ】)を定め、法令順守のもと、学内規程に準拠した対応を行っている。また、「学校法人相模女子大学ソーシャルメディアガイドライン」(資料8-9【ウェブ】)を定め、教職員および学生に対して、SNSやインターネットを利用するうえでの考え方や留意点を周知している。さらに、学生に対しては、Student Handbook(資料1-5 p.32~33)にも記載し、オリエンテーションでも呼びかける等、トラブルに巻き込まれることなく安全に活用するよう注意喚起を行っている。

点検・評価項目③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1. 図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点 2. 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

●図書資料の整備

「相模女子大学附属図書館収書方針」(資料 8-10【ウェブ】)に沿って資料を収集しており、その資料数は 2019 (令和元) 年度附属図書館年次報告書(資料 8-11【ウェブ】)に記載のとおりである。図書購入費は、図書館運営委員会により図書購入費予算配分(資料 8-12)を決定している。資料の収集については、図書館業務に携わる専任職員による選書委員会で選定する他、教員による推薦図書、図書館利用者からの購入希望を募っている。また、年に一回、各学科に新規雑誌、新規電子ジャーナル・データベース、高額図書、高額視聴覚資料購入の希望を確認し、図書館運営委員会に諮ってその採否を決定している。図書購入費全体の 50%以上の予算額を占める電子ジャーナル・データベースは、利用統計を参考に、適宜契約の見直しをしている。

2020 年度は、COVID-19 の感染拡大に伴い、4、5 月を臨時閉館、6 月以降は開館時間を 9 時から 18 時に短縮して開館したが、通常は、授業期間中は 9 時から 20 時、土曜日は 9 時から 17 時、試験期間においては 2 週間前から日曜・祝日も 9 時から 17 時まで開館している。

図書館 Web サイトにデータベース一覧(資料 8-13【ウェブ】)を掲載し、本学の教育研究に必要な学術情報へのアクセスができるようにしている。国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL に参加し、参加館との円滑な相互利用を行うと共に総合目録データベースを構築している。また、リンクリゾルバを導入し、他館が所蔵する資料の横断検索が可能となっている。国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用により、約 152 万件の資料の利用が可能となっている。

電子ジャーナル・データベースは学内からのみ利用可能だが、2020 年度は、COVID-19 の感染拡大により緊急事態宣言が発出されたことに伴い、オンライン授業が行われたため、一部のデータベースを臨時に学外利用できるようにした(資料 8-14【ウェブ】)。これにより、一部のデータベースについては、アクセス数が契約数を上回ることがあり、同時アクセス数の増設や 2021 年度に向けて契約内容の見直しを行った。また、2021 年度もオンライン授業が継続されることから、学外から恒常的に電子ジャーナル・データベースにアクセスできるよう、2021 年 4 月からの運用に向けてシステムの導入準備を進めている。

「相模女子大学・相模女子大学短期大学部機関リポジトリ運用規程」(資料 8-15)に則り、本学で刊行された紀要及び学位論文を電子化して無償で公開している(資料 8-16【ウェブ】)。

2020 年度は COVID-19 感染拡大の影響により活動ができなかつたが、例年、新入生オリエンテーションで学生サポートを募集し、授業の空き時間を活用して図書館内で図書のポップの作成や返却資料の排架、学生による選書ツアー等の活動をしている。2019 年度の学生サポートは 21 名である(資料 8-17)。この他、学芸学部メディア情報学科の学生の企画・制作により、『館報さがみ』(資料 8-18【ウェブ】)を刊行している。教員の指導の下、図書館職員と打ち合わせを行い、学生目線の刊行物に仕上がっている。これらの活動を通して学生と接することで、学生が図書館について日頃どう感じているかを知るきっかけにもなっている。

●図書利用環境の整備

図書館の利用については、「相模女子大学附属図書館利用規則」(資料 8-19【ウェブ】)に則り、相模女子大学附属図書館 Web サイトに利用案内を掲載している(資料 8-20【ウェブ】)。

座席数は 497 席で、短期大学部、大学院、専門職大学院も含めた学生収容定員の 10% であり、試験期間中の利用者が増加する時期においても充分な数を設置している。館内は、グループ学習室があり、自由に使えるホワイトボード、ノート PC、プリンターを備え、希望者にはカウンターでプロジェクターの貸出を行い、グループ学習ができる環境を整えている。グループ学習室は予約すればゼミ等の授業でも利用でき、担当教員から依頼があれば、ゼミ等の単位で研究分野に特化したデータベースの利用方法等のガイダンスを実施している。2019 年度の実施状況は 2019 (令和元) 年度附属図書館年次報告書(資料 8-11) に記載のとおりである。

館内には、個室の読書室や畳の閲覧席、ガイドブックやレシピ本等を置いたライブラリー・カフェや就職活動や資格・検定取得に必要な資料を置いた資格・検定学習室、視聴覚資料の閲覧ができる視聴室・視聴覚ホールを備え、利用者の目的や用途によって使い分けができるようにしている。

2020 年度は COVID-19 拡大防止のため、図書館の利用を一部制限する等の対策を講じた(資料 8-21)。非来館型のサービスとして、オンラインレファレンスや卒業研究履修者 666 名を対象とした図書資料の郵送貸出や文献複写郵送サービスを実施した。実施期間は 2020 年 6 月 1 日から 2021 年 1 月末までで、貸出は延べ 32 件 90 冊、文献複写は延べ 17 件 51 文献を郵送した。また、一部のデータベースを学外からアクセスできるようにし、利用件数が多いものについては、同時アクセス数を増設し、オンライン授業に対応した。また、2020 年度の新入生については、例年 4 月に実施している新入生オリエンテーションの時期がずれ、任意参加で行ったことから、大学 Web サイトに動画によるヴァーチャル図書館ツアーを公開した。この他、通常は館内において対面で行っていた各種ガイダンスについても動画を作成、公開して、学修に支障のないよう努めた(資料 8-22【ウェブ】)。

●専門的な知識を有する者の配置

図書館業務を担う学術研究支援課の専任職員 3 名のうち 2 名が図書館業務に携わっており、うち 1 名が司書資格を有している。図書館運営については、図書館運営委員会において方針を定めている。選書及び発注、予算管理以外の業務は、業務委託をし、司書資格を有する委託職員を配置している。委託会社とは、統括責任者とレファレンス、閲覧、整理の各係のリーダーがおり、月に 1 回行われる定例会を通じて図書館運営委員会の決定事項や大学の方針の伝達等を行い、連携しながら運営している。

点検・評価項目④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1. 研究活動を促進させるための条件の整備

●大学としての方針の明示

Sagami Vision 2020において、本学園の教育・研究活動を効率的かつ効果的に実現するため、学園を支える人材の育成、施設設備の充実、財務基盤の強化につとめる方針が明示さ

れている。また、中長期計画には、魅力ある教育研究と安全な学習に必要な施設設備の整備を掲げている(資料 1-15【ウェブ】)。

●研究費の適切な支給

「研究費規程」(資料 8-23)に基づき、研究費を支給している。研究費の執行については、研究推進委員会において年度毎に「学内研究費執行ルール」(資料 8-24)を作成し、このルールに則り、運用している。学内の競争的資金である学内研究助成費については、「学内研究助成費公募要領」(資料 8-25)に則って公募を行い、申請のあった研究計画書を研究推進委員会の委員が審査した上で、研究推進委員会においてその採否を決定している(資料 8-26、資料 8-27)。このうち、特定研究助成費は、2016 年度から従前の特定研究助成費 (A)・(B)に加え、本学の地域貢献及び発想に関する研究を推進するため、(C) を新設した。

2019、2020 年度は、COVID-19 の感染拡大により、特に海外出張が困難な状況になったため、特定研究助成費の繰越申請を受け付け、研究が継続できるよう柔軟に対応した。

特定研究助成費の申請様式は科学研究費補助金の研究計画調書の様式を基に作成しており、特定研究助成費 (A) (B) に採択された研究者に翌年度の科学研究費補助金に申請することを要件とすることで、外部資金の獲得に繋げている。

●外部資金獲得のための支援

科学研究費補助金の申請に当たっては、学術研究支援課にて、毎年 7 月と 9 月の 2 回、申請希望者に向けた説明会を実施している。また、個別に質問を受け付ける等して研究者を支援している(資料 8-28、資料 8-29)。COVID-19 の影響により、2020 年度の第 1 回説明会は、希望者への資料配付、第 2 回は Zoom により開催した。令和 3 年度の科学研究費補助金申請件数は 22 件である。

外部資金獲得のインセンティブとして、科研費新規採択者には 10 万円、不採択でも A 判定だった場合は 5 万円を個人研究費に上乗せし、次回の申請に繋がるよう支援している。

●研究環境の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

専任教員(助教を除く)には、着任時に個室の研究室を割り当てている。研究室には、机、椅子、棚、電話、LAN を備え、研究に必要な環境を整えている。また、研究に専念できる制度として、「相模女子大学研究専念期間利用制度の利用に関する規程」(資料 8-30)を整備し、「相模女子大学研究専念期間利用制度細則」(資料 8-31)に沿って研究推進委員会において申請の可否を審議し、大学評議会において決定している。研究専念期間利用制度は、利用する研究者の年齢や、期間の短さ、申請や審査等が課題となっていたが、2018 年度に規程を一部改正し、半年だった期間を 1 年選択することも可とし、審査基準が明確となるよう、申請書類の様式を作成し、研究推進委員会で審議することで課題の解消を図った。2020 年度は本制度を利用して 3 名の研究者が研究に専念した(資料 8-32)。

専任教員には、教育、研究、入試業務、学内行政など各種の職務があり、これらをバランス良くこなすための仕組みが必要である。様々な制度改革や入試改革、各種委員会や FD 研修会等への出席など、新しい業務が増大している。教育においては、年間計画に立脚した授業進行、学生へのフィードバック、双方向性の確保などのため、これまで以上の準備時間

が必要となっている。こうした状況が研究時間を圧迫しており、多くの教員が十分な研究時間を確保できなくなっている。専任教員の責任授業時間は、時間割編成方針の中で年間 12 授業時間を義務としている(資料 6-5)。週 5 日のうち、授業担当がない研究日および会議日を設定しているため、授業担当日数は実質週 3 日となり、週のうち 1 曜日を研究日として設定し、研究時間の確保を図っている。なお、学部長等の役職者については、年間 12 授業時間からの減コマ措置がなされている。各学部の状況は、全教員が最低 12 授業時間を担当する基本方針のもと、学芸学部および人間社会学部は平均 12 授業時間である。一方、栄養科学部は栄養士養成施設および管理栄養士養成施設であること、よって 1 授業当たりの学級数の制約があることから、平均 16 授業時間で他学部より担当授業時間の増加傾向にある。担当授業時間の状況はここ数年変化がないがこれに対しては、栄養科学部に助手 11 名を配置し、実験および実習に関する負担を軽減している。

2008 年度から、栄養科学研究科大学院生を募集対象とするティーチング・アシスタント (TA) を導入している。「ティーチング・アシスタント取扱規程」(資料 8-33) により、栄養科学研究科大学院生が研究指導教員の監理の下、授業担当教員の指示を受け、栄養科学部の学生に対し、実験、実習、演習等の授業に係る教育補助業務を行っている。大学院生としての授業等に支障が生じないよう勤務時間を配慮しつつ、TA となる大学院生は、指導担当教員の授業補助・準備作業等に従事することにより、授業の進め方や教材の作成方法等を意欲的に学んでいる。スチューデント・アシスタント (SA) については規程を設置していないものの、新入生オリエンテーションにおける履修登録の際、SA となる先輩学生は後輩学生に対し履修相談・指導対応を行っている。

点検・評価項目⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1. 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

●研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部における研究活動に関する行動規範」(資料 8-34)、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範」(資料 8-35)、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究倫理規程」(資料 8-36)、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」(資料 8-37)、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程」(資料 8-38)「相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究活動における不正行為に係る調査規程」(資料 8-39) を定め、「相模女子大学・相模女子大学・相模女子大学短期大学部不正防止計画」(資料 8-40) を策定し、不正防止に努めている。

●コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施

コンプライアンス教育は、研究推進委員会において学内研究費執行ルールを定め、研究推進委員であり、コンプライアンス推進責任者である学部長から各教授会において説明し、研究費の適正な執行について周知徹底している。

研究倫理教育は、専任教員を対象とした研究倫理研修会(資料 8-41)を 3 年に 1 回開催し

ており、受講を義務付けている。また、専任教員には、着任時に新任教員研修会(資料 6-25)を開催し、その機会を利用して研究・情報担当副学長が研究倫理教育を実施している。この他、公的研究費に申請する際は、日本学術振興会が提供する e ラーニング「eL CoRE」の受講を義務付けている。この e ラーニングは、専任教員は着任時に登録し、大学院生も入学時に登録して受講している。公的研究費を扱う事務担当者にも受講を義務付けている。学部学生については、卒業研究等で科目担当教員が指導することとしている。

●研究倫理に関する学内審査機関の整備

「相模女子大学・相模女子大学短期大学部ヒトを対象とする研究倫理規準」(資料 8-42)、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」(資料 8-43)、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程細則」(資料 8-44)を定め、ヒトを対象とする申請のあった研究の適切性について審査している。審査は学生の卒業研究等で実施する調査も対象となっており、指導教員が申請し、審査を受けることで、適切な研究を行っている。

実験研究については、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部動物実験に関する規程」(資料 8-45)、「相模女子大学遺伝子組換え実験に関する規程」(資料 8-46)を定めており、研究者は、動物実験委員会又は遺伝子組換え実験安全委員会の審査を経て承認された実験計画に基づき、適切な研究を行っている。

点検・評価項目⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

公的研究費及びその他外部資金については、毎年内部監査を実施している。改善事項がある場合は、研究推進委員会において審議の上、学内研究費執行ルールを見直す等の対応をしている。

動物実験については、自己点検・評価(資料 8-47【ウェブ】)を実施し、公益社団法人日本実験動物学会の動物実験に関する外部検証事業による検証結果(資料 8-48【ウェブ】)と共に大学 HP にて公開している。動物実験委員会において、この外部検証結果に基づいて指摘事項の改善に努めている(資料 8-49)。

(2) 長所・特色

本学はひとつのキャンパスにすべての学部・学科が集約されており、施設・設備が効率的に利用され、基本的な教育研究環境は整備されている。加えて自然豊かなキャンパスが学習・教育の効果を高めている。図書館においても、収書方針に基づいた十分な蔵書を有し、授業と連携した各種ガイダンスを実施して学生の学修を支援し、また教員の研究にも対応している。

学内の競争的資金である特定研究助成費 (C) は、本学の特色である「発想」と「地域貢献」のこれから発展につながる研究を対象としており、共同研究者に学生や地域住民を加

えることを可としているところに特色がある。

(3) 問題点

2020 年のコロナ禍において、ネットワーク環境をはじめとして ICT 教育のための環境整備の問題点が明らかになった。可能な限りの対応を講じたが、今後にむけて一層の設備・運用両面での整備が必要である。また、校舎等施設・設備の老朽化対策も課題である。図書館も書架が満杯となりつつあり、今後のあり方を検討する必要がある。また、研究倫理については、学部学生への教育を今後全学的に行っていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

基本的な教育研究環境は整備されていると考えていたが、コロナ禍において様々な課題が浮上した。今後、オンライン授業等が恒常的に実施される状況をふまえて、そうした状況に対応した環境整備を検討することになる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、社会連携推進室(資料 9-1)を設置した上で、本学のスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」や学園教育目標に則り、社会連携活動に関する基本的な方針を相模女子大学・相模女子大学短期大学部社会連携活動ポリシー(資料 9-2【ウェブ】)として明確に定めるとともに、ホームページにて明示している。

相模女子大学・相模女子大学短期大学部社会連携活動ポリシー (平成 27 年 1 月 8 日制定)

相模女子大学・相模女子大学短期大学部(以下、「本学」という)は、「社会連携活動」に関する基本的な方針を「社会連携活動ポリシー」として明確に定めることにより、社会との様々な連携をより一層推進し、大学としての社会的責任を果たすものとする。

1. 本学が行う社会連携活動は、社会貢献を目的とし、教育・研究機関、地方自治体、民間企業などと連携して行う地域連携、産学官連携、生涯学習などの活動をいう。
2. 本学は、次の基本方針に基づき社会連携活動に取組むこととする。
 - (1) 実際の社会において、本学のスローガンである「見つめる人になる。見つける人になる。」ための機会を学生に提供することにより、学生自身の成長を促し、社会の発展に幅広く貢献できる人材の育成を目指す。
 - (2) 社会が抱える様々な課題に教育・研究活動として取組み、その成果を積極的に社会に還元することにより、社会の発展と文化の向上に寄与する。
3. 本学は、教職員及び学生が社会連携活動に積極的に取組むことができるよう、環境整備を進める。
4. 本学は、教育・研究活動の成果及び社会連携活動の実施状況などを積極的に社会に公表する。
5. 社会連携活動に取り組む教職員及び学生は、本ポリシーへの理解を基に、関連法令や本学の規程などを遵守し、公平性や透明性の高い社会連携活動の推進に努める。
6. この社会連携活動ポリシーの改廃は、大学評議会が決定する。

このポリシーでは、社会との様々な連携をより一層推進し大学としての社会的責任を果たすことや、本学が行う社会連携活動は社会貢献を目的とすること、教育・研究機関、地方自治体、民間企業などと連携して地域連携、産学官連携、生涯学習などの活動を行うこと、また、取り組み内容等について謳っている。

点検・評価項目②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する

取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1. 学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2. 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3. 地域交流、国際交流事業への参加

学生が社会連携活動に積極的に取り組むことができるよう、相模女子大学・相模女子大学短期大学部社会連携活動ポリシー(資料 9-2【ウェブ】)に則り、学外組織との連携体制を強化している。所在する相模原市との包括的な連携のみならず、県外も含めた自治体、企業・団体と連携協定を締結し、社会が抱える様々な課題解決を目的とした取り組みをおこなっている。

連携事業は多岐に亘っており、正課のみならず学生の正課外活動において多様な活動が行われており、連携教育推進課を核とした「夢をかなえるセンター」が中心となって運営している。「夢をかなえるセンター」では、それらの取り組みを 2020 年度より学修支援プログラム「Sagami チャレンジプログラム」(資料 7-15) として構築している。また、「Sagami チャレンジプログラム シラバス」(資料 7-16【ウェブ】) という形で明示している。学生には「トリセツ 2020」(資料 9-3) や「トリセツ 2020 社会貢献活動」(資料 1-14) で取り組みの概要を紹介している。また、具体的な活動内容は以下のとおりで、それぞれの活動を「学ぶ力を身につける」活動、「教養を身につける」活動、「自らを生かす場を見つける」活動に分けて、体験活動やプロジェクト活動、地域協働活動、ボランティア活動、異文化理解、外国語・英語学修、国際プログラムの様々な活動を提供し、社会連携・社会貢献を推進するとともに、本学独自の学びの仕組み「マーガレットスタディ」(資料 7-15) により、学生が成長できる仕組みづくりを行っている。

＜学ぶ力を身につける＞

- 三重県熊野市 歴史巡りと丸山千枚田・田植え・稻刈り体験 (体験活動)
- 三重県熊野市 丸山千枚田魅力発信プロジェクト (プロジェクト活動)
- 新潟県佐渡市 歴史的遺産巡りと能楽体験 (体験活動)
- 新潟県佐渡市 豊かな自然と文化の調和～伝統芸能体験～ (地域協働活動)

＜教養を身につける＞

- CEMLA ボランティア (異文化理解)
- 外国人訪問学生サポート (異文化理解)
- 交換留学生サポート (異文化理解)
- キャンパス留学 (外国語・英語学修)
- TOEIC®IP テスト (外国語・英語学修)
- マニトバ州立大学英語研修 (国際プログラム)
- モナシュ大学英語研修 (国際プログラム)
- 文藻外語大学中国語研修 (国際プログラム)
- ソウル女子大学韓国語研修 (国際プログラム)

- マニトバ州立大学留学（国際プログラム）
- カリフォルニア州立大学チコ校留学（国際プログラム）
- モナシュ大学留学（国際プログラム）
- 文藻外語大学交換留学（国際プログラム）
- 海外に子ども用車いすを届けよう！プロジェクト（プロジェクト活動）

＜自らを生かす場を見つける＞

- 本宮 SMILE プロジェクト（プロジェクト活動）
- 福岡県糸島市 女性のはたらき方研究プロジェクト（プロジェクト活動）
- 神奈川県清川村「特産品開発プロジェクト」（プロジェクト活動）
- マッチングプロジェクト（プロジェクト活動）
- 復興支援学生ボランティア委員会（プロジェクト活動）
- 群馬県富岡市おっきリソーシング宣伝部（プロジェクト活動）
- 電子回路ペン体験講座プロジェクト（プロジェクト活動）
- Kids' サマースクールプロジェクト（プロジェクト活動）
- 神奈川産学チャレンジプログラム（プロジェクト活動）
- 福島県本宮市田植え・稻刈り・秋祭り・モニターツアー（体験活動）
- 地域協働活動（群馬県富岡市）夏季・冬季（地域協働活動）
- 地域協働活動（長野県生坂村）夏季・冬季（地域協働活動）
- 地域協働活動（京都府和束町）夏季・冬季（地域協働活動）
- 地域協働活動（群馬県沼田市）夏季・冬季（地域協働活動）
- ノジマステラ試合運営ボランティア（ボランティア活動）
- 相模原市ボランティア認定制度（ボランティア活動）
- 大磯町アロマボランティア（ボランティア活動）

また、上記の活動を横断する形で「サガジョ盛り上げ隊プロジェクト」が発足し、発信力の向上を目指して「夢をかなえるセンター特設サイト」（資料 2-23【ウェブ】）などの構築が行われた。

その他、教育研究成果を社会に還元するため、産学連携や産官学連携の様々な取り組みを行っている。具体的には、栄養科学部健康栄養学科と株式会社サガミホールディングス（名古屋市）、石田缶詰株式会社（静岡県焼津市）の三者共同により研究開発した「名古屋コーン味噌煮」が、2021年1月18日、宇宙航空研究開発機構（JAXA）より宇宙日本食として認定された。また、栄養科学部健康栄養学科と守山乳業株式会社の共同により研究開発した「1日分の鉄分ココア」が、神奈川県南足柄市のふるさと納税返礼品のひとつに登録された。また、相模原市に拠点を置く女子サッカーチーム・ノジマステラ神奈川相模原が販売するグッズのデザインや株式会社東京ポンパドゥルが販売するオリジナルパンの商品開発、神奈川県とカゴメ株式会社との連携による「野菜がとれるおやつ・スイーツレシピコンテスト」など、商品開発を中心に産業界と連携した数々の取り組みを実施している。

国際教育の取り組みとしては、「トリセツ 2020 国際教育編」（資料 9-4）にて、「国際プログラム」「外国語・英語教育プログラム」「異文化理解プログラム」の3つのカテゴリーに分

けて学生に概要を紹介している。「国際プログラム」としては、海外研修、協定校留学、認定校留学、交換留学などを提供している。「外国語・英語教育プログラム」としては、キャンパス留学や TOEIC IP テストを提供している。「異文化理解プログラム」としては、外国につながる生徒の支援活動（CEMLA）や外国人訪問学生および交換留学生サポーターといった取り組みを提供している。

そのほか 2016 年度から導入した副専攻制度「学科横断プログラム」では、教職員の指導の下で「指定プロジェクト」を運営することとなっており、学生主体の地域社会への貢献活動となっている。

2020 年度はコロナ禍においても「まちだ未来ビジネスアイデアコンテスト」（町田新産業創造センター主催）に応募するなど、地元相模原・町田地域（さがまち）の地域発展に貢献した。（資料 9-5【ウェブ】）

また、地域社会に向けた公開講座としては、併設する短期大学部と共に共催している講座として「さがみアカデミー」（資料 9-6）のほか、相模原市・座間市教育委員会との共催「市民大学相模女子大学コース」（資料 9-7）を継続して開催している。2020 年度に当初予定した対面講座は、コロナ禍により中止を余儀なくされたが、Zoom を活用したオンライン講座としてさがみアカデミーオンライン講座を 3 講座開催した。教職課程を有する本学の特色を活かして、「教職免許状更新講習」を開設している（資料 9-8【ウェブ】）。

この他に、2020 年度は、一般社団法人相模原市観光協会と連携し、地域観光の活性化に資する次世代の観光業を担う人材の発掘、育成を目的とした観光人材育成プログラム「地域振興のためのイノベーション講座」を開催した。（資料 9-9）

また、学びをより多くの市民に提供するために正規科目を開放する聴講生制度として「まなびのパスポート」（資料 9-10）制度を導入している。

なお 2020 年 4 月には専門職大学院「社会起業研究科」を開設し、地域社会に貢献できるソーシャル・アントレプレナーの育成を行っている（資料 9-11【ウェブ】）。第 1 期生として 20 代から 70 代までの男女 24 名が入学し、教員と共にソーシャルビジネス開発の研究と実践を行っている。入学者の 3 割は本学卒業生であり、卒業生と共に社会貢献活動を行う体制ができつつある。なお第 1 期生として本学事務職員が 1 名入学しているほか、2021 年度の第 2 期生にも別の事務職員 1 名の入学が予定されており、学修・研究の成果が本学の社会貢献活動に活用されることになる。

2019 年度に引き続き、社会起業研究科教員と学外アドバイザリーボードメンバーの協力により、「社会起業フォーラム」を 3 回実施し、多くの市民の参加を得た。（資料 9-12）

点検・評価項目③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

1 年次と 3 年次に全学生を対象に社会人基礎力（リテラシーおよびコンピテンシー）を測定するためのテストを実施している。リテラシーでは、情報収集力、情報分析力、課題発見力、構想力を測定し、コンピテンシーでは対人基礎力として親和力、協働力、統率力、対課

題基礎力として課題発見力、計画立案力、実践力、对自己基礎力として感情制御力、自身創出力、行動持続力を測定しており、その結果を分析して点検・評価に活用している。分析方法としては、学生一人ひとりについて 1 年次と 3 年次の結果を比較し、主体的な正課外活動（社会貢献活動や国際教育活動）がどのように測定結果に影響を及ぼしているかについて確認をしている。分析を行った結果、社会貢献活動の多くが学生の社会人基礎力の成長には直接つながっていないことが判明したことから、学修支援プログラム「Sagami チャレンジプログラム」および学びの仕組み「マーガレットスタディ」を開発し、学生が社会貢献活動を行いながら PDCA サイクルを回し、社会人基礎力を向上させることができる取り組みとなるよう改善を行った（資料 7-15）。

また、活動に参加した学生は活動を振り返るための一助として「活動報告書」（資料 7-22）を提出している。活動への参加理由や取り組み方法、活動の満足度、目標の達成度、変化や新しい発見などについて報告書への記載を求めており、これらの内容を分析することで学生の満足度や達成度を中心に評価を行い改善に役立てている。

（2）長所・特色

本学の社会貢献活動は活発であり、雑誌「日経グローカル」の調査「大学の地域貢献度ランキング」にて、2011～2019 年度（※）の間、連続で全国女子大学で第 1 位を獲得している（※調査が行われなかつた 2016 年度、2018 年度を除く）。その活動をさらに促進すべく、下記のような組織・制度が整備されてきた。

①本学のスローガンである「見つめる人になる。見つける人になる。」ための機会を学生に提供することにより、学生自身の成長を促し、社会の発展に幅広く貢献できる人材の育成を目指している。さらに、社会が抱える様々な課題に教育・研究活動として取り組み、その成果を積極的に社会に還元することにより、社会の発展と文化の向上に寄与するとしている。

②本学における教育研究の成果を積極的に活用し、地域連携活動、産官学連携活動、社会貢献活動等を通じて、社会との密接な連携・協力を推進することを目的とした「社会連携推進室」を、学生のキャリア形成をサポートする「夢をかなえるセンター」の連携教育推進課内に設置している。「夢をかなえるセンター」は連携教育推進課、就職支援課、生涯学修支援課の 3 つの課が連携して学生の夢の実現をサポートするために 2018 年に設置されており、社会貢献活動、国際教育、就職活動、資格取得支援、卒業後の学修サポートを行っている。3 つの課が連携することにより、社会連携・社会貢献に関わる学生の成果をキャリア形成につなげることができるようになった。

また、本学では様々な立場の人が社会貢献活動を行う学生を支援する仕組みを構築している。一つは「職員サポーター制度」（資料 9-13、資料 9-14）で、職員の研修の一環として実施している。専任職員全員を対象に希望を募り、地域での活動への同行や、学生からの相談対応など、担当部署に捉われずに学生支援を行っている。もう一つは「アドバイザー制度」（資料 9-15）で、教員アドバイザー、職員アドバイザー、学生アドバイザー、卒業生アドバイザー、学外アドバイザーを設定し、様々な立場の人が学生の支援を行う仕組みを制定した。特に、社会連携・社会貢献は地域や企業の方々とのパイプが重要だが、担当職員の異動などにより、これまで培われてきたパイプが急に細くなってしまう可能性が課題であったが、そ

の対応策として、地域に知見のある職員が異動後もこれらの学生支援に携わることができるようにになったことから有益な制度であると考える。

③2018年3月に生涯学習事業を主な所管業務とする生涯学修支援課を設置し、これまでに行ってきた事業の他、「地域振興のためのイノベーション講座」、「社会起業フォーラム」等、地域に求められる講座設定に取り組んでいる。「さがみアカデミー」は、春季及び秋季の2期を設定し、現役教員や名誉教授などの専門家による多様な世代に向けた生涯学修のための機会を提供している。「市民大学」は、1965年、相模原市教育委員会との共催により、本学の施設を開放し、市民のための生涯学習の場として創設した。当時、市民向けの生涯学習の場は例が少なく、全国に先駆けた取り組みであり、その後、順次他大学も主旨に賛同し、参画することで、現在の市民大学は、14大学等による規模に成長している。(資料9-16【ウェブ】)

④社会人基礎力の結果を分析し、改善・向上に向けた取り組みの一環で学修支援プログラム「Sagami チャレンジプログラム」および学びの仕組み「マーガレットスタディ」を開発した。「Sagami チャレンジプログラム」にて身につく力や活動の目的、活動計画、活動概要等を明示し、「マーガレットスタディ」ではそれぞれの活動においてPDCAサイクルを回すことにより、目標の達成度を確認しながら自身の成長に気づき、弱点を補うことで次の活動につなげられるよう学びの仕組みを整理した。

PDCAサイクルでは、P(Plan)で自己分析・目標設定を行い、D(Do)で各フィールドでの活動、C(Check)で活動の振り返り、A(Action)でスキルの補強を行っているが、PおよびC、Aで活用しているのが「ユメカナ★カフェ」(資料9-17)や「キャリア☆カフェ」(資料9-18)である。「ユメカナ★カフェ」は各フィールドにおいて活動した学生やこれから活動を行う学生が、各自の活動の体験、身につけたスキル、活動の目標等を相互に発信し共有することにより、「他者と協働する力」「コミュニケーションスキル」「プレゼンテーションスキル」等を育み、主体的な学びに対する意識をもってもらうことを目的にしている。

また、課外活動のみならず、学生同士の勉強会を開催するなど多様なテーマを設定し、学年・学科を超えた学生同士の交流の場としても活用している。「キャリア☆カフェ」は社会で働く(働いた)大人主催による学びの場で、各フィールドにおいて活動した学生やこれから活動を行う学生に対し、社会で働く(働いた)大人が社会で身に付けた各自のスキルや働く大人としての姿勢を見せることにより、学生にキャリアを身近に感じてもらい、沢山の選択肢の中から夢を見つけてもらうことを目的としている。

⑤副専攻制度「学科横断プログラム」や専門職大学院「社会起業研究科」を設置するなど、学生のみならず卒業生・教員・事務職員が協力して社会貢献活動を推進する体制が整えられている。

⑥幼稚園から大学院まで同じキャンパスに所在する学園の特徴を活かし、併設各学校と連携した取り組みをおこなっている。特に高等部生と大学生が協力した社会貢献活動は、高大接続の取り組みとしても活かされている(資料9-19)

(3) 問題点

本学の取り組みは、他大学と比べて先進的であると自負している。しかし、主に正課外の活動を担当する「夢をかなえるセンター」の連携教育推進課の活動と、主に正課での活動を

担当する各学科や研究科の活動や「学科横断プログラム」の活動との間の交流や情報交換が十分ではない。また幼稚園から大学院まで同じキャンパスに同居する学園全体として「見つめる人になる。見つける人になる。」というスローガンを共有し、社会貢献を重視しているにもかかわらず、やはりノウハウ等の情報共有が進んでいない。

学生の社会貢献活動への参加の促進や、学外支援者の参画促進のためには、情報の集約や学内外のキーパーソンのマッチングなどの取組が必要となってくると考える。

(4) 全体のまとめ

本学では 2008 年以降「社会マネジメント学科」をはじめとする各学科の地域連携活動が質・量ともに発展してきたことを受け、2016 年には地域連携のための専門事務組織を設けて独自の連携活動と教育を行い、学科を超えた「学科横断プログラム」制度を運営し、さらに 2020 年に専門職大学院を開設するなど、積極的に社会貢献活動に取り組んできた。

これからの中大はますます社会的要請に応えていく必要があり、その要請に対して、本学の特質を活かし、より良い社会の実現を中心的に担う社会人を育成していきたいと考えている。そのために、これまで拡大してきた活動を体系化するとともに、情報の共有をさらに進め、社会貢献活動を本学の特色として更なる充実を図る必要があると考える。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2. 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

●大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

Sagami Vison 2020において、「新しい教育構想の実現に向けた取り組み」として、大学を含めた学園全体の方針が定められている。計画の実現に向けては、「教学面と経営面の両面において、確かな基盤が存在することが前提となり、教学面では、高い教育力ときめ細かい学習・学園生活支援が、経営面では、健全な財政と資源（人材、施設設備、資金、情報）の適正な配分が新しい教育構想を実現させる。」とし、学園の教育力の向上と安定した経営基盤の確立に向けた方針が示されている。この方針が掲載された Sagami Vison 2020 は、大学Webサイトにおいて公表されている。（資料1-15【ウェブ】）

●学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

毎年度当初に全学教員集会を開催し、学長から Sagami Vison 2020に基づいた年度の事業計画について、すべての教員、幹部事務職員に方針を明示している。

また、毎年度当初に職員集会を開催し、事務局長からも同様にすべての事務職員に方針を明示している。これらの方針を掲載した Sagami Vison 2020 及び事業計画については、大学Webサイトにおいて公表されている（資料1-15【ウェブ】、資料10-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1. 適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2. 適切な危機管理対策の実施

●適切な大学運営のための組織の整備

相模女子大学学則第52条の定めにより、本学に大学評議会（以下「評議会」という。）を置くことを規定している（資料1-2【ウェブ】）。また、「大学評議会規程」（資料2-5）によりその組織と審議事項を明確にし、適切に運営している。

相模女子大学学則第52条の2の定めにより、学部ごとに教授会を置くことを規定し（資料1-2【ウェブ】）、各学部の「教授会規則」（資料10-1-2、資料10-1-3、資料10-1-4）に則り適切に運営している。

また、「学長室会議規程」（資料2-3）の定めにより、学長の下に組織し、学長の指示に基づき、大学の運営上の戦略的かつ重点的な事項について企画立案及び調査・分析等を行い、

全学的な発展に資することを目的とした学長室会議を開催し、適切に運営している。

また、大学内に各種全学委員会（資料 10-1-5）を設置し、大学内の個別の課題に対して各教員の意見を聴取し、適切に運営している。

●学長の選任方法と権限の明示

学長の選考は「相模女子大学学長・相模女子大学短期大学部学長選考規則」（資料 10-1-6）及び「相模女子大学学長・相模女子大学短期大学部学長選考規則細則」（資料 10-1-7）に基づき、専任教員による選挙によって行う。学長候補者推薦委員会において推薦された3名以内の候補者について選挙を行い、有効投票数（白票を除く）の過半数の得票者又は過半数の信任を得たものが当選者となる。なお、選挙は選挙資格者の総数の3分の2以上をもつて成立し、単記無記名投票により行う。ただし、候補者が1名の場合は信任投票となる。また、選挙に関する事務は選挙管理委員会が行う。

2020年度に実施された学長選挙については、学長候補者推進会委員の選出や学長選挙に伴う所信表明をオンライン（Zoomによるライブ配信）で実施し、投票方法についても、対面での投票を郵送による投票に切り替えるなど、COVID-19 感染拡大に最大限の配慮をしながら公正な選挙を実施した。

学長の職務は「相模女子大学学長並びに相模女子大学短期大学部学長の職務に関する規程」（資料 10-1-8）において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、学長の権限及び責任は、同規程に「学長は、すべての校務に関する最終的な決定権を有するとともに、その責任を負う。」と定めている。

●役職者の選任方法と権限の明示

副学長については「副学長に関する規程」（資料 10-1-9）において、職務を「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどるほか、学長の指示する大学に係る全学的な重要事項について、企画・立案及び調整を行う。」とし、総務（政策及び広報）担当副学長、教育（共通教育機構長兼務）担当副学長、研究・情報（附属図書館長兼務）担当副学長の3名を置くことを定め、選考方法を「副学長の選考は、大学の専任の教授・准教授・講師のうちから学長が行う。」と定めている。

学部長については「学部長選定通則」（資料 10-1-10）及び「学部長選定通則細則」（資料 10-1-11）において、教授会で学部長選定の選挙を行うことを定めているが、権限については定めていない。

研究科長については相模女子大学大学院学則第10条第2項（資料 1-3【ウェブ】）及び相模女子大学専門職大学院学則第9条第2項（資料 1-4【ウェブ】）において、当該研究科に所属する専任教員の互選により選ばれた者を学長が任命すると定めているが、権限については定めていない。

●学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長は意思決定にあたり、各教授会の意見を尊重し、また、大学評議会における審議決定を踏まえ最終的に決定している。決定事項は各学部長、各学科長から教授会、科会において全教員に報告説明され、適正に執行されている。事務職員には各課長から課員に報告説明さ

れ、適正に執行されている。

●学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

相模女子大学学則第 52 条の 2 の第 3 項で「教授会は次の事項を審議し、学長がそれらの事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」、第 4 項で「教授会は次の事項を審議し、学長に対して意見を述べることができる。」と規定し、教授会の役割を明確にしている。(資料 1-2 【ウェブ】)

●教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

教学組織と法人組織の権限と責任の明確化については、「理事会業務委任規程」(資料 10-1-12) により、相模女子大学・相模女子大学短期大学部の教育・研究に関する業務を学長に委任することを明確に定めている。また、学校法人の決定機関である理事会に関しては、「理事会会議規則」(資料 10-1-13) を定め、同規程に則り、運営している。

●学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見の聴取については、いつでも学生が意見を投稿できるように大学校舎内に「学長への意見箱」を設置するとともに、学長オフィスアワーの開設、学生自治会学生との話し合いの機会を設定している。

教職員からの意見の聴取についても、学長オフィスアワーを活用しているが、基本的にはオープンな学長室として、いつでも気軽に学長と意見交換ができるような環境を整備している。(資料 10-1-14)

●適切な危機管理対策の実施

学校法人相模女子大学において発生する様々な事象に伴うすべての危機に、迅速かつ的確に対処し、社会的な責務を果たすことを目的として、「学校法人相模女子大学危機対策に関する規則」(資料 10-1-15)において本法人における危機管理体制及び対処方法等を定め、本法人の学生、生徒、児童、園児等及び教職員その他本法人の業務等に従事する者の安全確保等を図るとともに、総務担当理事や総務担当副学長、併設各部学校長等から構成される「危機対策委員会」を設置している。

また、2019 年度末から 2020 年度にかけて世界的に感染が拡大した COVID-19 の対応として、2020 年 3 月、4 月、5 月、7 月、12 月、2021 年 1 月に危機対策委員会を開催し、政府による緊急事態宣言下の対応や、全学的な感染防止策について対策を協議し、情報共有を行った。

点検・評価項目③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1. 予算執行プロセスの明確性及び透明性

予算編成に向けて、10 年間の収支の見通しを示した財務計画を基にして翌年度の学園全体としての予算編成方針(資料 10-1-16) を毎年 9 月に理事会にて決定している(2020 年度は台風 12 号接近に伴い 10 月の理事会で決定)。そのため、学園事務部経理課にて収支のシ

ミュレーションを行い、予算編成方針策定に向けた基礎資料を作成している。予算編成は、理事会で決定した方針を全学に示した後、予算単位部署（大学院、大学・短期大学部の各学部学科、中・高等部、小学部、幼稚部、事務部門各部課）ごとに、予算編成手引書（資料 10-1-17）に従い次年度の事業計画と併せ、予算要求案を作成し学園事務部経理課にて取りまとめている。作成された予算要求案は、予算単位部署ごとに財務担当理事および学園事務部経理課で、内容等についてヒアリングを行い、予算内容を精査し、限られた財源を有効に配分した予算編成案を策定している。

また、在学生数や入学予定者の予測に基づく学生生徒等納付金収入、在職者数に基づいて算出した人件費支出の他、その他の予算は過年度の実績に基づいて算出し、財務担当理事との調整を経て、予算編成案を作成している。その後、常任理事会および理事会での審議を経た後に、評議員会に諮られ、理事会にて事業計画とともに議決される。

予算の執行については、承認された予算項目を学園事務部経理課にてデータ化し、予算執行システムへの登録を行っている。また、承認された予算の内訳等を記載した予算項目一覧（資料 1-10-18）を各部署へ配布し、一覧に沿った予算執行を行うよう徹底している。執行には各部署の所属長が予算状況を確認した上で承認し、学園事務部経理課へ予算執行依頼を行うことになるが、学園事務部経理課では改めて適切に予算執行されているかを確認・処理を行っているため、不明瞭な経費の支出や、予算を無視した無計画な執行は行えないよう、体制を整えている。体制としては、学園事務部経理課の担当 2 名、係長および課長の承認を経て支出している。

教育研究活動等を行う上で、予算計上されていない想定外の支出が発生した場合には、品目変更願（資料 10-1-19）の承認を受けた後に支出することとなっている。品目変更願は、各部署の責任者（各学科長、課長等）により提出され、最終的に大学の教学部門は学長、併設各部および事務部門は事務局長の承認が必要となる。なお、予備費の使用等、特に重要な案件の場合は、理事会での承認を要することとし、補正予算の編成により予算を確保している。2020 年度は、COVID-19 感染防止対策として、当初予算として想定していない支出が多く発生しているが、予備費からの支出として対応し、感染症対策を早急に取りかかった。

物品の購入については、必要性・優先順位・妥当性を検証した上で、学園事務部管財課による集中調達および業者選定等により、無駄のない予算執行となるよう徹底している。教育研究費の執行に関しては、大学事務部学術研究支援課と学園事務部経理課が中心となり、教員向けの学内研究費執行ルール（資料 8-24）を作成し、研究推進委員会や大学評議会、教授会を経て周知徹底するとともに、学内の共有データとして公開し、全教職員が閲覧できる環境にしている。

予算の執行状況等については、内部監査室により定期的に確認が行われており、監事への報告を行っている。また毎月、月次の決算報告を財務担当理事まで行い、状況を把握している。

経理に関する事務処理や税務処理については、原則毎月 1～2 回（決算期を含め年間約 21～23 回）、公認会計士による会計処理の適法性・適正性および計算書類の正確性等、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づいた監査を実施している。これら監査以外にも公認会計士とは業務において疑問点等が発生した場合に、連絡を取り合い適切な処理の指示を仰ぐなど、連携を取りながら経理業務を遂行している。

監事監査については、2名の監事が理事会の出席や、理事長や財務担当理事、学長、事務局長、学園事務部長、大学事務部長、夢をかなえるセンター部長および経理責任者（学園事務部経理課長）との面談の他、公認会計士とも定期的に面談を行いながら、財務状況の確認や、予算・決算等の手続きの適正性について監査が行われている。

予算は予算執行システムにより業務目的別に予算管理を行っていることから、学園事務部経理課だけではなく、各部署において予算の執行状況を確認することができる。また、当年度だけではなく、経年の業務目的における執行状況も確認することができるため、予算編成時にはこれまでの執行状況を確認し、執行率が低い事業等については、限られた原資を有効に活用するよう、見直しを行いながら予算編成を行っている。

大学としての2021年度の予算編成方針（資料10-1-16）としては、自己資金による経営の維持を原則とし、COVID-19感染防止対策に対応した学習環境・教室設備の整備、オンライン教育を踏まえた学習支援の充実と学習成果の可視化へ向けたFD・SDの推進、多様な学生の問題に対応した安全・安心を守る態勢の構築、変化する社会環境における地域連携活動の支援や就職支援といった学生のキャリア形成支援、学生募集に係る広報・諸企画の実施などを重点項目とし、前年度の予算をゼロベースで見直し、経常経費の節減に取り組むこととしている。

点検・評価項目④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1. 大学運営に関する適切な組織の構成と人員配置

事務組織は、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう、継続的に改編を行っている。この間、改編のために整理した課題は次のとおりである。

2016年度

- ①大学運営に係る業務体制の充実
- ②「社会連携教育」及び「学園連携教育」の体制強化
- ③事務組織のスリム化及び効率化

2018年度

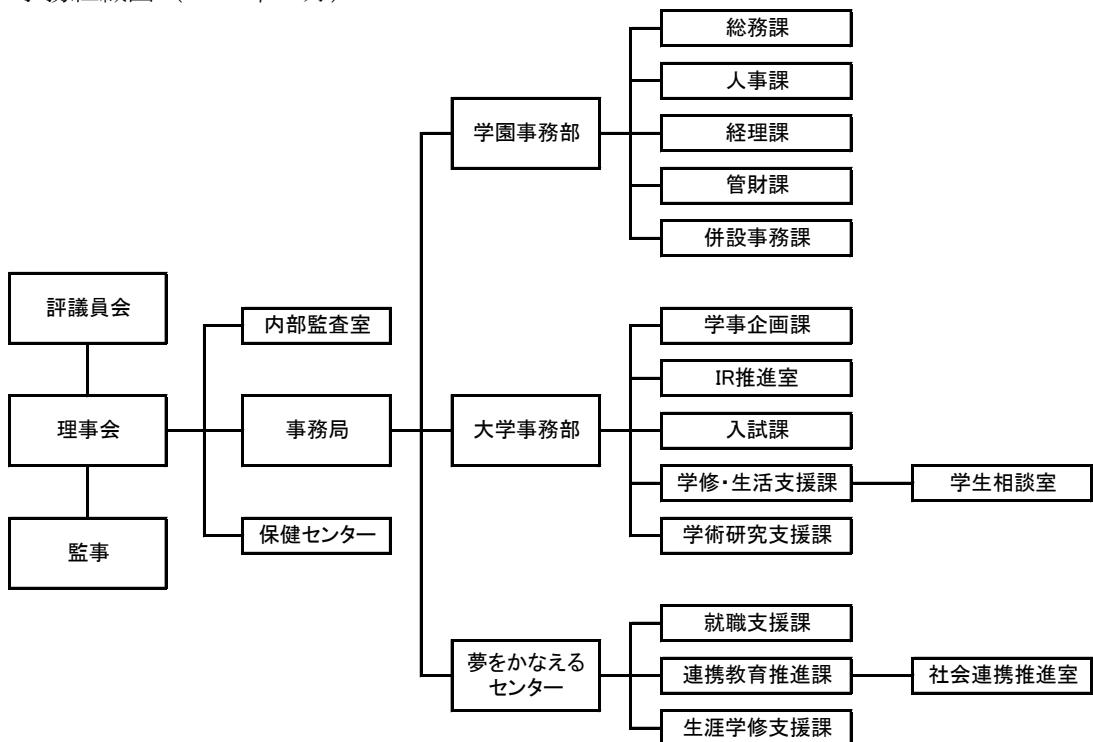
- ①正課外における学生の主体的な学びを支援する体制の整備
- ②教育・研究活動の支援体制の強化
- ③情報インフラを含む施設整備管理の効率化

2019年度

- ①学長のリーダーシップの下、よりスピーディーに改革を実行するための体制整備
- ②正課における学生の学修を支援する事務体制の整理（定型・受動的業務と非定型・能動的業務）
- ③「IR推進室」の設置（学園事務部から大学事務部へ移設）

上記課題の解決を図りながら、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等を行うための事務組織を次のとおり設置し、各部署の業務分掌を定めている（資料 10-1-20～資料 10-1-22）。

＜事務組織図（2020 年 5 月）＞



●職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

専任職員の採用は「事務職員採用手続規程」（資料 10-1-23）に基づき適切に実施している。職員の昇格は指針や規程等はないが、人員配置や人事評価結果等を参照しながら適切に判断している。

●人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員に対する業務評価やそれにに基づく処遇改善は、「事務職員人事評価規程」（資料 10-1-24）に基づき、1～12 月の 1 年間を対象として人事評価を実施し、翌 4 月の昇給に評価結果を反映させている。なお、人事評価には目標管理制度も組み込んでおり、各部署は事業計画に基づく組織目標を設定し、業務に取り組んでいる。

●業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

専門化する課題に対応するため、学生及び教職員の健康管理機能（保健センター）、学生のメンタルケア機能（学生相談室）、附属図書館運営機能の一部（学術研究支援課）、キャリアカウンセリング機能（就職支援課）、情報システムヘルプデスク機能（管財課）、施設設備等の管理業務の一部（管財課）、などを外部へ業務委託し、専門機能の安定化を図っている。また、広報業務（総務課）、出納業務（経理課）、生涯学修プログラム運営業務（生涯学修支援課）などの定型業務についても業務委託化を行っており、職員が多様化・複雑化・高度化

する課題に対応するための業務整理を進めている。

●教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

副学長室と学事企画課及び IR 推進室を同一の事務室に配置（学長室は隣接）しており、学長・副学長と職員とが常時、情報を共有しながら課題解決、改革を進めている。共有された情報は、学事企画課より各部署に伝達され、委員として職員が参画する、全学教務委員会、全学学生支援委員会、全学入学委員会、全学キャリア委員会、FD 委員会、研究推進委員会、全学教員評価委員会等の各種全学委員会において、教員と職員の協働により、多様な課題を解決している。

点検・評価項目⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1. 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

職員の SD 活動については、キャリア開発並びに職務遂行能力の向上を目的として、職員研修規程(資料 10-1-25)及び毎年度の研修計画に基づき、「全体研修」や「階層別研修」、「業務別研修」、「学外研修（業務・SD）」、等を実施している(資料 10-1-26)。2020 年度は COVID-19 の感染拡大により、例年の内容を見直し、計画の一部は実施を見送ることとなったが、大学授業や各種学生向けセミナーのオンライン化が標準となることを見越し、半数以上の職員に対し、Zoom によるオンライン研修を必須とした。

教員の SD 活動については、その実施方針を「建学の精神、教育理念に基づく取り組みを推進するために、大学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する諸課題への対応に向けた能力の開発を図る。」と定め(資料 10-1-27)、組織的に実施している。2020 年度から、主に学長・副学長・学部長を対象とした「大学改革懇談会」を定期的に開催し、毎回異なる分野の外部講師を招き、意見交換、情報共有を行うことで、大学改革を推進するための一助としている。2020 年度は、「高大接続について考える」、「グローバル企業の経営管理」、「IT と大学経営」をテーマに 3 回の懇談会を実施した(資料 1-18)。さらに、外部機関が実施する研修会や研究会への積極的参加を促し、それらのプログラムを通じて大学運営に資する幅広い知識の習得を図っている。2020 年度に参加したプログラムは以下のとおりである。

開催日	プログラム名	主催者等	参加者
2020 年 8 月 27 日 (水) オンライン開催	令和 2 年度大学・短期 大学スタディー・プロ グラム「内部質保証の 基本的な意味・考え方 と、学部・研究科レベ ルの点検・評価」	主催 : 公益財団法人 大学基準協会	教育担当副学長、大学 事務部長

2020年11月19日(木) オンライン開催	2020 第12回大学マネジメント改革総合大会	主催:一般社団法人 日本能率協会 後援:文部科学省	学長、総務担当副学長、教育担当副学長、研究・情報担当副学長、事務局長、学園事務部長、大学事務部長、夢をかなえるセンター部長
---------------------------	-------------------------	---------------------------------	---

点検・評価項目⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2. 監査プロセスの適切性

評価の視点 3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

●適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

他の基準と同様に、管理運営の適切性については、「相模女子大学内部質保証に関する規程」に基づき、質保証委員会が教育研究活動等の諸活動を恒常的に点検評価し、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みとして運用している。(資料 2-1)

●監査プロセスの適切性

私立学校法及び学校法人相模女子大学寄附行為(資料 1-1【ウェブ】)に基づき、非常勤監事2名が学校法人の業務及び財務の監査を実施している。監査体制として監事監査、公認会計士による会計監査、理事長直轄の内部監査室による内部監査を整備しており、監事と会計監査人および内部監査人は連携を保ち、それぞれの監査結果等の情報交換を行い、効率な監査の実施に努めている(資料 10-1-28)。監事は、学校法人相模女子大学寄附行為第15条及び「学校法人相模女子大学監事監査規程」(資料 10-1-29)に基づき、法人の業務、財産の状況を監査し、毎会計年度に監査報告書(資料 10-1-30【ウェブ】)を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出することを規定している。監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告することを規定しており、監事による監査は、適切に運用されている。

内部監査室による内部監査は、学校法人内部監査規程(資料 10-1-31)においてプロセスを定めており、業務および制度が法令及び本学諸規定に基づき、適正かつ効率的に運営されているかについて事業年度毎に対象とする部門を決めて、内部監査年次計画書を作成し、理事長の承認を得ている。

内部監査の実施に際しては、内部監査実施計画書を作成し、監査対象部署へ通知。その後、書面監査および実地監査を実施している。書面監査は、監査に必要な書類の提出を求め、関係書類の精査、帳票等の突合及び関係諸規程に基づく調査等を行い、実地監査は、直接監査対象部署に赴いて、実査、立会、確認、質問等により行っている。実地監査終了後は、内部

監査調書、内部監査結果報告書を作成し、監査講評会によって事実誤認の排除や指摘事項等の合意形成を経た上で理事長及び担当理事に報告。監査対象部署に監査結果を通知し、併せて指摘事項に対しての措置回答書の提出を求めている。また、指摘事項への対応状況についてフォローアップ監査を実施している。また、公的研究費および研究外部資金の監査も実施している。

●点検・評価結果に基づく改善・向上

管理運営の適切性については、「相模女子大学内部質保証に関する規程」(資料 2-1)に基づき、質保証委員会が教育研究活動等の諸活動を恒常的に点検評価し、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築しているが、2020 年度から運用を開始しているので、今後、必要な改善を行いながら、教育研究の質の向上に努めていく。

(2) 長所・特色

「建学の精神、教育理念に基づく取り組みを推進するために、大学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する諸課題への対応に向けた能力の開発を図る。」との実施方針に基づき、2020 年度から、学長・副学長・学部長を対象とした「大学改革懇談会」を定期的に開催し、毎回異なる分野の外部講師を招き、意見交換、情報共有を行うことで、大学改革を推進するための一助としている。この懇談会の出席者については、大学の役職者に限らず、学園及び大学の事務職員にも周知することで、教職員が一緒に集い、社会情勢の変化や、最新の情報を学ぶ貴重な機会になっている。

職員の SD については、職員組織全体で取り組む内容のほか、自ら設定した課題解決に個人またはチームで取り組む「課題解決型研修」や、業務に関連する知識・スキル等の修得を目的とした業務時間外での取り組みに対し助成する「Off-JT 制度」を設けており、課題解決や自己研鑽に意欲的に取り組めるような環境を整えている。

本学は、学校法人相模女子大学寄附行為(資料 1-1【ウェブ】)により、理事会の構成員に学長及び大学教員選出理事を含むことで、法人と教学組織との意思疎通を図っているほか、「大学経営懇談会規程」(資料 10-1-31)に基づき、大学及び短期大学部の改革及び他の課題の定期的な意見交換の場として、理事長・専務理事・常務理事・学長・副学長・学部長・事務局長からなる「大学経営懇談会」を設置している。また、意思決定にあたっては、法人、教学ともに規程等に定める会議の他、理事長室会議にて事前調整等を図ることで、相互理解に基づく大学運営を行っている。

内部監査室は、独立した部屋が設けられ、事務部門のどの部署にも属さず、理事長直属の組織として置かれており、内部監査が公正不偏かつ客観的に遂行できるよう、独立性が保たれている。

(3) 問題点

学部長および研究科長の権限については現状では定めていないので、今後、規程を改正し、権限を明示する必要がある。

予算の管理および執行については、各部署での管理も必要となるが、会計担当部署以外の部署では、予算管理や経費節減の意識が決して高いとは言い切れず、学園全体として財務・財政についての意識を醸成する体制の構築が課題として挙げられる。

ポストコロナ時代を見据え、デジタル、ICT環境の整備は急務であり、情報システム部門の体制整備が喫緊の課題である。2021年4月をもって事務組織改編を実施して情報システム課を新設し、従来から行っているICT環境の整備に加え、ICTを活用したハイブリット授業を教員とともに研究・開発していくこととしている。

監事の体制は、非常勤監事2名による監査が行われているが、監査の有用性は大学の業務、ガバナンスの上でも重要であり、常勤の監事を置きたいところではあるが、財政上の理由により常勤とはなっていない。

(4) 全体のまとめ

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために、Sagami Vision 2020において「新しい教育構想の実現に向けた取り組み」として、大学を含めた学園全体の方針を定め、学内外にその方針を周知している。学長をはじめとする大学運営に必要な所要の職を置き、教授会に関してはその権限等を明確に明示している。

予算編成については、学園全体としての予算編成方針を全学に示した後、予算単位部署毎に次年度の事業計画および予算要求案を作成し、財務担当理事および学園事務部経理課によるヒアリングで、予算要求内容の精査を行うなど、限られた財源を有効に活用するための措置がとられている。

予算の執行については、各部署の所属長が予算状況を確認した上で承認し、学園事務部経理課において確認・処理を行うなど適切に執行されている。

事務組織については、大学運営に関わる適切な組織の構成と人員を配置しており、環境の変化等に対応し、大学業務を円滑かつ効果的に行えるように継続的な改編を行っている。

大学運営を適切かつ効果的に行うために、職員のSD活動および教員のSD活動を実施しており、事務職員および教員の意欲や資質の向上を図るための方策を講じている。

また、大学運営における教員と職員の協働を図るため、FD研修会への職員の参加を促すとともに、教員のSD活動として実施している「大学改革懇談会」は、教職員がともに大学の将来を語り合う場となっている。

大学経営の適切性については、内部質保証システムにより恒常に点検評価し、その検証を通じて改善に結びつけることにより、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みとして運用されている。また、監事監査、公認会計士による会計監査、理事長直轄の内部監査室による内部監査など恒常的な監査体制を整備し、適切に運用されている。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1. 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点2. 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学園をめぐる経営環境は今後、大変厳しい状況となることが想定されるが、その中でも財政基盤の健全化を図り、教学改革・施設整備等を進めていかなくてはならない。

本学では、2013年10月の理事会において、厳しい教育環境と経営環境を乗り越えて行くために、将来の学園のありたい姿を Sagami Vision 2020 としてまとめるに至った。その達成に向けては、各部より提出された経営計画を、経営計画策定委員会での審議を経て、中長期基本計画を決定し、教職員が一丸となり計画的かつ効率的、効果的に実施してきた(資料1-15【ウェブ】)。中長期基本計画にある、学園の教育・研究を支える安定した経営基盤を確立する計画に則って、学園を永続的に発展させる教育・研究を保障する財務基盤の構築のため、財務シミュレーションを行い、現状分析により課題を抽出した後、これらを検討しながら中長期財政計画を策定している(資料10-2-1)。

中長期的な財政計画の策定には、毎年、今後10年間の収支シミュレーションを行っている。そのために今後10年間の施設設備やICT環境整備計画、人事計画といった基礎資料の作成および、入学者数を予測して在学者数を算出し、見込まれる学生生徒等納付金収入を算出している。これら基礎資料に基づいた収支シミュレーションから、中長期の財政計画を策定している。策定した財政計画から抽出された課題については、学園全体として課題解決に向けて取り組むため、理事会で報告し、各部署にも周知している。

中長期的な財政計画の策定時に行う10年間の収支シミュレーションの結果から、事業活動収支差額比率、経常収支差額比率、人件費比率、教育研究経費比率などといった財務比率の推移を明らかにし、把握している。また、2020年度の予算編成時には予算説明書として主要な財務比率を標記し、目標値も定めている(資料10-2-2)。

- ・事業活動収支差額比率 【正の数】
- ・人件費比率 【55%以下】
- ・教育研究経費比率 【25%以上】
- ・事業活動収入に対する繰越支出超過額の割合 【100%未満】

なお、2019年度決算(学園全体)の上記財務比率は以下のとおりとなっている。

財務比率	2019年度決算	目標値
事業活動収支差額比率	9.4%	正の数
人件費比率	59.7%	55%以下
教育研究経費比率	22.5%	25%以上
事業活動収入に対する繰越支出超過額	77.4%	100%未満

点検・評価項目②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1. 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2. 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3. 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

充実した教育を永続的に提供するために、中長期財政計画を基にして予算編成方針を策定し、予算配分を行っている。財政の基盤となる学生数の確保に取り組み、2020 年度の入学生数は入学定員を充足することができた。今後の休退学者の状況に注視する必要があるが、本学の主要財源である学生生徒等納付金収入を得ることができるものと想定している。

2019 年度法人全体の事業活動収支計算書関係比率を日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」による大学法人（医歯系法人を除く）の 2018 年度全国平均と比較すると、収入面では学生生徒等納付金比率は 77.1%（全国平均 74.8%）と全国平均を上回っているが、今後加速する少子化の影響により大幅な増加を想定することは難しく、安定した教育研究活動の遂行には、収入源の多様化を早急に検討する必要がある。支出面においては、人件費比率 59.7%（全国平均 53.0%）となっており、ここ数年少しづつではあるが減少してきているものの、まだ高い水準となっている。教育研究経費比率は 22.5%（全国平均 33.4%）であり、更なる教育研究活動への投資が必要である。そのために、予算編成時には、法人側だけで予算を決定するのではなく、教育研究部門の部署から財務担当理事が、直接要求内容についてヒアリングを行い、意見交換の場を設け、教育研究の現場の意見を大切にしながら予算編成を進めている。また、教育研究活動や学生支援等の活性化につながる活動へ措置できるよう、学長裁量経費の予算も計上している。

本学の課題である、総負債比率が高い点については、借入金の返済を計画的に進めていることから、2015 年度の 31.9%から、2019 年度の 28.6%（全国平均 12.5%）と減少してきている。建物の建設など、大きな経費を要する事業の実施には、借入金を検討し進めていくが、外部からの借入を可能な限り抑え、自己資金による経営の維持を基本とし、収入に見合った支出（収支均衡）となるよう、予算編成を進めている。

2020 年度の外部資金獲得状況は、文部科学省科学研究費補助金が 2020 年度は研究代表者 19 件、交付額 2691 万円（資料 10-2-3）、研究分担者 14 件、交付額 291 万円（資料 10-2-4）、厚生労働省科学研究費補助金が研究分担者 1 件、100 万円（資料 10-2-5）、奨学寄附金が 1 件、50 万円、受託研究費が 2 件、170 万円、共同研究が 3 件、19.8 万円（資料 10-2-6）となっている。

寄付金については、法人として「マーガレット募金」（資料 10-2-7【ウェブ】）という恒常的な募金活動を行っている。学園に学ぶすべての人たちを対象に、学習・生活の両面において支援する「学習活動支援募金」、学園を利用するすべての方が、安全で快適に学べる環境を提供する「キャンパス整備募金」、学園の教育および研究を支援し、活性化するための「教育・研究活動支援募金」を中心として、受け入れを行っている。募金活動としては、例年趣意書を作成し、同窓会や保護者、教職員を中心に協力の呼びかけを行っている。寄付者に対

しては、継続して寄付金へのご協力をいただけるよう、お礼と合わせて記念品の贈呈や、学園でのイベントの案内・招待を行なながら、本学への関心を途切させないよう取り組んでいる。2020年度は、COVID-19感染拡大の影響により、学園でのイベント中止が相次いだため、イベントへの招待はできていないが、代わりに学園で発行している学園ニュース（学園での取り組みを紹介している印刷物）の送付を行った。マーガレット募金の合計額は、2017年度1,123万円、2018年度1,379万円、2019年度897万円となっている。

2019年度の私立大学等改革総合支援事業では、事前の学内調査の結果、タイプ2・4は基礎要件を満たすことができず、タイプ1・3（地域連携型）のみの申請となった。結果は、タイプ1が26点（選定基準：48点以上）、タイプ3が25点（選定基準30点以上）で、いずれも選定基準に満たず、外部資金獲得に至らなかった。この結果を踏まえ、2020年度は当初からタイプ1・3（地域連携型）に絞って申請を行う方針を打ち出し、準備・対応を進めた（資料10-2-8）。特に、本学の特色であり強みでもある社会貢献活動に関連性が強いタイプ3（地域連携型）については、事前に主要部署の所属長とのディスカッションの機会を設け、方向性の共有や項目別の対策の検討を行うなど、外部資金獲得に向けた動きを強化した。

資金運用については、「資金運用規程」（資料10-2-9）および、毎年度に理事会で決定した運用計画（資料10-2-10）に基づき運用を行っている。低金利が続いている状況は2020年度も続いているが、このような状況の中でも安全性を重視した短期、中期の仕組債を中心に資金運用を行っている。2020年度は、証券会社へ投資を一任するファンドラップによる運用も開始し、仕組債へと偏っていた保有債券を分散させた。資金運用による受取利息・配当金収入は、2017年度7,570万円、2018年度9,023万円、2019年度10,784万円と増加しているが、2020年度はCOVID-19感染拡大により、運用を控えていたことや、上記のとおり投資一任による運用を開始したことにより、受取利息・配当金収入としては、減少するものと見込んでいる。

（2）長所・特色

寄付金について、法人として「マーガレット募金」という恒常的な募金活動を行っている。これは、「学習活動支援募金」、「キャンパス整備募金」、「教育・研究活動支援募金」を中心として、受け入れを行っている。募金活動として、毎年趣意書を作成し、同窓会や保護者、教職員を中心に協力の呼びかけを行っている。寄付者に対しては、継続して寄付金へのご協力をいただけるよう、お礼と合わせて記念品の贈呈や、学園でのイベントの案内・招待を行っている。

（3）問題点

2021年度以降の課題としては、人件費の増加、学内施設の修繕（老朽化対策）費用の増加、ICT環境の強化費用の確保、教育施設の建築費用増大などが抽出されており、そのためには、安定的に学生生徒等納付金収入を確保するため、新入生の確保を目指した募集活動を強化することに加え、学生満足度の向上、退学者の数の減少等に取り組むことが急務であることを示した。収支シミュレーションの結果では、2025年度から基本金組入前収支差額のマイナスが続く結果となっており、改善に向けて早急に検討をすすめる必要がある。

なお、収支シミュレーションの結果は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
教育活動収支差額	178	225	49	47	△ 115	△ 125	△59	△80	△75	73
教育活動外収支差額	54	54	57	60	56	53	55	57	58	60
経常収支差額	231	279	106	106	△59	△71	△4	△23	△17	133
特別収支差額	21	21	21	21	△4	△4	△4	△4	△4	△4
基本金組入前収支差額	183	230	57	58	△ 132	△ 145	△78	△97	△90	59

寄付金については、新規寄付者を増やすための仕組みづくりが必要であり、特に卒業生には母校への帰属意識醸成のための取り組みが必要であると考えるため、在学時の活動からも実施できることがないか検討する必要がある。

私立大学等改革総合支援事業等の資金獲得に向けた動きについては強化したもの、2020 年度も選定には至らなかった。当年度の調査依頼が届いてからの動き出しへは時期が遅く、組織的・戦略的に選定を目指すために十分な時間が確保できたとは言い難いことから、動き出しを早期化して対応を強化する必要がある。

(4) 全体のまとめ

Sagami Vision 2020 およびそれに基づく中長期基本計画の下、教育・研究を支えるための安定した経営基盤の確立に向けて取り組んでいる。毎年、その先の 10 年を期間とした財務シミュレーションを更新し、課題の抽出を行いながら予算編成に当たっている。その結果、収支差額（経常収支差額および基本金組入前当年度収支差額）は、10 年以上、収入超過を継続している。中期的には、さらなる少子化の中で、老朽化建物の修繕や ICT 教育、学生が主体的に学ぶための環境整備等、教育環境の充実に必要な投資が見込まれるが、定期的な財務シミュレーション等で収支状況に注視しながら、これらの投資を行うことで、魅力的な教育・研究環境の整備を実現することができると考える。新たな魅力を伝えながら引き続き学生確保に努め、補助金や寄付金などの外部資金の獲得も積極的に行うことで、少なくとも収支均衡を維持しながら、安定した経営基盤の確立を図ることが可能である。

終 章

以上、大学基準協会提示の評価項目に基づき、自己点検・評価を行った。序章にも述べたとおり、厳正な審査と評価をお願いしたい。

それにしても、率直に言えば、2020年度を基準としての点検・評価には多くの困難があった。言うまでもなく、コロナ禍の影響である。緊急事態宣言の発出にともない、対面授業が不可能となり、それでもオンラインの活用で授業だけは何とか実施し、所定の教育課程は完了することができたが、実験・実習や体験型の授業には大きな支障が出たほか、課外活動についてはほぼ活動禁止とせざるを得なかつたし、学内の会議等の運営も思うに任せない時期があった。当然、当初の年度事業計画は大きな変更を余儀なくされ、PDCAサイクルにおけるPとDの段階で断絶が生じてしまい、点検・評価にも直接間接に大きな影響があった。特に、本学は2013年度に学校法人(理事会)が策定・公表した「Sagami Vision 2020」に基づき、2015年度に「中長期基本計画」を策定し、2020年度を目標としてさまざまな課題に取り組んできた。2020年度はその完成年度であり、その総括とそれをうけて次の中長期計画の策定に注力するはずだったが、前述のとおりコロナ禍の影響により当面の対応に追われてしまい、総括と新たな計画の検討が十分とは言えない状態でこの年度を終えざるを得なかつた。この点については、今後の継続した自己点検・評価により、中期計画についても柔軟に見直しをはかつていくことで対応したい。

とはいっても、2019年2月に理事会は2021年度以降も「Sagami Vision 2020」の基本理念や方針を継続することを決定し、大学としても、2010年に制定した「見つめる人になる。見つける人になる。」のスローガンに象徴される大学プランディングをさらに発展させていくことで意見は一致している。その意味では、コロナ禍による多少の停滞はあるにせよ、基本的な方向性はゆらいでいない。本学のプランディングの柱はこの十年余継続している「地域連携・社会連携の充実」と「発想力の育成」である。前者については、学生の活動意欲は極めて高く、多くの学生が様々な地域連携・社会連携に参画して成長し、大学も「夢をかなえるセンター」を中心に、教員・職員が協力してそれを支援している。今後もこれを一層充実させるとともに、その成果の可視化によって教育効果を高めることを目指したい。後者についても、「さがみ発想講座」、「さがみ発想コンテスト」、優秀な卒業研究に対する「発想賞」の授与など、着実に学内外に定着してきた。そしてこのふたつの柱が合わさる形で実を結んだのが2020年度にスタートした専門職大学院社会起業研究科である。さまざまな地域や社会の課題に新たな発想で取り組む人材の育成を目指すこの研究科は、まさにスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」の具現化であり、その新たなステージである。基本的に社会人を対象とするこの大学院は、いわゆる18歳人口減少が続く今後の環境下で、大学の進むべき方向性を探る試金石でもあり、本学にとっての重要性は今後さらに大きなものになっていくはずである。

本学は今後とも地域や社会と連携し、現場の課題をしっかりと捉え、その解決に力を発揮できる女性を育てていきたい。これは120年前に日本女学校を創立し、女子教育の道を拓いた西澤之介の遺志を受け継ぎ、発展させることにほかならない。新たな時代に対応した教育環境や教育方法を取り入れ、内外にしっかりと教育の質の保証を示し、教育成果を可視化しつつ、これまで紡いできた女子教育の歴史を未来に持続させていくことが本学の使

命である。この志の実現のために、大学基準協会による認証評価をしっかりと活用したいと考えている。